

5

5 章 重点区域の位置及び区域

1. 重点区域設定の考え方
2. 重点区域の位置及び範囲
3. 重点区域の設定の効果
4. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

5章 重点区域の位置及び区域

1.重点区域設定の考え方

本市には、長い歴史のなかで育まれた地域固有の歴史的風致が市全域に存在しているが、特に横浜開港以降の近代以降の歴史的風致が大きな特徴となっている。

鎌倉に武家政権が成立すると、金沢区の六浦湊は中世都市鎌倉を支える物資の集積地として諸国から商人や職人など多くの人々が集まり、大変なにぎわいを見せる。また、称名寺などを中心として鎌倉に劣らない仏教文化が栄えた。中世の頃に始まったとされる「祇園舟」や「天王祭」の「三ツ目神楽」などの祭礼が今に伝わっている。称名寺を始めたとした寺院では、「花まつり」を持ち回りで開催し、春の風物詩となっている。また、金沢八景として浮世絵にも描かれた風光明媚な景勝地としても知られ、近世、近代以降も別荘を構える著名人や観光や海水浴等で訪れる人でにぎわっている。

安政6年(1859)に横浜港が開港し、明治22年(1889)から近代港湾として整備され、国際貿易港として生糸や茶の輸出などを中心として貿易額は年々増加していった。明治期の第一期築港工事で造られた港湾施設や、港の発展とともに諸外国との交易のための施設、商社等の企業が関内地区等に集積し、現在まで港町の様相を形成している。開港後は節目ごとに周年記念事業が行われ、記念式典などが実施される。6月2日は開港記念日として学校休校日になったり、「横浜開港記念バザー」など開港を祝うイベント等も多く催されたりするなど、開港を祝う行事は市民生活に根付いたものになっている。また、開港以来、横浜港では港町ならではの「音のある風景」として、汽笛の音が人々に親しまれてきた。特に「除夜の汽笛」は大晦日の年越しのイベントとして、横浜市民には欠かせないものになっている。

一方、幕末明治期に生糸で財を成す商人が現れ、その一人である原善三郎と富太郎により造成された三溪園は、明治期から一般公開されて今に至るまで市民と国内外の来園者を楽しませている。園内の古建築は「茶会」などに利用され、茶人として名を成した原三溪(富太郎)の事績を今に伝えている。

明治期に近代化が進められた横浜の都市は、関東大震災と戦災・接収という災害等により大きな被害を受けた。しかし、市民や企業、行政が一丸となって復興したまちは大都市へと発展していく。震災復興期に建てられた近代建築や橋梁、公園等、戦災復興期に建てられた防火帯建築は、横浜の特徴ある景観形成に寄与している。まちの復興を盛り上げるために始まった「国際仮装行列」は、復興し発展していくまちを背景に、そこに暮らす市民の喜びや誇りを表し、醸成している。また、山下公園のインド水塔等で「慰霊祭」が行われるなど、震災の記憶を継承する活動が続けられている。

開港後横浜に設けられた居留地は、山下地区と山手地区で、居留地設置の際に割り振られた地番は、現在の地番に引き継がれている。山手地区は、領事館、居留地に住む外国人の住宅や学校、教会、公園などが建てられた。関東大震災により多くの建物が倒壊したが、復興で建てられた西洋館や教会、学校等の洋風建造物群が住宅・文教地区としての景観を今に伝えている。そういった歴史的建造物や景観を保全するために、地域住民と行政が協働して活動している。また、居留地の外国人によって様々な西洋文化・技術が横浜にもたらされ、いわゆる「もののはじめ」といった発祥文化が多く存在している。特に外国から伝わったスポーツ文化、それらに関するコミュニティ等が明治期から現在に伝わっている。

このように本市の歴史的風致は、様々な歴史的背景を持って市内にみられるが、本計画における重点区域は、歴史的風致の維持及び向上を図るため、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する

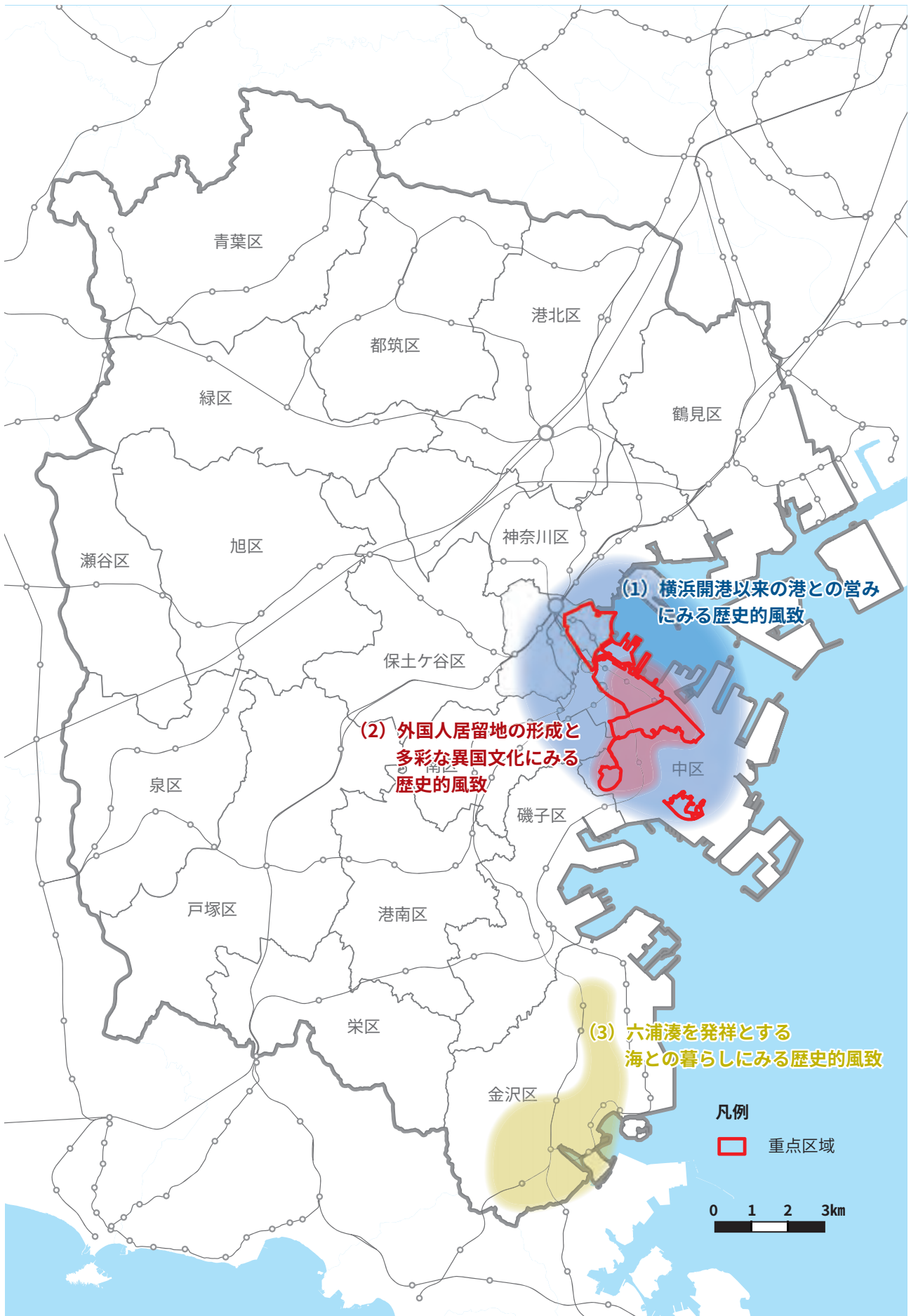
法律」第2条第2項において下記のとおり要件が定められている。

【重点区域設定の要件】

- ① 次のいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域
 - ・ 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地
 - ・ 重要伝統的建造物群保存地区内の土地
- ② 当該区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要な区域

第3章で挙げた3つの歴史的風致と重点区域設定の要件及び横浜市文化財保存活用地域計画で定められた文化財保存活用区域の範囲を踏まえ、本計画では、歴史的風致の維持向上を推進するため「横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致」及び「外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致」の範囲を基本として、歴史的風致を形成する歴史的建造物等が多く集積する「関内区域」、「山手区域」、「みなとみらい21区域」及び「三溪園周辺区域」を重点区域として設定する。

なお、歴史的風致を形成している他の地区でも、計画を推進していくにあたり、本市の歴史的風致の維持向上に寄与する範囲が新たに生じた場合や重点的に施策を推進する必要性が生じた場合には、必要に応じて重点区域の追加や範囲の見直しをするものとする。



歴史的風致の分布と重点区域の位置

2.重点区域の位置及び範囲

(1) 関内区域

① 概要

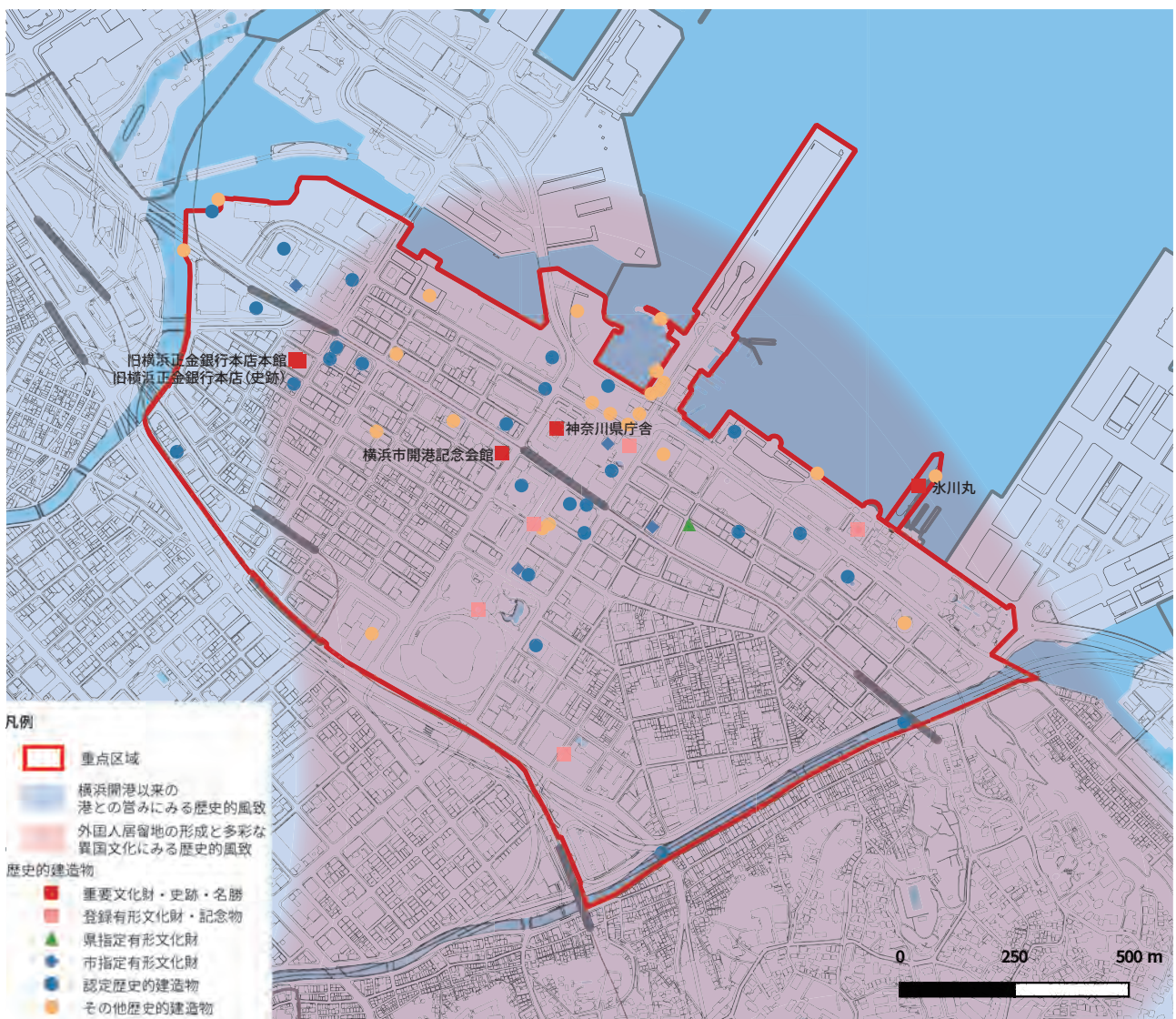
本市における関内区域は、かつて商館等が集積し、中華街や山下公園等を含む旧外国人居留地と、北仲通りや海岸通りを含む旧日本人街、横浜公園・日本大通り・大さん橋等を中心とする、「横浜開港」「生糸貿易」「震災・戦災復興」「居留地」の歴史的風致が重層的に集積する重要な場所である。よって、横浜発展を象徴する開港の歴史文化を有する関内地区を重点区域として設定し、歴史資産の保全活用や景観形成、普及啓発等を一体で推進する。

名称：関内区域

面積：約 157 ヘクタール

② 位置

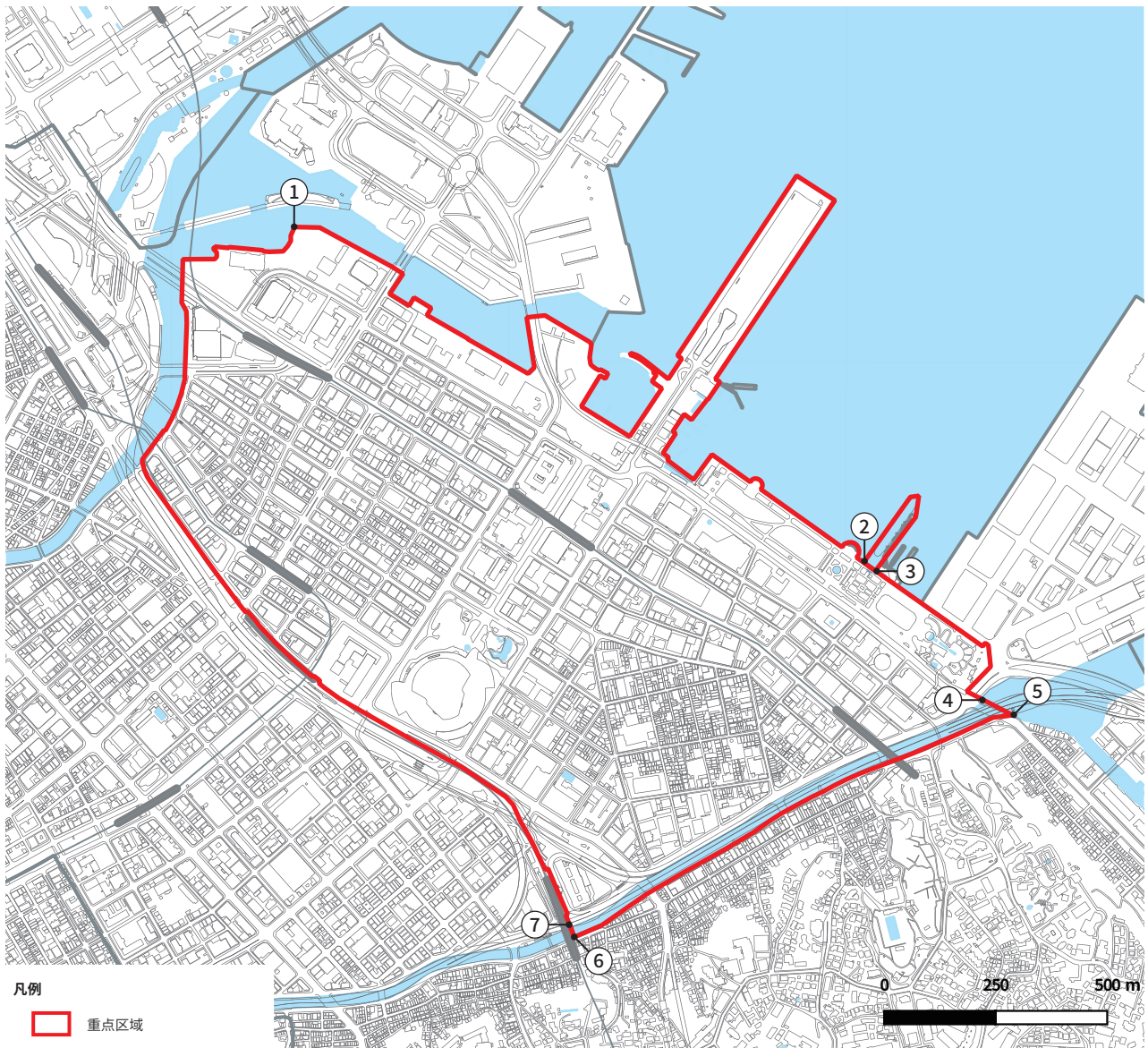
重点区域の設定にあたっては、関内地区の景観計画の対象区域を基本として、各歴史的風致を伝える建造物や活動が集積する範囲を設定した。



重点区域（関内区域）の位置

③ 区域

関内区域の区域（境界）は、以下の図及び表に示す表の地形地物等に基づいて設定する。



重点区域（関内区域）の範囲

重点区域（関内区域）の境界

区 間	区域（境界）の位置
①～②	景観計画区域（関内地区）の区域界
②～③	日本郵船氷川丸及び栈橋
③～④	景観計画区域（関内地区）の区域界
④～⑤	山下橋（下流側）
⑤～⑥	中村川右岸
⑥～⑦	西之橋上流側
⑦～①	景観計画区域（関内地区）の区域界

(2) 山手区域

① 概要

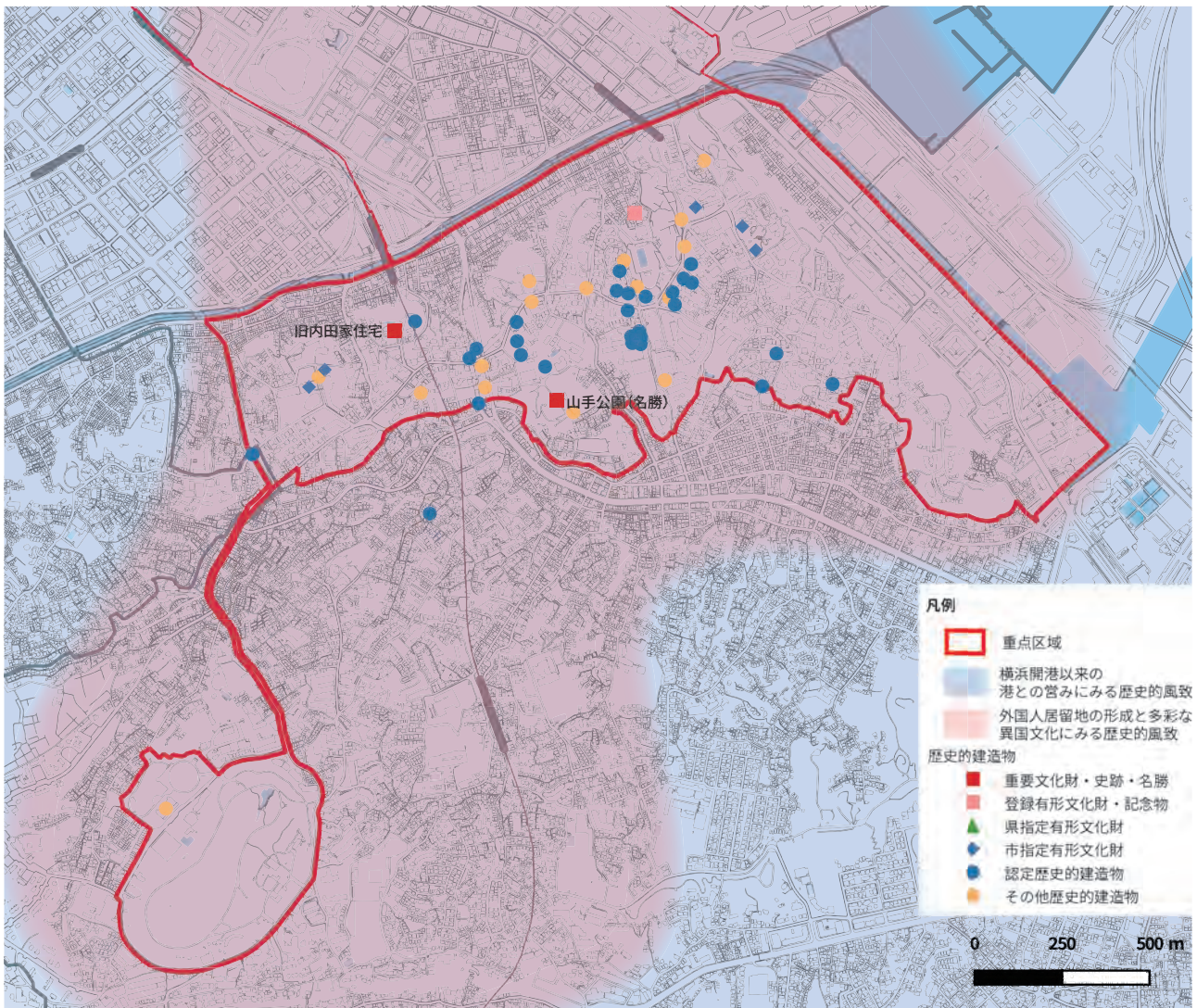
本市における山手区域は、慶応3（1867）年に居留地指定され、以降外国人が暮らす西洋館や学校、教会などが並ぶ地区となった山手町を中心とし、「横浜開港」「震災・戦災復興」「居留地」の歴史的風致が重層的に集積する重要な場所である。よって、横浜発展を象徴する開港の歴史文化を有する山手地区を重点区域として設定し、歴史資産の保全活用や景観形成、普及啓発等を一体で推進する。

名称：山手区域

面積：約 186 ヘクタール

② 位置

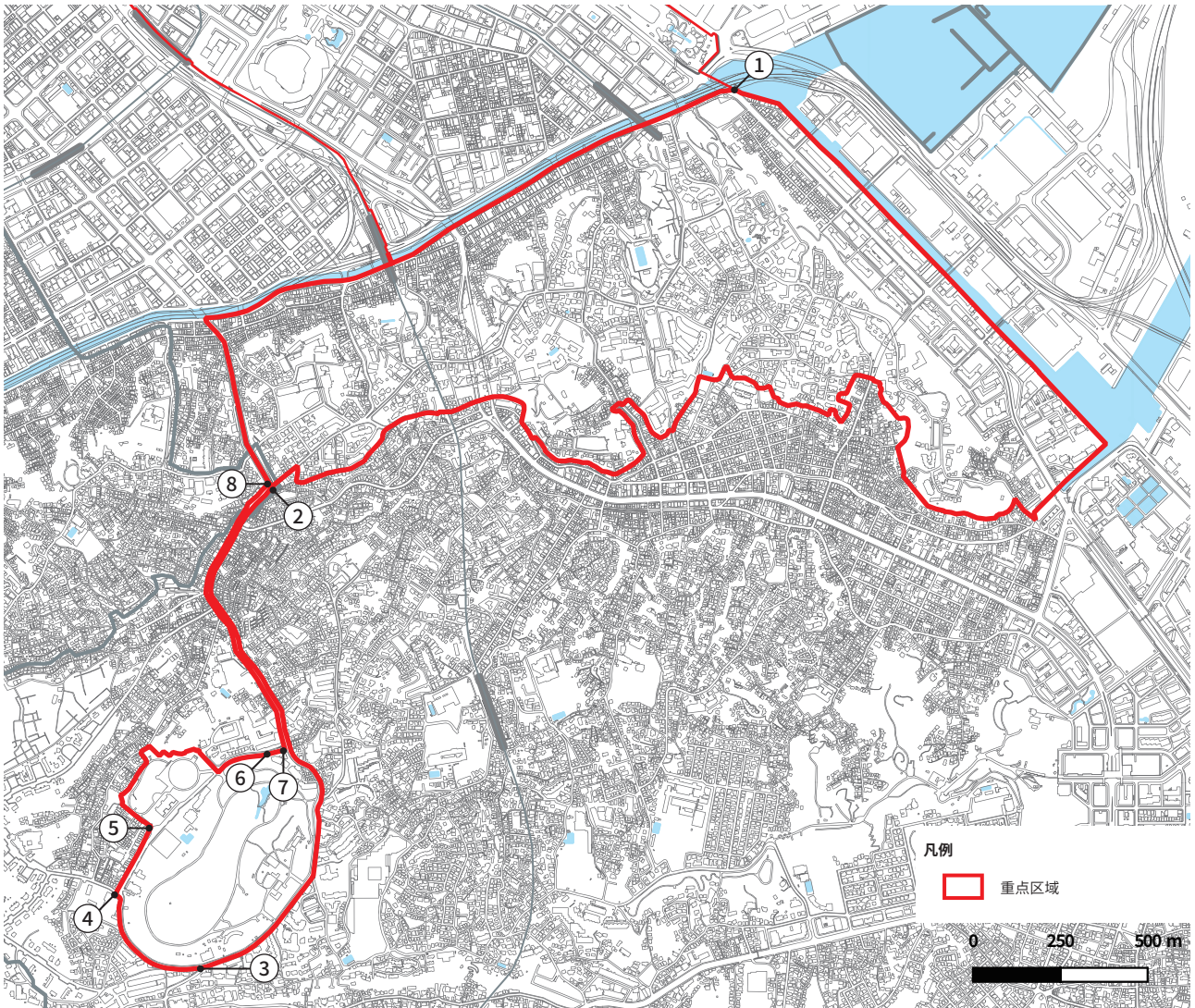
重点区域の設定にあたっては、山手地区の景観計画の対象区域及び一部根岸地区を含めた、各歴史的風致を伝える建造物や活動が集積する範囲を設定した。



重点区域（山手区域）の位置

③ 区域

山手区域の区域（境界）は、以下の図及び表に示す表の地形地物等に基づいて設定する。



重点区域（山手区域）の境界

区 間	区域（境界）の位置
①～①	景観計画区域（山手地区）の区域界
②～③	主要地方道横浜駅根岸線
③～④	市道競馬場裏通
④～⑤	米軍根岸住宅地区敷地境界
⑤～⑥	根岸森林公園敷地境界
⑥～⑦	道路状通路（日米共同使用区域）
⑦～⑧	主要地方道横浜駅根岸線
⑧～①	景観計画区域（山手地区）の区域界

(3) みなとみらい21区域

① 概要

本市におけるみなとみらい21区域は、国内初の近代港湾として築港された横浜港の一部を含むみなとみらい21新港地区、横浜船渠株式会社のドックが現存し現在は業務核都市としてまちづくりが進められるみなとみらい21中央地区の一部による、「横浜開港」「生糸貿易」「震災・戦災復興」の歴史的風致が重層的に集積する重要な場所である。よって、横浜発展を象徴する開港の歴史文化を有する港周辺のみなとみらい21地区を重点区域として設定し、歴史資産の保全活用による賑わい形成や景観形成、普及啓発等を一体で推進する。

名称：みなとみらい21区域

面積：約63ヘクタール

② 位置

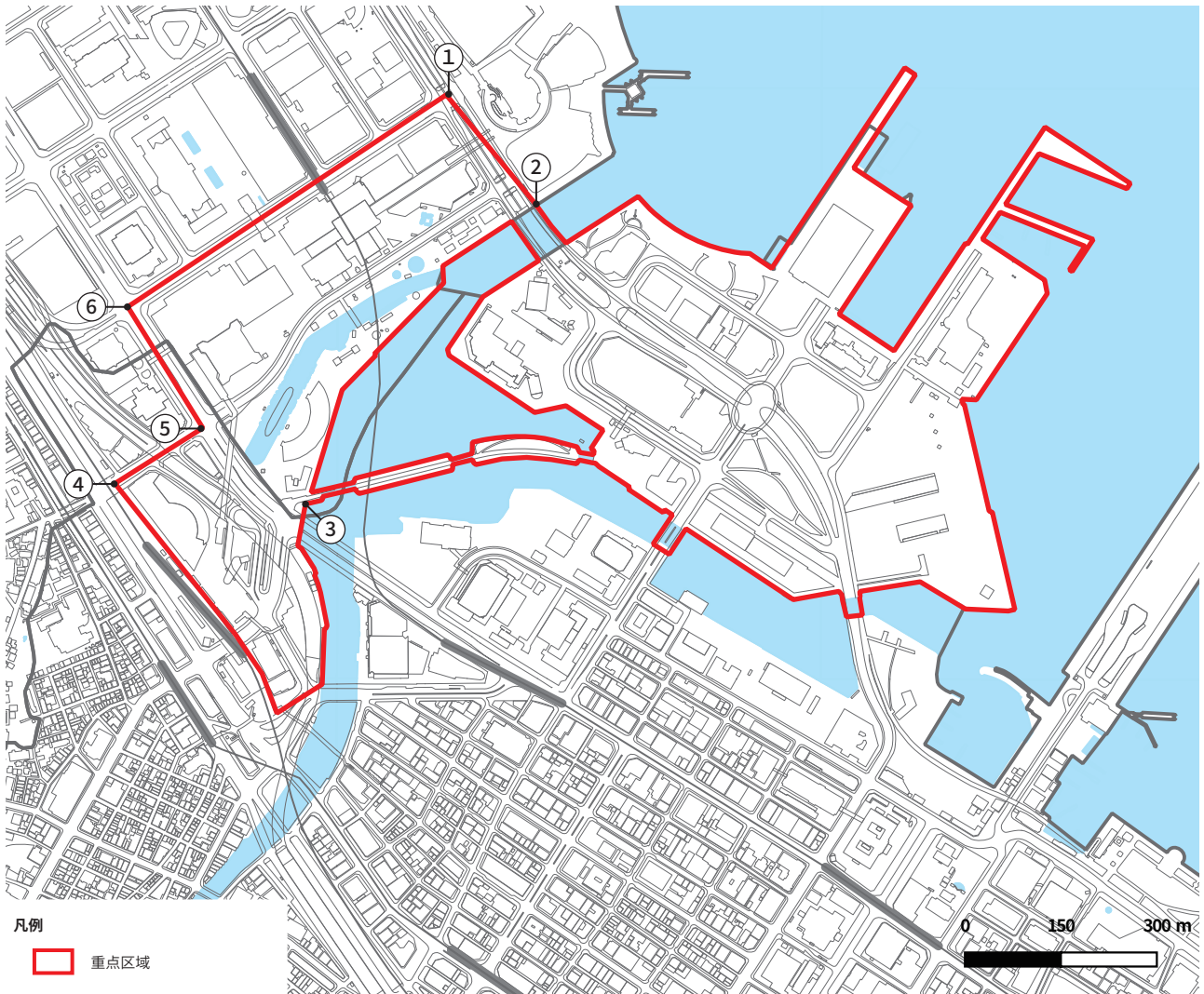
重点区域の設定にあたっては、みなとみらい21中央地区及びみなとみらい21新港地区の景観計画の対象区域を基本として、各歴史的風致を伝える建造物や活動が集積する範囲を設定した。



重点区域（みなとみらい区域）の位置

③ 区域

みなとみらい21区域の区域(境界)は、以下の図及び表に示す表の地形地物等に基づいて設定する。



重点区域(みなとみらい21区域)の範囲

重点区域(みなとみらい21区域)の境界

区間	区域(境界)の位置
①～②	横浜港臨港幹線道路
②～③	景観計画区域(みなとみらい21新港地区)の区域界
③～④	景観計画区域(みなとみらい21中央地区)の区域界
④～⑤	みなとみらい4号線
⑤～⑥	市道栄本町線
⑥～①	みなとみらい3号線

(4) 三溪園周辺区域

① 概要

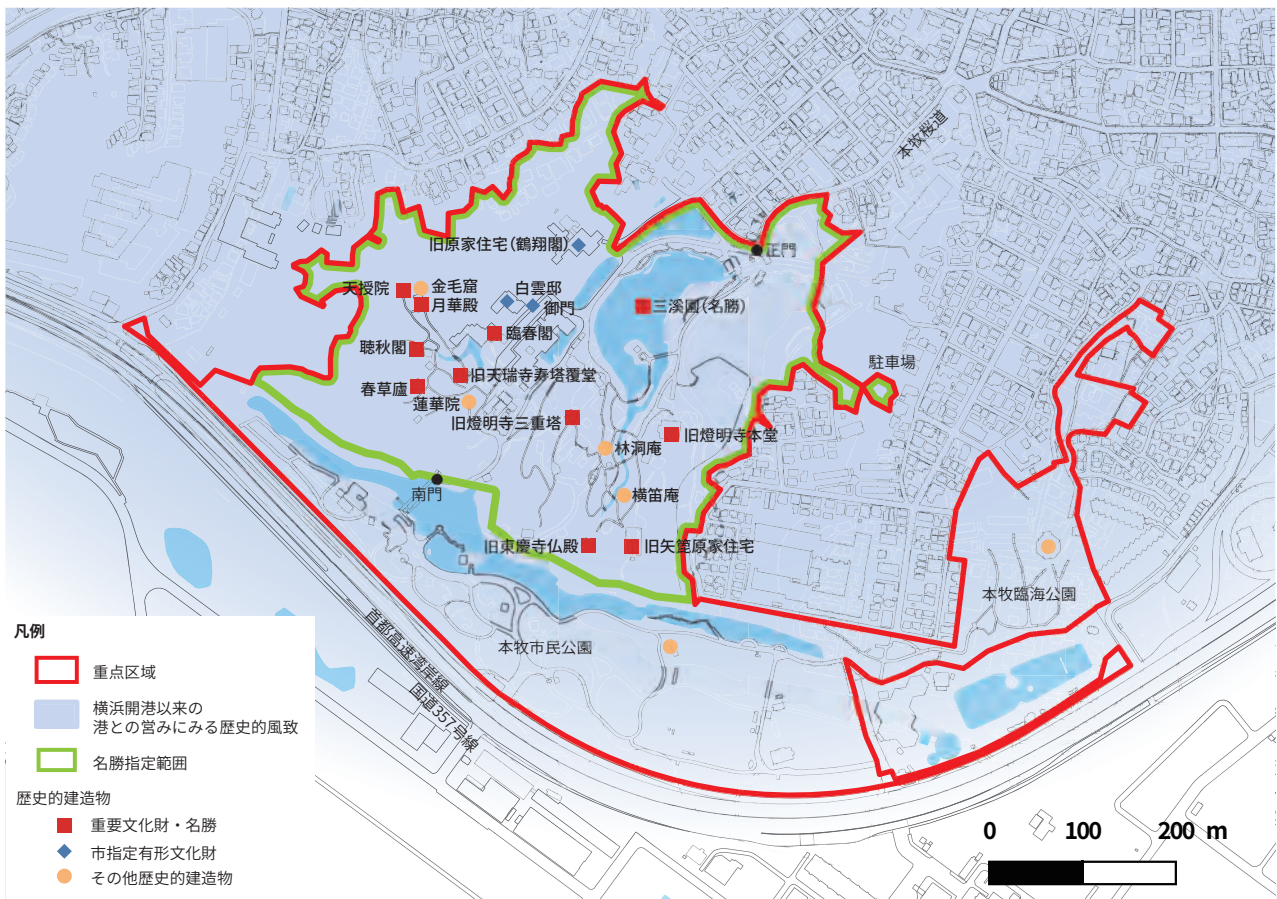
本市における三溪園周辺区域は、製糸・生糸貿易で財を成した実業家・原三溪が造り上げた約53,000坪の日本庭園を中心とする、「横浜開港」の歴史的風致に係る歴史資産が特に集中して集積している区域である。よって、三溪園及びその周辺を重点区域として設定し、歴史資産の維持保全、公開活用等を一体で推進する。

名称：三溪園周辺区域

面積：約32ヘクタール

② 位置

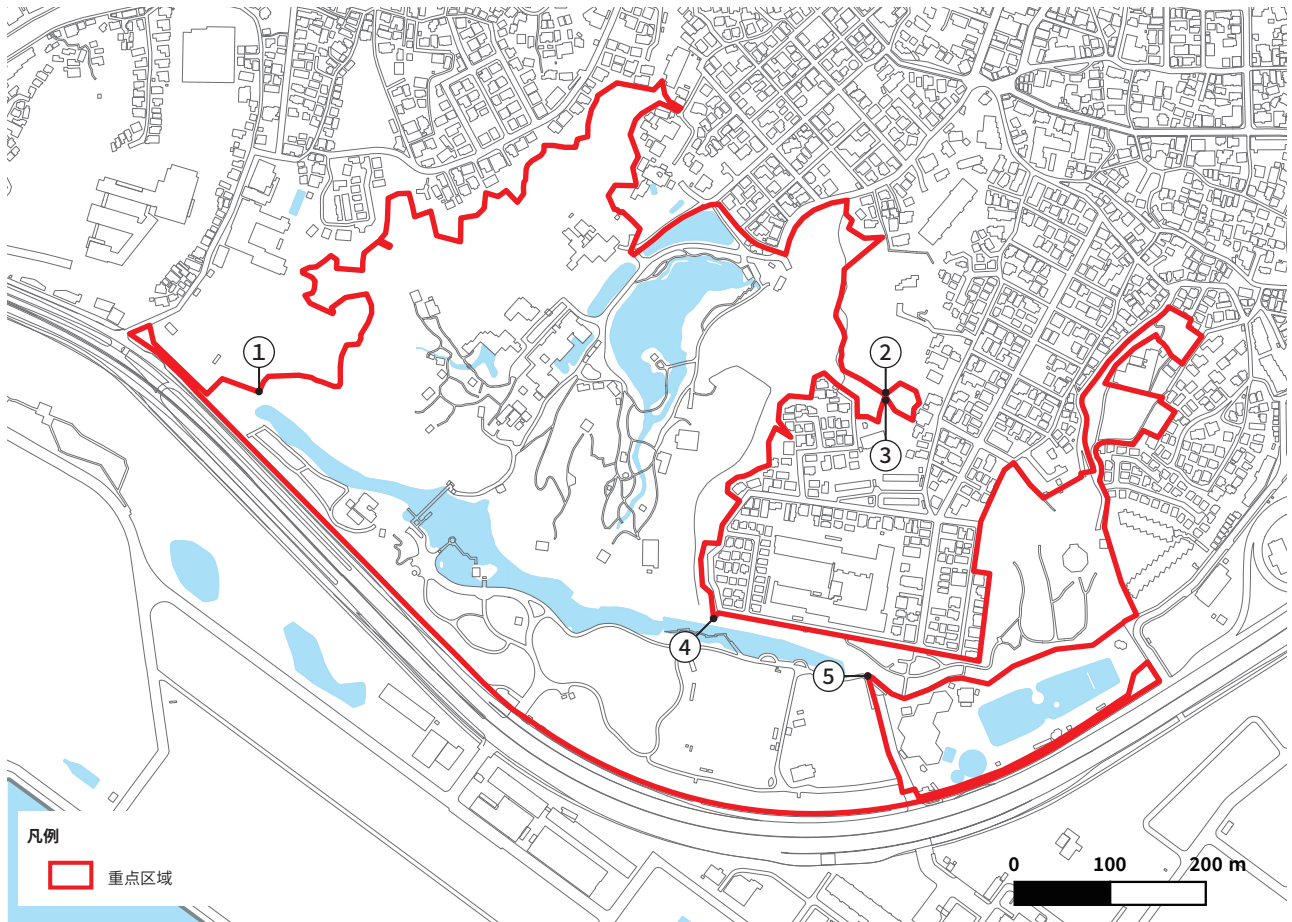
重点区域の設定にあたっては、庭園と建造物、活動が一体的に歴史的風致を形成している三溪園名勝指定範囲に加え、周辺の公園である本牧市民公園・本牧臨海公園を設定した。



重点区域（三溪園周辺区域）の位置

③ 区域

三溪園周辺区域の区域（境界）は、以下の図及び表に示す表の地形地物等に基づいて設定する。



重点区域（三溪園周辺区域）の範囲

重点区域（三溪園周辺区域）の境界

区 間	区域（境界）の位置
①～②	文化財（名勝）指定区域界
②～③	文化財（名勝）指定区域界
③～④	文化財（名勝）指定区域界
④～⑤	本牧臨海公園敷地境界
⑤～①	本牧市民公園敷地境界

3.重点区域の設定の効果

重点区域は、本市の維持向上すべき歴史的風致の中でも、横浜開港以降の近代以降に発展してきた地区であり、横浜の歴史を語るうえで欠かせない場所である。

「関内区域」・「山手区域」・「みなとみらい21区域」は、港町の風情や旧外国人居留地の異国情緒を感じる「港町横浜」のイメージを形成する重要な地域であり、多くの観光客が訪れる場所でもある。西洋館や教会などが多く建ち並ぶ山手地区、近代建築が良く残る関内地区、赤レンガ倉庫やドックヤードガーデンをはじめとした港を感じる建造物が多く残るみなとみらい21地区は、地区内に残る歴史的建造物や土木遺構が地域の景観形成上、重要な役割を果たしている。これら区域内の歴史的建造物の保存・活用や、市街地の環境整備、普及啓発や調査、市民活動との連携等を一体的に進めることにより、市民が横浜の歴史を再認識しシビックプライドを醸成するとともに、人々が歴史文化の持つ魅力に触れる場を創出し、都市の個性・魅力の向上につながることを期待される。

また「三溪園周辺区域」は、日本の伝統的な古建築を鑑賞する庭園としてつくられた三溪園と、海に面し本牧のかつての面影を残す公園を区域としている。三溪園の古建築の適切な保存修理、維持管理を通じた保存活用、そして一体の歴史・魅力の発信により、地区全体の魅力の更なる磨き上げが期待される。

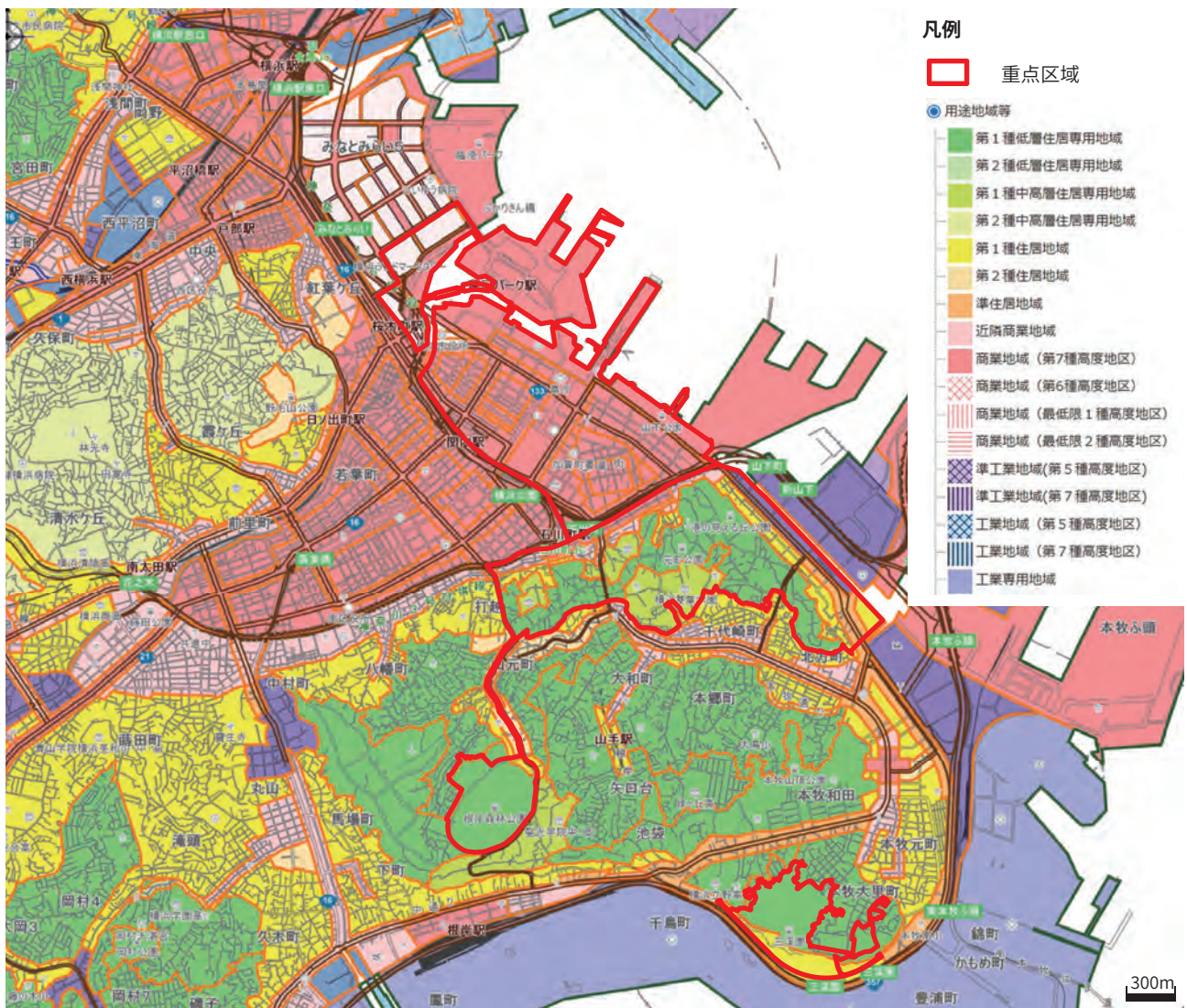
これらの取組により、横浜の歴史や文化を理解する人が増え、歴史資産の保全・活用の事業を展開していくことにより、横浜市全体の歴史的風致の維持及び向上に資すると考えられる。

4.重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

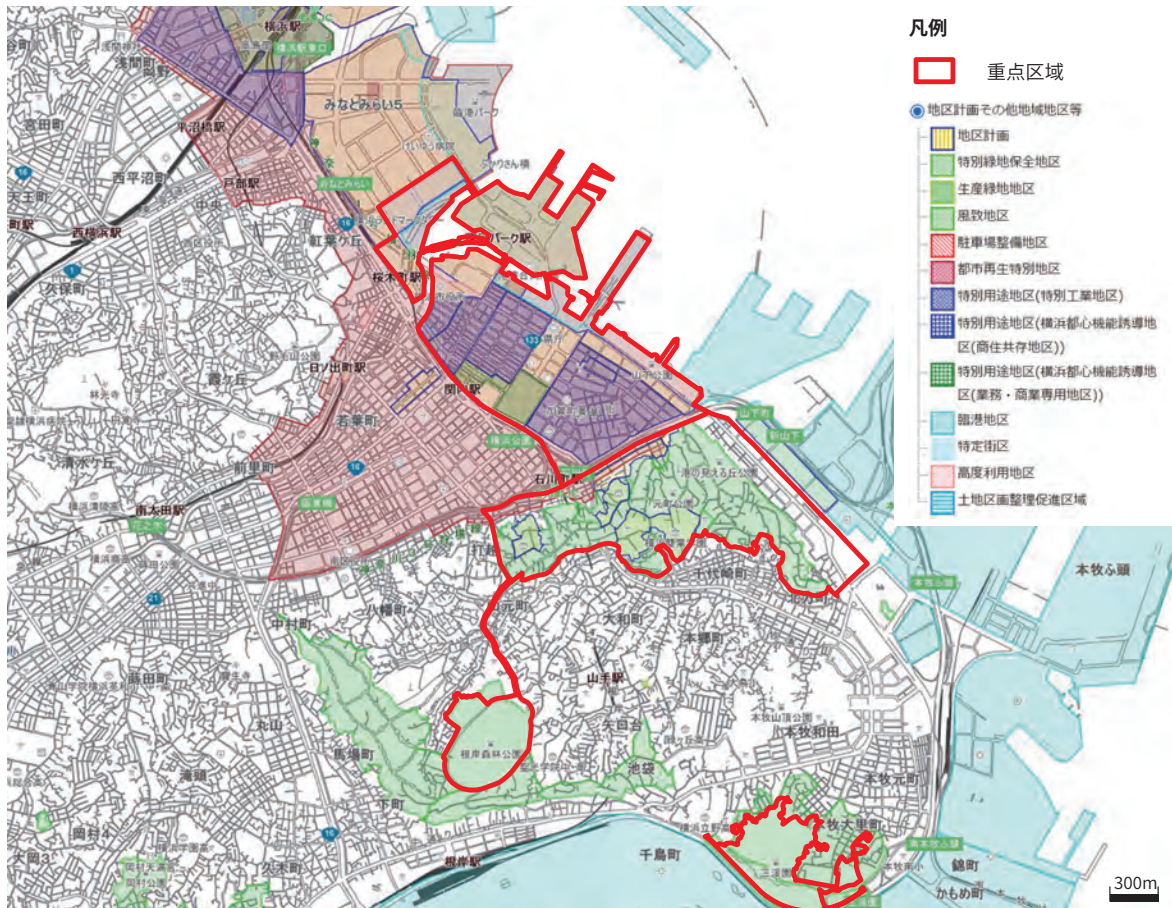
(1) 都市計画

横浜市では、市域全体を都市計画区域としており、12種類の用途地域に区分した市街化区域と市街化を抑制すべきとした市街化調整区域に区分している。用途地域により建築物の用途等を制限するとともに、地区計画により地区の特徴や目的にあったまちづくりを行っている。また、都市における風致を維持するため、風致地区の指定も行っている。その他、独自条例に基づく地域まちづくりルール・プラン、街づくり協議地区制度等により地区の特性に合わせた細やかなルール作りを行っている。

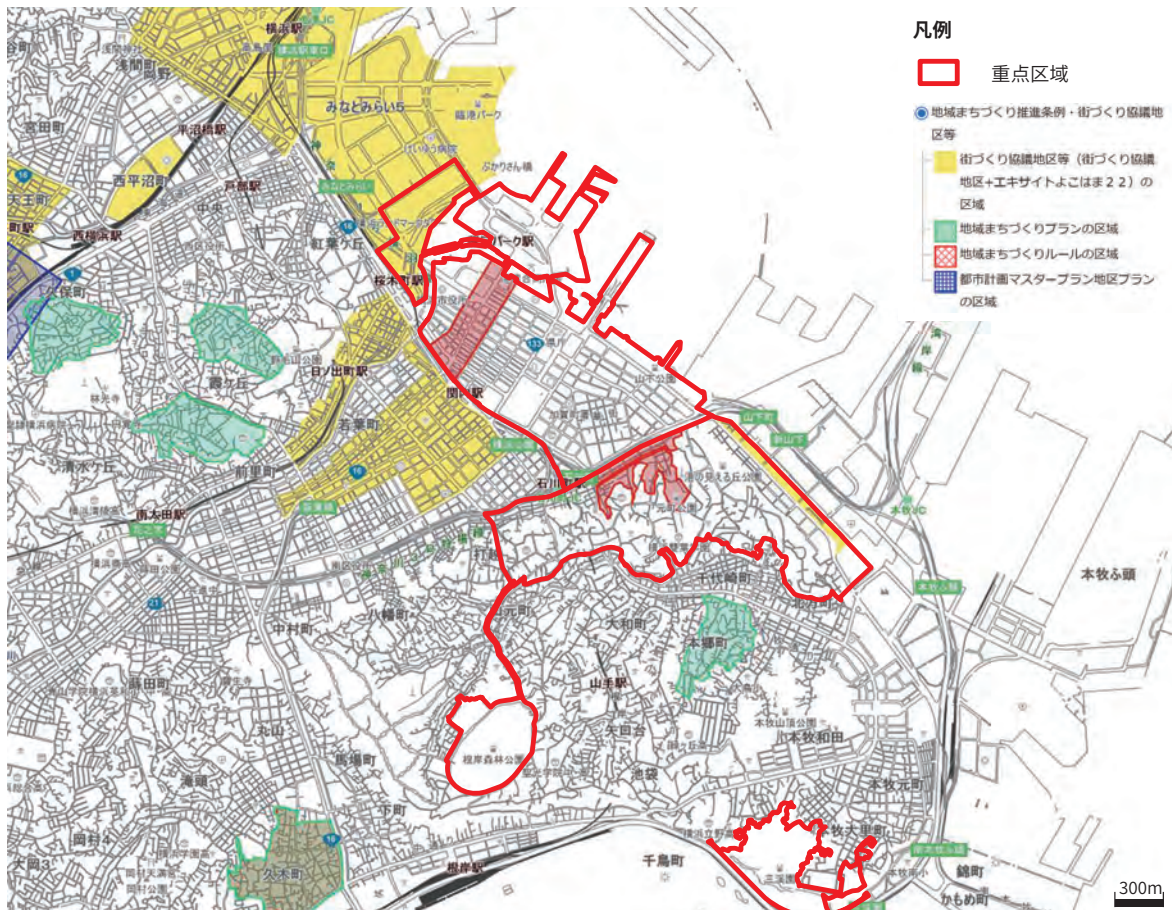
重点区域における各地区ごとの都市計画制度の状況は、以下の通りである。



重点区域と用途地域



重点区域と地区計画・風致地区等



重点区域と地域まちづくりルール・街づくり協議地区等

重点区域における都市計画制限等一覧

都市計画の制限等	関内区域	山手区域	みなとみらい21区域	三溪園周辺区域
用途地域	商業地域	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、近隣商業地域、商業地域	商業地域	第1種低層住居専用地域、第1種住居地域
地区計画	<ul style="list-style-type: none"> ・山下公園通り地区地区計画 ・日本大通り用途誘導地区地区計画 ・北仲通南地区再開発地区計画 ・山下町本町通り地区地区計画 ・北仲通北再開発等促進地区地区計画 ・馬車道地区地区計画 ・関内駅前地区地区計画 ・海岸通り地区地区計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・山手町地区地区計画 ・山手町西部文教地区地区計画 ・元町地区地区計画 ・元町仲通り街並み誘導地区地区計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・みなとみらい21中央地区地区計画 ・みなとみらい21新港地区地区計画 	
風致地区		山手風致地区：第3種・第4種 根岸風致地区：第3種		本牧風致地区：第3種
地域まちづくり等	<ul style="list-style-type: none"> ・馬車道まちづくり協定 	<ul style="list-style-type: none"> ・元町まちづくり協定 ・元町通り街づくり協定 ・元町仲通り地区街づくり協定 (・山手まちづくり協定) ・新山下地区街づくり協議地区 	<ul style="list-style-type: none"> ・みなとみらい21地区街づくり協議地区 	

(2) 横浜市都市計画マスタープラン

横浜市では、市域全体のプランである「横浜市都市計画マスタープラン(全体構想)」(平成25年(2013)3月改定)のほか、「地域別構想」として18区ごとに「区プラン」を策定し、一部の区では「地区プラン」をまとめている。本計画の重点区域を含むのは中区と西区である。中区プラン「中区まちづくり方針」(令和2年(2020)3月改定)では、分野別方針の「都市の魅力・活力に関する方針」の目標を「個性豊かな街並み、商店街、歴史的資源、文化芸術、スポーツなどの活用により、国内外から人や企業が集う魅力・活力にあふれるまち」としている。西区プラン「西区まちづくり方針」(平成28年(2016)11月改定)では、分野別方針の「地域資源を生かしたまちづくり(都市の魅力に関する方針)」の目標を「水辺や丘の緑、歴史などの地域資源を保全・活用するとともに、新たな魅力を生み出し、潤いとやすらぎのあるまちをつくります。」としている。

これらの地域別構想におけるまちづくりの方針は、本計画における重点区域の方針と整合しており、まちづくり方針に基づき歴史的資産を保全活用することにより、歴史的風致の維持向上を推進していくものである。



「中区まちづくり方針」の都市の魅力・活力に関する方針図



「西区まちづくり方針」の地域資源を生かしたまちづくり方針図

分野別方針の内容（抜粋）

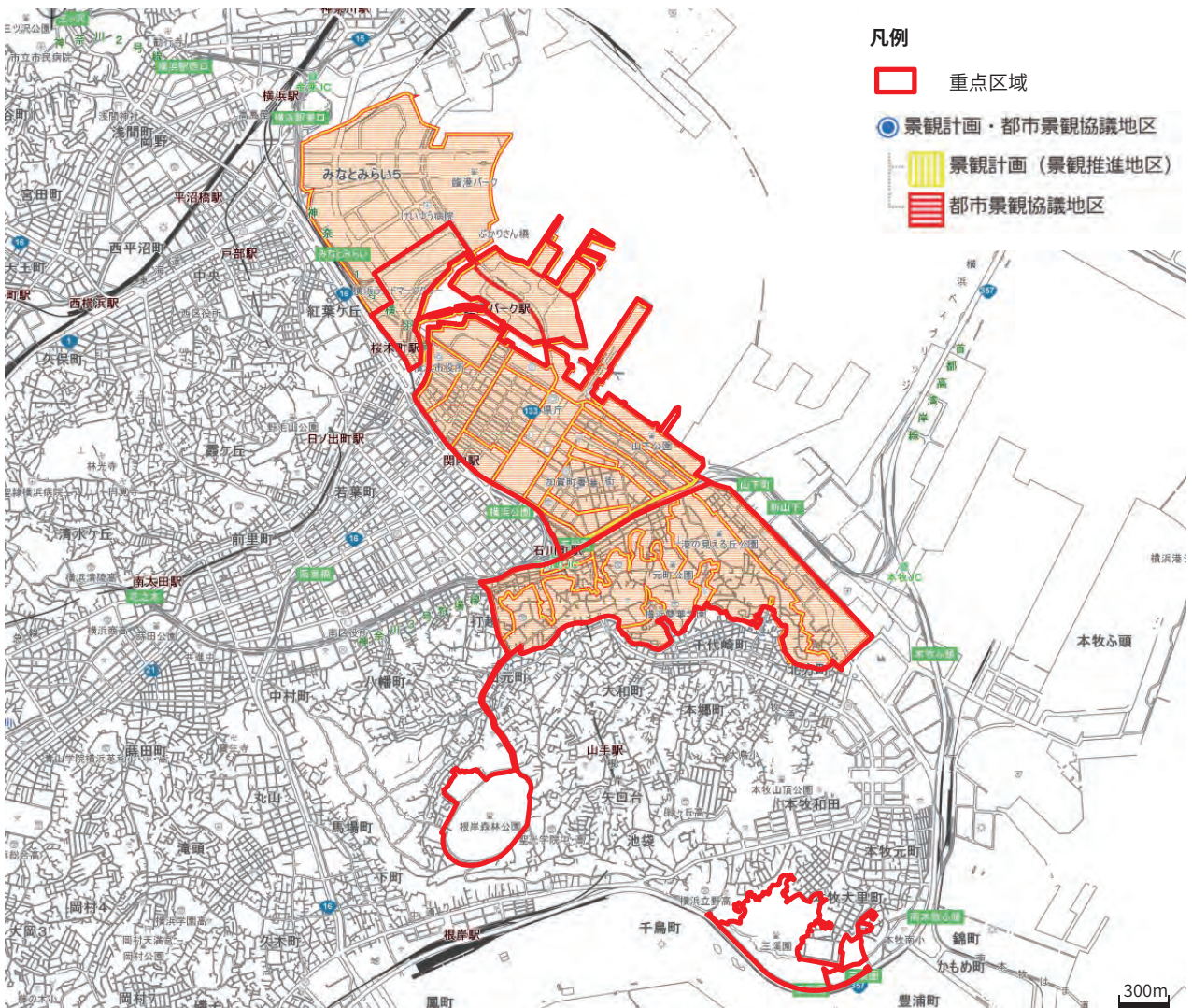
	中区まちづくり方針	西区まちづくり方針
	2-6. 都市の魅力・活力に関する方針	2-6. 地域資源を生かしたまちづくり (都市の魅力に関する方針)
目標	個性豊かな街並み、商店街、歴史的資源、文化芸術、スポーツなどの活用により、国内外から人や企業が集う魅力・活力にあふれるまち	水辺や丘の緑、歴史などの地域資源を保全・活用するとともに、新たな魅力を生み出し、潤いとやすらぎのあるまちをつくります。
方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 歴史的資源を生かしたまちづくりの推進 2 良好で個性豊かな街並み・商店街の形成 3 花・緑・水を生かしたまちづくり 4 文化芸術都市の推進 5 観光・MICE 6 未来を創る都市づくり 	<ol style="list-style-type: none"> 1 水に親しめる場づくり 2 緑豊かな都市空間づくり 3 歴史資源の保全・活用 4 地域資源の魅力発信

(3) 横浜市景観計画

横浜市では、良好な景観の形成を進めるため、景観法に基づく「横浜市景観計画」と、横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（景観条例）に基づく「都市景観協議地区」を定めている。横浜市景観計画では、地域の景観形成に応じた、区域や良好な景観の形成のための方針、建築物の建築等に対する基準（景観形成基準）等を定め、市内全域を景観計画区域としている。

関内地区、みなとみらい21中央地区、みなとみらい21新港地区、山手地区の4地区では、景観計画における景観推進地区及び景観条例に基づく都市景観協議地区に指定されており、地区内で建築物や工作物の新設、改築、外観の変更、屋外広告物の設置や変更などを行う際には、横浜市への景観法に基づく届出や景観条例に基づく協議を必要としている。

重点区域のうち、関内区域、山手区域、みなとみらい21区域の大部分が景観推進地区及び都市景観協議地区に指定されており、適切な景観形成基準の協議及び運用により、良好な景観を保ちつつ地区の特性に応じた景観形成の推進を図る。



重点区域と景観推進地区及び都市景観協議地区

地区ごとの景観形成の方針

地 区	地区全域の方針
関内地区	<p>関内地区では、歴史的・文化的資産を保全・活用しながら、業務・商業機能を中心に、国際的な産学連携機能や観光・集客機能、文化芸術創造活動など多様な機能が複合する多彩な都市活動が行われている。</p> <p>馬車道、山下公園通り、日本大通り、横浜中華街などの個性的な都市景観があり、緑の軸線構想、都心プロムナードなどの魅力的な歩行者空間の形成やオープンスペースの創出など、地元のまちづくり組織との協働などにより、様々な魅力づくりが図られてきた。また、開港の歴史や戦後の都市発展の歴史を伝える歴史的建造物、土木遺構などの保全・活用や、時代に応じた魅力と活力ある建物の誘導により、古い建物と新しい建物が調和して共存する独自の魅力的な街並みを形成している。</p> <p>このような関内地区の特徴を伸長しつつ、次の4つの方針に基づいて、関内地区の街並みをさらに魅力的なものとし、世界に誇れる横浜の顔づくりを行う。</p> <p>I わかりやすく、奥行きと賑わいのある界隈を巡り歩いて楽しめる街を創る。 II 関内地区の街並みの特徴を生かし、ミナト横浜を感じる眺望が楽しめる街を創る。 III 開港の歴史や文化の蓄積を生かしながら新しい文化を生み出す街を創る。 IV 多様な都市機能がコンパクトに複合する、活力ある街を創る。</p> <p>方針の達成に向けて、建築行為等の設計について指針とするべき事項として、行為の指針を次に定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) ゆとりある歩行者空間を連続的に形成する。 (2) 通りの低層部のしつらえを工夫して、連続性のある賑わいを創出する。 (3) 人々に交流を促す快適な広場状空地进行を創出する。 (4) 緑化や水際の活用により、まちに潤いを創出する。 (5) 関内地区の街並みの特徴を生かす。 (6) ミナト横浜の歴史を大切に、関内地区の魅力・個性を伸ばす。 (7) 中層、高層の建築物は、デザインを工夫し、魅力ある街並みを形成する。 (8) 港や丘などからの眺望景観が魅力的になるよう工夫する。 (9) 関内地区の新しい魅力を創造する。 (10) 秩序ある広告景観を形成する。
みなとみらい21中央地区	<p>みなとみらい21中央地区は、2つの都心である横浜駅周辺地区と関内地区を結ぶ位置にある。また、横浜の自立性と都心機能を強化するうえで重要な地区であり、業務、商業などの多様な都市機能の集積を図っている。</p> <p>当地区においては、これまで地元のまちづくり組織等における様々な魅力づくりの取組や、街づくり基本協定に基づく街づくりの推進、市民が憩い親しむことができる水辺空間や豊かで多様性のある緑にあふれた空間の創出等を図り、風格ある都市景観が形成されてきた。また、港や歴史を生かした景観形成など、当地区全体で調和のとれた質の高い景観形成が図られている。なかでも、海側から山側に向けて、徐々に建物高さを高くすることで形成される街のスカイラインは、横浜の代表的な景観の一つとして、広く親しまれている。</p> <p>当地区の景観形成については、さらに、低層部における「にぎわい空間」の創出を重要な景観要素と考え、地区全体で形成されているペDESTリアンネットワーク沿いでこの「にぎわい空間」を連担させることにより、街全体の回遊性を高める魅力ある歩行空間の形成を進めている。キング軸、クイーン軸、グランモール軸の3つの都市軸については、当地区の拠点となる駅や港への通景など、極めて重要な役割を持つ歩行空間ネットワークであり、この軸沿いの建物も含めた、総合的な景観</p>

地 区	地区全域の方針
みなとみらい21 中央地区（続き）	<p>形成を図ることが求められている。特に、キング軸については、今後の街づくりを進める上で要となる軸であり、それに相応しい歩行空間の形成が必要となっている。</p> <p>これらの、街の特徴を伸長しつつ、次の3つの方針に基づき、みなとみらい21中央地区の街並みをさらに魅力的なものとし、世界に誇れる横浜の顔となる都市景観形成を図る。</p> <p>I 多様で先進的都市機能が集積するにぎわいと活力ある街を創る II 街に集う人々に心地よく、優しい都市環境を形成する街を創る。 III みなとみらい21地区の特徴を生かし、横浜の顔となるような風格ある街並みを創る。</p> <p>また、みなとみらい21中央地区全域の方針のほかに、みなとみらい大通り沿道地区における方針を定める。</p>
みなとみらい21 新港地区	<p>みなとみらい21新港地区では、近代港湾発祥の地としての歴史性を生かし、赤レンガ倉庫をはじめとする歴史的資源を保全・活用した街づくりをすすめてきた。また、中層で広がりのある景観づくりを行い、隣接するみなとみらい21中央地区における現代的な超高層ビル群の形成による新しい街づくりと対比させることで、歴史的景観と背後の超高層の街並みが立体的に見え、時間的、空間的な奥行きを感じられる景観をつくってきた。</p> <p>みなとみらい21新港地区の特徴としては、業務・商業が集積した中心地に隣接した立地にありながら、港湾機能を有し、水域に囲まれた“島”として、独自の領域性を持つことが挙げられる。この特徴を生かすため、周辺地区との連続性を保ちながらも、地区の玄関口として意識できるよう橋やその周辺を演出し、水際にプロムナードを設けることで、魅力的な水際空間を創出してきた。</p> <p>このようなこれまでの取り組みを発展させ、さらに、みなとみらい21新港地区の特徴を生かした景観形成を図るためには、赤レンガ倉庫への見通し景観の確保や、対岸や海上から見た景観の演出、周辺の超高層ビル群からの見下ろし景観への配慮などが必要となっている。</p> <p>これら地区の特徴を伸長し、みなとみらい21新港地区の街並みをさらに魅力的なものとするため、次の3つの方針に基づき、世界に誇れる横浜の顔となる都市景観づくりを行う。</p> <p>I みなとの情景の演出 ① 海に向かってゆとりを持ち、連続性が感じられる街並みをつくる。 ② 開放的で居心地のよい水域・水際線の風景をつくる。</p> <p>II 歴史の継承 ③ 歴史的シンボルとしての赤レンガ倉庫への見通し景観を守る。 ④ 歴史性を意識し、高さを抑えたまとまりのある街並み景観をつくる。</p> <p>III “島”としての個性の演出 ⑤ 歴史やみなとらしさを生かしたシークエンス景観をつくる。 ⑥ 歩いて楽しく、賑わいのある街並みをつくる。 ⑦ 周辺地区からの見下ろし景観を意識する。</p>

地 区	地区全域の方針
山手地区	<p>山手地区では、旧外国人居留地としての国際性が今なお濃く残されており、それらを形成する西洋館や外国人墓地などの歴史的資産を保全及び活用したまちづくりを進めてきている。異国情緒を感じる景観や開港以来の文化が継承されている山手地区は、横浜を代表する住宅・文教地区であり、この良好な環境は地区全域の財産であると同時に、市民から広く親しまれている横浜全体の市民の共有財産ともいふべきものである。</p> <p>当地区においては、昭和47年に「山手地区景観風致保全要綱」を策定し、港の見える丘公園などからベイブリッジ、港及び市街地への眺望景観の確保や、緑豊かな住宅・文教地区としての景観を形成している建造物や大木などの保全を行ってきた。また、山手本通り、元町通りなどの個性的な通りの魅力的な歩行者空間の形成や山手公園、元町公園などの緑豊かで歴史を感じる憩いの空間の創出など、地元まちづくり組織との協働などにより、様々な魅力づくりが図られてきた。</p> <p>このような歴史を残した街並みや良好な地区環境を維持している山手地区の特徴を伸長しつつ、次の5つの方針に基づいて、山手地区の街並みをさらに魅力的なものとし、国際色豊かな特色を発信するまちづくりを行う。</p> <p>I 山手の丘から港や市街地への良好な眺望を保全し、ミナト横浜を感じる眺望景観の形成を図る。</p> <p>II 樹木やまとまりのある緑の保全により、緑豊かな地区の環境を維持する。</p> <p>III 居留地時代から継承された歴史的な建造物や土木遺構などによる歴史や異国情緒を感じる景観を保全し、活用する。</p> <p>IV 緑豊かでゆとりと落ち着きのある街並みを形成する。</p> <p>V 地区ごとの魅力ある通りを軸線とした、歩いて楽しめる歩行者空間を形成する。</p>

(4) 屋外広告物条例

屋外広告物については、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害の防止を図るため、横浜市屋外広告物条例により必要な規制を行っている。

重点区域内は、条例に基づく規制基準のほか、景観計画に基づく景観推進地区に指定されている地区（関内地区、みなとみらい21中央地区、みなとみらい21新港地区、山手地区）においては、屋外広告物の規格をそれぞれの地区・エリアごとに定めて制限している。また、文化財等に係る指定地域等を禁止地域等に定め、一定範囲の広告物の掲出を制限している。

文化財等に係る指定地域（条例第6条第1項第2号、第3号、第4号、横浜市屋外広告物条例に基づく指定地域第1項）

文化財等の名称	文化財等の所在地又は範囲	指定地域
三溪園	中区本牧三之谷 58 番 1 号	三溪園の敷地
関家住宅 [重点区域外]	都筑区勝田町 1220 番地	建造物の敷地及びその範囲 50 メートルの範囲内の地域
旧横浜正金銀行本店本館 (現・神奈川県立歴史博物館)	中区南仲通 5 番 60 号	建造物の周囲 30 メートルの範囲内の地域
横浜市開港記念会館	中区本町 1 番 6 号	建造物の周囲 40 メートルの範囲内の地域
旧内田家住宅	中区山手町 16 番地	建造物の周囲 50 メートルの範囲内の地域
旧横浜船渠株式会社 第 2 号船渠 (ドック)	西区みなとみらい 2 丁目 2 番 1 号	建造物の敷地
旧横浜船渠株式会社 第 1 号船渠 (ドック)	西区みなとみらい 2 丁目 7 番 10 号	建造物の敷地
氷川丸	中区山下公園地先	船舶の周囲 50 メートルの範囲内の地域

6

6章 文化財の保存又は活用に関する事項

1. 横浜市全体に関する事項
2. 重点区域に関する事項

6章 文化財の保存又は活用に関する事項

1.横浜市全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

横浜市には、国指定の文化財 89 件、県指定の文化財 78 件、市指定の文化財 174 件の計 341 件が指定されているほか、国の登録有形文化財 46 件、市の登録文化財 99 件が登録されている。(令和 5 年(2023) 12 月末現在)。また、本市独自の制度である歴史を生かしたまちづくり要綱に基づく登録歴史的建造物が 212 件、認定歴史的建造物が 104 件存在する(令和 6 年(2024) 3 月末現在)。加えて横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例に基づく特定景観形成歴史的建造物が 2 件指定されている。

国、神奈川県、横浜市の指定等文化財については、文化財保護法や神奈川県文化財保護条例、横浜市文化財保護条例、その他関連法令に基づき、所有者・管理者と連携しながら保存・活用のための適切な措置を講じる。また、市民、NPO 等の市民団体や民間企業等の能力を活用しながら、普及啓発活動、公開活用等の保存・活用を図る。国や民間の補助金などの情報収集、所有者への情報提供を行うとともに、クラウドファンディングなどの新たな財源確保に取り組む。

伝統芸能や民俗芸能などの無形文化財と無形の民俗文化財については、保存団体等に対する後継者育成や用具等の修理・整備への支援に引き続き取り組む。

未指定の文化財についても把握調査などを進め、文化財保護法・条例、その他本市が定める要綱等に基づき、適切な保存・活用に努める。

(2) 文化財の修理・整備に関する方針

文化財によっては劣化や損傷、人為的な改変等により、歴史的・文化的価値が損なわれやすく、一度損なわれた価値を取り戻すことは難しいため、文化財の特性に応じた適切な修理・整備が重要である。そのため、現地調査や関連資料、保存活用計画などに基づいて文化財価値を損なわない修理・整備及び維持管理を実施する。また、それらの実施にあたっては、関係法令を遵守し、文化庁、県との協議や横浜市文化財保護審議会等における専門家の指導・助言を得ながら進めていくものとする。

また、修理・整備に要する所有者等の財政的な負担軽減を図るため、国、神奈川県の補助制度の活用と併せ、横浜市指定・登録文化財及び歴史を生かしたまちづくり要綱に基づく横浜市認定歴史的建造物に対する補助金等の支援措置を講じる。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本市では時代領域の異なる博物館 5 施設(横浜市歴史博物館、横浜開港資料館、横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館、横浜市三殿台考古館)のほか、横浜みなと博物館、横浜市八聖殿郷土資料館、埋蔵文化財センターなどを管理・運営している。これらの施設における資料の収集・保存や調査研究、展示・解説の充実に努めるとともに、神奈川県立金沢文庫やその他施設間の相互連携にも取り組む。

所蔵する文化財や歴史資料等の保管については、特性に応じた温湿度管理や、防虫・防カビなど適切な保管環境を整えた保管する場所、スペースが必要である。教育委員会が所管する博物館 5 施設が所蔵する資料は約 57 万点に上るが、資料収集・調査研究等により所蔵資料の増加が見込まれており、所蔵品の保管場所の確保が課題となっている。また、市内の発掘調査で出土した出土品等を保管する

埋蔵文化財センターは、開発に伴い増加し続ける出土品の保管場所が不足している状況が続いており、早急に保管場所を確保する必要がある。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

横浜の都心部は、特に開発圧力が強い地域であるが、昭和40年代から横浜市市街地環境設計制度等により、また、郊外部については、緑地保全制度等を活用しながら文化財等の周辺環境の保全を進めてきた。これらの制度に加え、都市計画法に基づく諸制度や景観法、横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例、横浜市景観計画、横浜市屋外広告物条例等の景観形成のための諸制度を活用しながら、文化財周辺の環境の保全を図っていくものとする。

(5) 文化財の防災に関する方針

横浜市では、災害による毀損や滅失の恐れがあることから、防災・防犯対策を検討し、リスクの軽減を図ることが、文化財の保存・活用においても重要となる。

火災に対しては、地元消防署・消防団及び文化財所有者が発災後の初期対応を確認する文化財防火デー（毎年1月）を実施し、日常的に火災に備える対策を講じる。放水銃等の防災施設設置に対する相談対応や補助金交付を実施するなど、発災時に適切に対応できるような支援を引き続き実施していく。

各文化財については、「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」、「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」に基づく措置や防犯対策を適宜講じていく。また、保存活用（管理）計画を策定している建造物については、同計画に記載する防火管理計画に基づく予防措置、火災報知設備や消火設備、避雷設備、防犯設備などの設備整備及び保守管理、自衛消防隊による定期的な消火訓練などの適切な措置を講じる。また、地震対策についても、耐震診断結果に基づく計画的な耐震補強工事に取り組み、地震時における建造物の安全性の確保を図る。

文化財の収蔵庫については、特に、横浜開港資料館、都市発展記念館・ユーラシア文化館の収蔵庫等は風水害による内水の浸水区域に所在するため、所蔵資料の整理や移動等の対策を進めていく。

さらに、横浜市が所管している史跡・名勝・天然記念物で土砂災害警戒区域となっている崖は約40か所あるため、文化財への影響が軽微となる手法で、計画的に防災・減災のための措置を実施していくものとする。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

文化財の保存・活用にさまざまな主体が参加し、連携できる体制を構築するためには、文化財や横浜の歴史文化に触れる機会や保存・活用の取組・イベント等に関する情報に、アクセスしやすい環境となっていることが望ましい。このため、横浜市では「歴史を生かしたまちづくり横濱新聞」や「都市の記憶－横浜の主要歴史的建造物－」といった広報誌の発行、「歴史を生かしたまちづくりセミナー」等の公開講座の実施等を行っている。また、横浜市の公式 Instagram アカウントでは、たびたび歴史的建造物に関する投稿が行われ、10万人を超えるフォロワーに対するPRとなっている。

庁外の取組では、公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団が管理・運営する横浜市歴史博物館、横浜開港資料館、横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館などの展示施設における企画展示やセミナー

収蔵資料のデジタル化・公開、オンライン講座の実施、横浜シティガイド協会によるガイドツアーの実施、公益財団法人横浜市観光協会による観光案内等、さまざまな団体等による普及啓発の取組が活発に実施されている。

今後も、生涯学習、学校教育、地域活動、まちづくりや観光など、さまざまな分野が連携し、市民・来街者等に対する積極的な普及啓発を通じた理解促進や文化観光の一層の充実を図る。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

横浜市は周知の埋蔵文化財包蔵地が2,417箇所（令和4年（2022）4月現在）周知されている。埋蔵文化財包蔵地の分布状況については、横浜市行政地図情報提供システム内の「文化財ハマ Site」で公開している。埋蔵文化財包蔵地において土木工事等が行われる際は、事前の届出を求めており、協議を実施し、必要に応じて発掘調査等を指示するなどの保護措置を図る。また、埋蔵文化財包蔵地以外の地域についても、埋蔵文化財が発見された場合は、工事主体者等への報告を求め、必要に応じて保護措置を図るものとする。

埋蔵文化財を適切に取り扱い、文化財保護への理解促進につなげる。

(8) 文化財保存・活用の体制と今後の方針

横浜市では、文化財保護行政を教育委員会事務局生涯学習文化財課が所管しており、埋蔵文化財専門職員4名、事務職員5名（うち、係長2名）、総数9名の職員を配置している。また、歴史を生かしたまちづくりに関しては都市整備局都市デザイン室が所管しており、職員8名中のうち係長1名、担当職員2名を担当として配置している。その他、横浜市で所有する文化財のうち特に建造物については、各建造物の所管部署にて管理を行っている。

文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議する機関としては、横浜市文化財保護条例に基づき、横浜市文化財保護審議会を設置している。第19期（令和6年（2024）6月1日～令和8年（2026）5月31日）の委員は、学識経験者17名（建築3名、保存科学・石造1名、絵画1名、彫刻1名、工芸1名、考古2名、歴史3名、民俗3名、造園1名、植物生態1名）で構成される。また、歴史を生かしたまちづくりに関する推進体制として、専門家及び市民の意見を取り入れて歴史的景観の保全と活用の推進を図るため歴史的景観保全委員会を設置しており、第18期（令和6年（2024）4月1日～令和8年（2026）3月31日）には13名（学識経験者10名、建造物所有者1名、ほか有識者2名）の委員を委嘱している。

(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

文化財の保存・活用には、地域で活動している市民団体や事業者等と行政との連携が必要である。そのため、文化財の保存・活用に関する連携・協働事業を推進し、それらに関わる主体の把握やネットワーク構築を目指すとともに、市内においても連携を図りながら文化財の保存・活用の体制を構築していく。

なお、本市では文化財保護条例が制定される前の1977（昭和52）年から、市内に伝わる民俗芸能のうち、地域に結び付いた特色のある民俗芸能を選定し、これらの保存団体を育成する事業を進めてきた。現在、横浜市無形民俗文化財保護団体育成要領に基づき、地域に結び付きのある民俗芸能を継承し、後継者育成等の保存継承に熱意のある市内の無形民俗文化財保護団体を、「認定団体」に選定し、保存

継承に必要な経費の一部補助等を行っている。

《無形民俗文化財保護団体リスト》

横浜市では、これまでの調査で把握してきた、市内で活動している無形民俗文化財保護団体のうち、地域に結びつきのある民俗芸能を継承し、後継者の育成等の保存継承に熱意のある団体を選考し、「認定団体」としている。

令和5年度（2023）は、67団体を認定団体に選考している。

※横浜市文化財保護条例に基づく文化財の指定、登録とは異なる制度である。

令和5年度認定団体

番号	種別	行われている区	団体名
1	祈年	磯子	夏越大祓保存会
2	祈年	神奈川	追儺式保存会
3	祈年	金沢	汐祭保存会
4	神楽	鶴見	土師流市場神代郷神楽萩原社中
5	神楽	神奈川	土師流子安神代神楽横越社中
6	神楽	港北	港北神代神楽佐相社中
7	念仏芸	港北	注連引き百万遍保存会
8	念仏芸	旭	三佛寺双盤講
9	念仏芸	青葉	真福寺双盤講
10	念仏芸	青葉	市ヶ尾地藏堂双盤講
11	念仏芸	緑	慈眼寺双盤講
12	念仏芸	戸塚	専念寺双盤講
13	念仏芸	港北	圓應寺柴燈護摩火渡修法会
14	祭囃子	鶴見	生麦囃子保存会
15	祭囃子	鶴見	潮田囃子保存会
16	祭囃子	神奈川	二ツ谷囃子松健睦
17	祭囃子	南	六ツ川大池囃子
18	祭囃子	港南	横浜関古式囃子保存会
19	祭囃子	保土ヶ谷	川島囃子保存会
20	祭囃子	保土ヶ谷	西谷囃子睦会
21	祭囃子	旭	本村囃子連中
22	祭囃子	旭	半ヶ谷囃子保存会
23	祭囃子	旭	上白根囃子保存会
24	祭囃子	旭	笠はや志保存会
25	祭囃子	磯子	森囃子保存会
26	祭囃子	金沢	釜利谷宿郷土芸能保存会
27	祭囃子	金沢	野島囃子保存会
28	祭囃子	金沢	六浦三艘屋台保存会
29	祭囃子	金沢	谷津囃子保存会
30	祭囃子	金沢	六浦川町諏訪社連
31	祭囃子	金沢	柴祭囃子保存会
32	祭囃子	金沢	寺前木遣囃子保存会
33	祭囃子	金沢	洲崎囃子保存会
34	祭囃子	金沢	洲崎木遣保存会
35	祭囃子	港北	太尾囃子保存会
36	祭囃子	港北	菊名囃子連
37	祭囃子	都筑	折本囃子連中

番号	種別	行われている区	団体名
38	祭囃子	都筑	南山田囃子連
39	祭囃子	都筑	大棚町囃子連中
40	祭囃子	青葉	平川囃子保存会
41	祭囃子	青葉	下恩田囃子保存会
42	祭囃子	青葉	鉄囃子保存会
43	祭囃子	青葉	荏子田囃子連
44	祭囃子	青葉	下谷本杉山神社囃子保存会
45	祭囃子	青葉	下市ヶ尾囃子連
46	祭囃子	緑	寺山囃子保存会
47	祭囃子	戸塚	谷矢部囃子連中
48	祭囃子	戸塚	谷矢部東囃子連
49	祭囃子	戸塚	子之神神社囃子連中
50	祭囃子	泉	中田囃子保存会
51	祭囃子	瀬谷	橋戸囃子連中
52	祭囃子	瀬谷	相沢囃子保存会
53	祭囃子	中	横浜木遣保存浜声会
54	祭囃子	中	横濱港聲睦會
55	祭囃子	中	野毛山節寿鶴保存会
56	古民謡	戸塚	平戸古民謡保存会
57	古民謡	港北	横浜興禅寺雅楽会
58	古民謡	金沢	町屋囃子保存会
59	古民謡	金沢	町屋木遣・纏保存会
60	古民謡	戸塚	下倉田囃子連
61	雅楽	南	半蔵囃子保存会
62	祭囃子	青葉	上恩田杉山神社囃子保存会
63	古民謡	戸塚	熊野神社囃子連
64	祭囃子	西	杉豊太鼓同好会
65	祭囃子	緑	鴨居郷土芸能保存会
66	祭囃子	金沢	瀬戸囃子保存会
67	祭囃子	金沢	南福囃子保存会

2.重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

横浜市の重点区域は「関内区域」「山手区域」「みなとみらい21区域」「三溪園周辺区域」の4か所を指定している。

関内区域は、旧山下居留地や日本大通りを含む関内一帯を範囲として横浜の都心臨海部に立地する。区域内には、明治期から昭和期にかけて建てられた、横浜市開港記念会館などの重要文化財4件、史跡1件（旧横浜正金銀行本店）、名勝地3件（山下公園、日本大通り、横浜公園）、登録有形文化財2件、神奈川県指定有形文化財1件、横浜市指定有形文化財4件、横浜市登録地域有形文化財1件、横浜市登録史跡9件、横浜市認定歴史的建造物26件が所在しており、明治から大正期にかけて整備され近代港湾施設や近代建築、土木産業遺構等が歴史的風致を伝えている。

山手区域は、かつて外国人が居住した旧山手居留地である山手町に加え、元町商店街、新山下地区一帯等を含み、関内区域に隣接している。区域内には重要文化財1件（旧内田家住宅（外交官の家））、名勝1件（山手公園）、登録有形文化財3件、横浜市指定有形文化財6件、横浜市指定史跡1件、横浜市登録史跡1件、横浜市認定歴史的建造物30件が所在し、西洋館や公園、教会、学校、ブラフ積みやブラフ溝などが、歴史的風致を伝えている。

みなとみらい21区域は、近代港湾の発祥の地である横浜港を含む現・みなとみらい21地区の一部を範囲とし、関内区域に隣接している。区域には、重要文化財3件（旧横浜船渠株式会社第一号船渠（ドック）、横浜船渠株式会社第二号船渠（ドック）、日本丸）、横浜市認定歴史的建造物6件が所在し、明治期から昭和初期にかけて整備された近代港湾施設や土木産業遺構等が、歴史的風致を伝えている。

三溪園周辺区域は、実業家で茶人の原三溪によって造られた日本庭園である三溪園とその周辺地域を範囲としており、中区本牧三之谷及び本牧元町に立地する。区域内には、旧燈明寺三重塔などの重要文化財10件、白雲邸などの横浜市指定有形文化財3件、名勝1件（三溪園）等が所在し、庭園と古建築が一体となった空間が歴史的風致を伝える。

これら重点区域内の文化財については、文化財保護法や神奈川県文化財保護条例及び横浜市文化財保護条例その他関連法令に基づき、所有・管理者と連携しながら引き続き保存・管理・整備等を行うとともに、地域住民の理解のもと、文化財やまちの価値・魅力向上や適切な維持保全体制の構築に向けて効果的な活用を推進する。なお、これら重点区域は、横浜市文化財保存活用地域計画における「文化財保存活用区域」と重複しており、連携して取組を推進する。

【対応する事業】

- ・歴史を生かしたまちづくり要綱運用事業
- ・歴史的建造物の全数調査事業

(2) 文化財の修理・整備に関する具体的な計画

重点区域内の重要文化財等の歴史的建造物は、すでに公開活用されているものが多い。文化財としての価値の保全及び利用者の安全を確保する観点から、適宜修理・整備を行っていく。その他、登録有形文化財、横浜市認定歴史的建造物を含む未指定文化財についても、所有者・管理者との協議のうえ、保全活用に対する支援を実施する。

関内区域においては、重要文化財である横浜開港記念会館の大規模な保存修理が令和5年度（2023）

に完了した。また、横浜開港資料館では、文化庁の認定を受けた「横浜開港資料館における文化観光拠点計画」（計画期間：令和3年度～7年度）に基づき、横浜開港資料館が「横浜開港」の歴史を中心に文化振興を観光と地域活性化に結び付ける拠点となることを目指し、文化観光拠点としての機能強化を図っている。

三溪園周辺区域においては、約30年ごとのサイクルで行っている重要文化財建造物の保存修理事業と耐震補強工事（先に実施済みの春草廬を除く9棟）が平成30年度（2018）から始められている。令和5年度（2023）までに第Ⅰ期工事の臨春閣、旧東慶寺仏殿、月華殿が終了し、令和6年度（2024）からは、旧矢筈原家住宅、旧燈明寺三重塔を対象とした第Ⅱ期工事に着手している。

各区域のその他の文化財建造物についても保存修理工事を順次実施するとともに、民間所有のものについても技術的・財政的支援に引き続き取り組む。

【対応する事業】

- ・岩田家住宅移築整備事業
- ・山手聖公会保全修復事業
- ・山手26番館保全修復事業
- ・横浜指路教会耐震整備事業
- ・三井住友銀行横浜支店保全活用事業
- ・三溪園内名勝及び重要文化財建造物保存修理工事事業
- ・鶴翔閣保存修理事業
- ・旧横浜機関区高島車庫転車台修繕事業
- ・旧根岸競馬場一等馬見所保全修復事業

（3）文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

関内区域、みなとみらい21区域では、重要文化財である旧横浜正金銀行本店本館、横浜市開港記念会館、氷川丸、旧横浜船渠第1号ドック・第2号ドック、帆船日本丸をはじめとして数多くの文化財建造物が保存・活用されている。特にみなとみらい21区域では旧横浜船渠第2号ドックを復元したドックヤードガーデンや、文化商業施設としても活用される赤レンガ倉庫、鉄道路線や橋梁を活用した歩行者用プロムナードの自動車道など、数多くの歴史的建造物が保全活用され集積する横浜の名所となっている。山手区域では、市が所有する「山手234番館」「エリスマン邸」「ペーリック・ホール」「ブラフ18番館」「横浜市イギリス館」「山手111番館」「外交官の家（旧内田家住宅）」の7館が公園内に存し、建物・暮らし・山手の魅力等を伝える施設として一元的に公開活用されている。三溪園周辺区域では、国指定の名勝である三溪園全体が公開されており、その中で「臨春閣」「旧矢筈原家住宅」「旧燈明寺三重塔」「白雲邸」「旧原家住宅（鶴翔閣）」などの有形文化財を見ることができる。

引き続き、重点区域内の回遊性向上や賑わい形成に資する活用のあり方については、観光スポットを回遊する「あかいくつ」バス、連節バスを利用した「ベイサイドブルー」や横浜都心部エリアで利用できるシェアサイクル「ベイバイク」による回遊促進、横浜市広告付案内サインによる情報発信をするとともに、民間活力の導入も視野に入れながら検討を行い、活用を行っていく。文化財の所在や価値を示した案内板や説明板については、引き続き維持・管理を進めるとともに、必要に応じて修理・更新、再整備等を進めていく。

【対応する事業】

- ・山手西洋館公開活用事業
- ・創造都市施策での歴史的建造物活用事業

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

文化財を含めた地区一帯の魅力・価値の向上を図るため、都市計画法に基づく諸制度や景観法、横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例、横浜市景観計画、横浜市屋外広告物条例等の景観形成のための諸制度を活用しながら良好な周辺環境の形成を推進する。特に重点区域の範囲は、横浜市景観計画に基づく景観推進地区と横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（景観条例）に基づく「都市景観協議地区」として、「関内地区」、「みなとみらい2 1中央地区」、「みなとみらい2 1新港地区」、「山手地区」に指定されており、建築物や工作物の新設、改築、外観の変更、屋外広告物の設置や変更など必要な環境保全の措置が講じられている。引き続き、これらの関連法令に基づき、市民や事業者等と連携しながら、重点区域内の文化財の周辺環境の保全に努めていく。また、特に主要な文化財の存する街区や周辺の公園、街路等については、文化財の魅力を楽しむつ都市の活力向上を目指し、戦略的な整備や適切な維持保全を行い、必要に応じてサインの設置等を行う。

【対応する事業】

- ・港の見える丘公園拡張整備事業
- ・ガーデンシティ推進事業
- ・景観形成推進事業（山手地区）
- ・日本大通りの賑わい創出事業
- ・景観形成推進事業（関内地区）
- ・赤レンガ倉庫を拠点とした賑わい創出事業
- ・景観形成推進事業（みなとみらい2 1中央地区・新港地区）
- ・山手区域回遊性向上事業
- ・歴史資産のアクセス向上事業

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

保存活用計画に準じた耐震診断・補強、火災報知機や消火設備、避雷設備、炎感知器、防犯設備等の設備機器の整備と保守管理などのハード面の整備や、文化財防災デー等を活用した消火訓練等のソフト面での対応など、それぞれの建造物の特性に応じた防災・防犯対策を講じていくよう努める。

なお、文化財の耐震対策については、重要文化財の横浜開港記念会館や旧横浜正金銀行、横浜市指定有形文化財の旧露亜銀行、横浜市認定歴史的建造物の赤レンガ倉庫など、複数の建物で実施されている。その他、民間所有の文化財などについては、技術的支援や補助金等の支援措置を講じながら耐震対策を促進する。

【対応する事業】

- ・岩田家住宅移築整備事業
- ・横浜指路教会耐震整備事業

- ・三溪園内名勝及び重要文化財建造物保存修理工事事業
- ・歴史を生かしたまちづくり要綱運用事業

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域内における文化財の収集・展示等を行う施設として、横浜開港資料館、横浜都市発展記念館・横浜ユーラシア文化館に加え、横浜開港の歴史を伝える横浜みなと博物館などがある。市民・来街者への普及啓発に向け、横浜の歴史を伝える展示等を行うとともに、多言語化の対応やバリアフリー対応、ホームページの充実化等を進める。

市民団体等においても、横浜シティガイド協会によるガイドツアーの実施、公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューローによる観光案内等、さまざまな団体等による普及啓発の取組が活発に実施されている。また、地区の歴史・横浜の歴史の調査研究や普及啓発団体として、NPO 法人横浜ブラフアーカイヴスや公益社団法人歴史資産調査会等も存在し、これらと連携した更なる普及啓発活動の推進に努める。

【対応する事業】

- ・歴史的建造物に関するサイン等整備事業
- ・山手に関する資料調査・普及啓発事業
- ・横浜開港と都市発展の歴史に関する展示・普及啓発事業
- ・みなとの歴史に関する展示・普及啓発事業
- ・歴史を生かしたまちづくりに関する普及啓発
- ・山手区域回遊性向上事業
- ・歴史資産のアクセス向上事業

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域内の周知の埋蔵文化財包蔵地は、関内区域に6箇所、山手区域に8箇所、みなとみらい21区域に2箇所、三溪園周辺区域に2箇所存在する。基本的には、前述の「方針」に基づいて保護を図るが、横浜の特徴ともいえる近代遺跡が発見される可能性が高いため、近代遺跡の保護についても取り組んでいく。なお、本市では平成21年（2009）5月に「横浜市の近代遺跡及び近代建造物の保護に関する要綱」を制定し、これに基づき近代の埋蔵文化財についても保護の取組を推進している。

(8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域内における文化財等の保存・活用に取組む団体として、公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団やNPO 法人横浜ブラフアーカイヴス、公益社団法人歴史資産調査会等の団体がさまざまな活動を展開している。地域住民や市民団体、事業者等と横浜市が連携し、官民協働により歴史的風致の維持向上を推進していくものとする。特に横浜の歴史文化に関する専門性やノウハウ、ネットワーク等を有する博物館を中心に、多様な主体との連携事業を進め、歴史文化に関わる人材の育成や相互につながるネットワーク構築を目指す。

【対応する事業】

- ・ 山手に関する資料調査・普及啓発事業
- ・ 横浜開港と都市発展の歴史に関する展示・普及啓発事業
- ・ みなとの歴史に関する展示・普及啓発事業

7

7 章 歴史的風致維持向上施設の整備及び 管理に関する事項

1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等
についての方針
2. 事業

7章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針

横浜市の歴史的風致維持向上施設[※]の整備及び管理に関する事業については、4章で設定した歴史的風致の維持及び向上に関する方針に基づいて「歴史資産の調査と情報共有に関する事業」、「歴史文化とのタッチポイントづくりに関する事業」、「新たな『歴史資産』の保全活用の検討に関する事業」、「歴史資産の保全・継承に関する事業」、「歴史資産の活用を通じたまちづくりの促進に関する事業」の5つに分類した。横浜の個性や魅力を形成する歴史的価値等を十分に把握したうえで、市民や来街者が本市の歴史的風致をより身近に感じることができるよう整備を行うことで歴史的風致の維持及び向上を図る。また、整備の推進にあたっては、必要に応じて専門家の指導・助言を受け、関係機関、地域住民、関係団体等と協議・連携しながら実施していくものとする。

管理については、施設管理者や関係部局、関係機関等と十分に協議・調整を行いながら、適切に実施する。また、地域住民や関連団体等との協働による維持管理にも取り組み、必要に応じて所有者等への指導・助言を行う。

なお、事業の実施にあたっては、国や県の補助金制度を有効に活用するよう検討していく。

※歴史的風致維持向上施設とは、道路、駐車場、公園、水路、下水道、緑地、広場、河川、運河及び海岸並びに防水、防砂の施設といった公共施設（法第2条第1項、政令第1条）のほか、看板等の案内施設や、交流施設、体験学習施設、集会施設、倉庫などの公用施設、また旧宅などの歴史的な建造物を復原した公的施設などを含むものであり、道路、河川その他の土木施設等地域の歴史的風致を形成するものや、地域の伝統を反映した人々の活動が行われる場となるものなど、歴史的風致の維持及び向上に寄与するもの

（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 運用指針 抜粋）

2.事業

① 歴史資産の調査と情報共有に関する事業

- 1-1 歴史的建造物の全数調査事業
- 1-2 山手に関する資料調査・普及啓発事業
- 1-3 横浜開港と都市発展の歴史に関する展示・普及啓発事業
- 1-4 みなとの歴史に関する展示・普及啓発事業
- 1-5 本牧周辺の歴史に関する普及啓発事業

② 歴史文化とのタッチポイントづくりに関する事業

- 2-1 港の見える丘公園拡張整備事業
- 2-2 山手西洋館公開活用事業
- 2-3 景観形成推進事業（山手地区）
- 2-4 創造都市施策での歴史的建造物活用事業
- 2-5 日本大通りの賑わい創出事業
- 2-6 景観形成推進事業（関内地区）
- 2-7 赤レンガ倉庫を拠点とした賑わい創出事業
- 2-8 景観形成推進事業（みなとみらい21中央地区・新港地区）
- 2-9 歴史的建造物に関するサイン等整備事業
- 2-10 ガーデンネックレス横浜事業
- 2-11 歴史を生かしたまちづくりに関する普及啓発事業
- 2-12 開港5都市景観まちづくり会議事業
- 2-13 山手区域回遊性向上事業
- 2-14 歴史資産のアクセス向上事業

③ 新たな『歴史資産』の保全活用の検討に関する事業

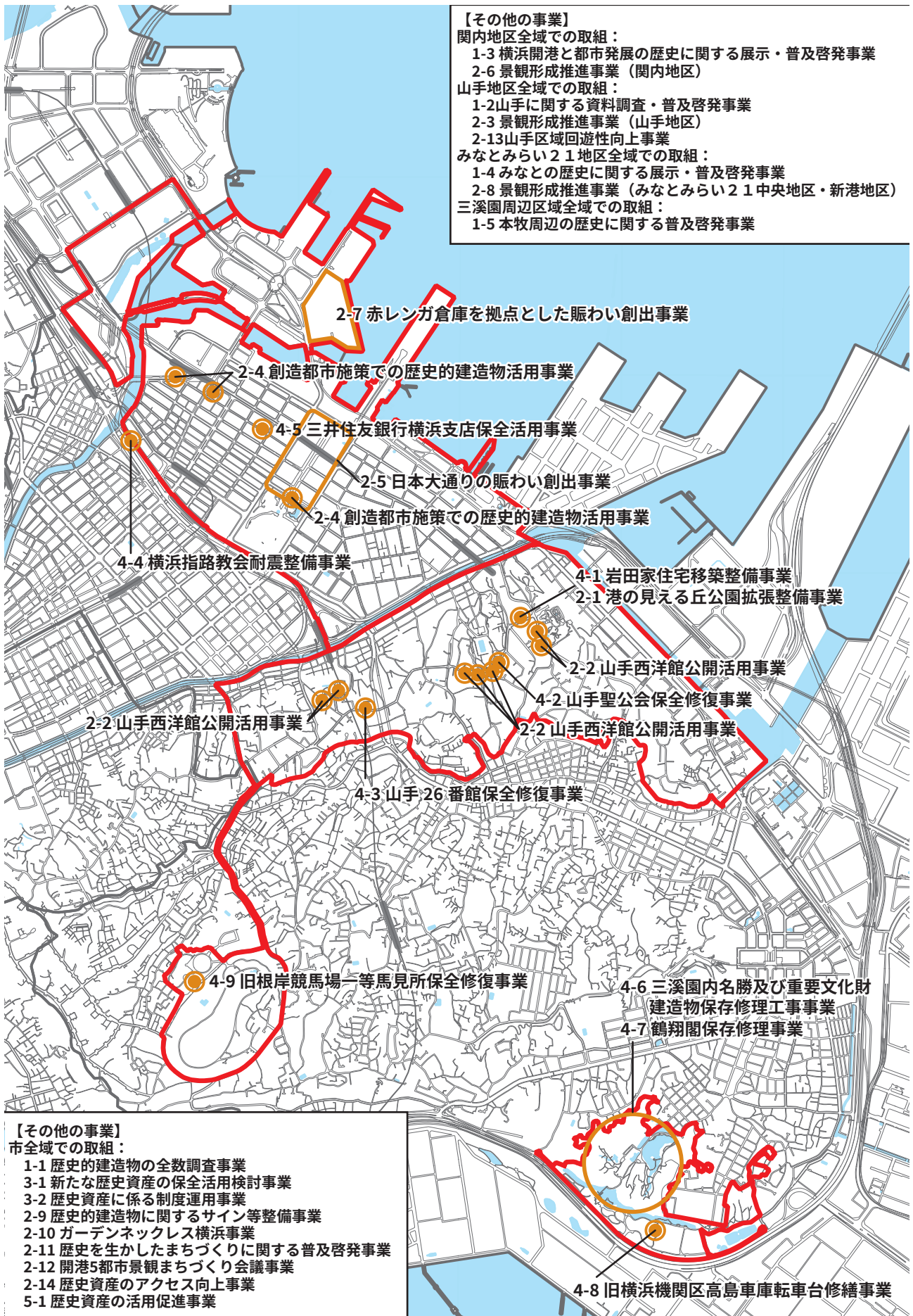
- 3-1 新たな歴史資産の保全活用検討事業
- 3-2 歴史資産に係る制度運用事業

④ 歴史資産の保全・継承に関する事業

- 4-1 岩田家住宅移築整備事業
- 4-2 山手聖公会保全修復事業
- 4-3 山手26番館保全修復事業
- 4-4 横浜指路教会耐震整備事業
- 4-5 三井住友銀行横浜支店保全活用事業
- 4-6 三溪園内名勝及び重要文化財建造物保存修理工事事業
- 4-7 鶴翔閣保存修理事業
- 4-8 旧横浜機関区高島車庫転車台修繕事業
- 4-9 旧根岸競馬場一等馬見所保全修復事業

⑤ 歴史資産の活用を通じたまちづくりの促進に関する事業

- 5-1 歴史資産の活用促進事業



各事業の位置図

事業番号 1 - 1

事業名	歴史的建造物の全数調査事業
事業主体	横浜市
事業期間	令和7年度～
支援事業名	—
事業位置	市全域
事業概要	歴史的建造物台帳に掲載されている建造物の残存状況等について、定期的に全数調査を実施し、台帳の更新を行う。また、状況に応じて掲載する建造物の追加を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	市内各所に存在する歴史資産について分布や時点での状況を調査・更新することで、必要な情報を把握したうえで歴史を生かしたまちづくりの効果的に推進することに繋げ、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業番号 1-2

事業名	山手に関する資料調査・普及啓発事業
事業主体	特定非営利活動法人横浜山手アーカイブス
事業期間	令和7年度～
支援事業名	—
事業位置	<p>山手区域全域</p> 
事業概要	<p>横浜山手の歴史的・文化的環境の保全と次世代への継承を目指し、山手に関する歴史的資料のアーカイブス構築とホームページ上での公開を行うとともに、横浜山手に関する公開講座・展示、研修、ツアー等を行う。</p>   <p>▲パネル展の様子 ▲パネル展の様子</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>山手地区は外国人が暮らす土地として居留地に指定され、横浜で活躍した多数の外国人商人等が居住した。山手のまちと山手で暮らした外国人の調査は、世界各国と横浜の繋がりを解き明かす重要な情報であり、調査の成果であるアーカイブスを公開し、普及啓発活動を行う。このことにより地域の歴史的情報や魅力を発信し、地域の歴史認識や保全意識の醸成に繋げていくことで、外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業番号 1-3

<p>事業名</p>	<p>横浜開港と都市発展の歴史に関する展示・普及啓発事業</p>
<p>事業主体</p>	<p>横浜市、公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団</p>
<p>事業期間</p>	<p>令和7年度～</p>
<p>支援事業名</p>	<p>—</p>
<p>事業位置</p>	<p>関内区域全域</p> 
<p>事業概要</p>	<p>開港百年を記念して編纂された横浜市史の資料を基礎に開館し、開港期から関東大震災に至る時期を中心とした資料の収集保管・整理・調査研究・展示等を行う「横浜開港資料館」と、現在の横浜市の骨格が形成された昭和戦前期を中心に都市横浜のあゆみを展示する「横浜都市発展記念館」を中心として、横浜開港と都市発展の経緯に関する普及啓発を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="429 1227 876 1563">  <p>▲横浜開港資料館</p> </div> <div data-bbox="911 1227 1406 1563">  <p>▲収蔵資料である「大港横浜之図（慶応4年（1868）頃）」</p> </div> </div>
<p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</p>	<p>現在の関内区域は、主に万延元年（1860）に外国人居留地指定された横浜居留地と日本人街が基盤となっている。多数の商社の進出や鉄道・水道などインフラ施設の建設、二度の復興といった近代都市の形成過程は、現在の横浜のまちを紐解く重要な歴史である。これを展示等を行うことで、関内の歴史の普及啓発に寄与し、横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業番号 1 - 4

事業名	みなとの歴史に関する展示・普及啓発事業
事業主体	横浜市、公益財団法人帆船日本丸記念財団
事業期間	令和 7 年度～
支援事業名	—
事業位置	<p>みなとみらい 2.1 区域全域</p> 
事業概要	<p>「歴史と暮らしのなかの横浜港」をメインテーマに、横浜港に関する調査・研究、資料・図書の収集・保存、展示・公開、教育活動を行う「横浜みなと博物館」と、国指定の重要文化財「日本丸」を中心として、みなとの歴史等に関する展示・普及啓発を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲横浜みなと博物館</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲日本丸</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>横浜港は、明治 22 年（1889）に国内初の近代港湾として着工し、震災を挟んで昭和 7 年（1932）まで長きに亘り改修が続けられ、その過程で大さん橋やドックの建設、鉄道の敷設等が行われた。この築港の過程や背景、営まれた貿易産業の歴史を紐解き普及啓発を行うことで、市民・来街者が歴史文化に触れる機会を創出し、横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	本牧周辺の歴史に関する普及啓発事業
事業主体	横浜市
事業期間	令和7年度～
支援事業名	-
事業位置	<p>三溪園周辺区域全域</p> 
事業概要	<p>国指定名勝「三溪園」におけるガイドツアーの実施や、本牧市民公園・臨海公園に存する小野光景別邸跡や上海横浜友好園、横浜市八聖殿郷土資料館といった施設の管理運営を通じて、本牧や横浜の歴史の普及啓発を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="422 1193 909 1556">  <p>▲三溪園ガイドツアー</p> </div> <div data-bbox="938 1193 1409 1556">  <p>▲八聖殿郷土資料館</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>本牧周辺はかねてより風光明媚な景勝地であり、三溪園や小野光景の別邸など、海の景色を生かした数々の別荘が建築された。横浜沿岸は昭和30年代～50年代にかけて埋め立てられたが、それまでは漁業や潮干狩り、海水浴などが行われる海が広がっていた。こうした歴史は横浜のまちの形成過程を紐解くうえで重要であり、普及啓発を行うことで、横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

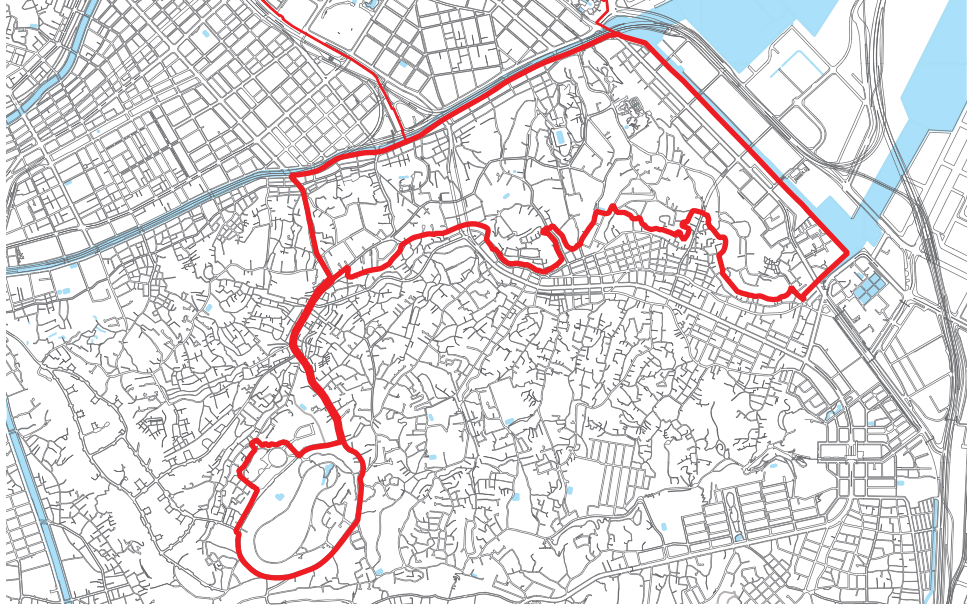

事業番号 2 - 1

事業名	港の見える丘公園拡張整備事業
事業主体	横浜市
事業期間	令和 7 年度～ 11 年度
支援事業名	都市公園事業（社会資本整備総合交付金）（国土交通省）
事業位置	山手区域 
事業概要	<p>横浜山手の旧横浜税関山手宿舎跡地について、港の見える丘公園拡張部として整備を行う。なお、当該地には横浜市指定有形文化財の岩田家住宅（歴史的風致形成建造物指定候補）を復原整備する。</p>  <p>◀整備イメージ(案)</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>本敷地は重点区域である山手区域の玄関口となる場所に位置する。整備を行うことで市民・来街者が地域へ訪れる機会を誘因し、地域の歴史文化に触れる機会を創出することで、外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業番号 2-2

<p>事業名</p>	<p>山手西洋館公開活用事業</p>
<p>事業主体</p>	<p>横浜市、公益財団法人横浜市緑の協会</p>
<p>事業期間</p>	<p>令和7年度～</p>
<p>支援事業名</p>	<p>市単独事業</p>
<p>事業位置</p>	
<p>事業概要</p>	<p>山手地区の公園内に存する7つの西洋館「外交官の家」「ブラフ18番館」「ベーリック・ホール」「エリスマン邸」「山手234番館」「横浜市イギリス館」「山手111番館」を公開、イベント等で活用する。</p>  <p>▲花と器のハーモニー</p>
<p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</p>	<p>「横浜山手西洋館」は、山手地区の公園内に存する7つの西洋館を指す。これらは山手居留地の暮らしの在り方を物語る貴重な歴史資産であり、公開することで市民・来街者が歴史に触れる機会を創出する。また、相互に連携したイベント等を行うことで、地区の魅力増進に寄与し、外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業番号 2-3

事業名	景観形成推進事業（山手地区）
事業主体	横浜市
事業期間	令和7年度～
支援事業名	市単独事業
事業位置	山手区域全域 
事業概要	<p>山手地区の景観計画の5つの方針に基づき良好な景観を形成するとともに、景観条例に基づく協議により更に魅力ある都市景観へ誘導する。</p> <p>I 山手の丘から港や市街地への良好な眺望を保全し、ミナト横浜を感じる眺望景観の形成を図る。</p> <p>II 樹木やまとまりのある緑の保全により、緑豊かな地区の環境を維持する。</p> <p>III 居留地時代から継承された歴史的な建造物や土木遺構などによる歴史や異国情緒を感じる景観を保全し、活用する。</p> <p>IV 緑豊かでゆとりと落ち着きのある街並みを形成する。</p> <p>V 地区ごとの魅力ある通りを軸線とした、歩いて楽しめる歩行者空間を形成する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p style="text-align: right;">◀山手地区の景観</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>景観協議を行い、景観形成を推進することで、山手地区の緑豊かで異国情緒を感じられる環境の保全・形成に繋がり、外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	創造都市施策での歴史的建造物活用事業
事業主体	横浜市
事業期間	令和7年度～
支援事業名	—
事業位置	関内区域 
事業概要	<p>「創造都市施策」の一環として、歴史的建造物を活用し、市民・来街者が歴史や芸術文化活動に触れる場を創出する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="411 1191 914 1525">  <p>▲旧第一銀行横浜支店での川俣正展 (令和2年度)</p> </div> <div data-bbox="927 1191 1425 1525">  <p>▲東京藝術大学大学院映像研究科として 活用される旧富士銀行横浜支店</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>関内地区の近代建築は、銀行建築や事務所建築など、横浜都心部の都市発展を物語る存在である。創造都市施策は、これらの滅失とオフィス空室率の増加といった課題を受けて、文化・経済の両面で活力が失われつつある状況を脱し、都市の新しい価値や魅力を生み出すことを目指して始まった。この中で、歴史的建造物と芸術文化に触れる機会を創出するとともに、創造界隈を形成することでまち全体の個性・魅力を向上することに寄与し、横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>



事業番号 2-5


<p>事業名</p>	<p>日本大通りの賑わい創出事業</p>
<p>事業主体</p>	<p>横浜市、一般社団法人日本大通りエリアマネジメント協議会</p>
<p>事業期間</p>	<p>令和 7 年度～</p>
<p>支援事業名</p>	<p>都市公園事業（社会資本整備総合交付金）（国土交通省）</p>
<p>事業位置</p>	<p>関内区域</p> 
<p>事業概要</p>	<p>日本初の西洋式街路であり、歴史的建造物が立ち並ぶ日本大通り（国登録記念物 名勝地関係）において、公共空間及び、歴史と風格ある景観の持つ魅力を高め又は創出するため、周辺地域の関係者と連携しオープンカフェほか魅力形成に資する取組を実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="427 1191 874 1525">  <p>▲日本大通りのオープンカフェ</p> </div> <div data-bbox="903 1191 1409 1525">  <p>▲日本大通りウェ이터ズレース (2011-2019)</p> </div> </div>
<p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</p>	<p>日本大通りは、慶応 2 年（1866）の大火を契機に復興を目指して結ばれた「第 3 回地所規則」で計画され、外国人居留地と日本人街の延焼遮断帯として明治 12 年（1879）頃までに完成した。かつては官庁街であり現在でも多数の歴史的建造物が残存するが、平成 14 年（2002）に歩道拡幅整備が行われ、以降オープンカフェ等が行われている。これを活用し魅力形成に資する取組を行うことで、都市の活力向上に資するとともに歴史文化に触れる機会を創出し、横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業番号 2-6

<p>事業名</p>	<p>景観形成推進事業（関内地区）</p>
<p>事業主体</p>	<p>横浜市</p>
<p>事業期間</p>	<p>令和7年度～</p>
<p>支援事業名</p>	<p>市単独事業</p>
<p>事業位置</p>	<p>関内区域全域</p> 
<p>事業概要</p>	<p>関内地区の景観計画の4つの方針に基づき良好な景観を形成するとともに、景観条例に基づく協議により更に魅力ある都市景観へ誘導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> I わかりやすく、奥行きと賑わいのある界隈を巡り歩いて楽しめる街を創る。 II 関内地区の街並みの特徴を生かし、ミナト横浜を感じる眺望が楽しめる街を創る。 III 開港の歴史や文化の蓄積を生かしながら新しい文化を生み出す街を創る。 IV 多様な都市機能がコンパクトに複合する、活力ある街を創る。  <p>◀日本大通りの景観</p>
<p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</p>	<p>景観協議を行い、景観形成を推進することで、関内地区の魅力ある都市景観の形成に繋がり、横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業番号 2-7

事業名	赤レンガ倉庫を拠点とした賑わい創出事業
事業主体	横浜市、株式会社横浜赤レンガ
事業期間	令和7年度～
支援事業名	—
事業位置	<p>みなとみらい21区域</p> 
事業概要	<p>みなとみらい21新港地区に存する横浜市認定歴史的建造物「赤レンガ倉庫」（歴史的風致形成建造物）及びその周辺施設を中心に、地域の魅力向上や賑わい創出に資するイベント等の取組を実施する。</p>  <p>▲赤レンガ倉庫及び二棟間広場でのイベント</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>赤レンガ倉庫は、横浜港で営まれた貿易産業を象徴する歴史的建造物であり、平成24年（2002）にリニューアルし、文化・商業施設として活用され、周辺が赤レンガパークとして整備されている。これを活用することで、賑わい形成に寄与するとともに市民・来街者が歴史文化に触れる機会を創出し、横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	景観形成推進事業（みなとみらい21中央地区・新港地区）
事業主体	横浜市
事業期間	令和7年度～
支援事業名	—
事業位置	みなとみらい21区域全域 
事業概要	<p>景観計画に基づき、みなとみらい21新港地区では中層で広がりのある景観づくり、隣接するみなとみらい21中央地区では現代的な超高層ビル群の形成による新しい街づくりを行い、これらに対比させることで歴史的景観と背後の超高層の街並みが立体的に見え、時間的、空間的な奥行きを感じられる景観づくりを推進する。また、景観条例に基づく協議により更に魅力ある都市景観へ誘導する。</p>  <p>▲みなとみらい21地区の景観</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>景観協議を行い、景観形成を推進することで、みなとみらい21地区の魅力ある都市景観の形成に繋がり、横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業番号 2-9

事業名	歴史的建造物に関するサイン等整備事業
事業主体	横浜市
事業期間	令和7年度～
支援事業名	—
事業位置	市全域
事業概要	<p>横浜市認定歴史的建造物、歴史的風致形成建造物のプレートを作成・設置する。また、まち中の地図や案内サインにおいて歴史的建造物の所在、概要等を記載する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲オール型案内サイン (旧横浜正金銀行本店本館)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲横浜市認定歴史的建造物プレート (旧田邊家住宅)</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>まち中のサインと連携し歴史資産の分布や概要について市民・来街者が認識する機会を増やすことで、訪れるきっかけをつくり、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業番号 2-11

事業名	歴史を生かしたまちづくりに関する普及啓発事業
事業主体	横浜市、関係団体、建造物所有者等
事業期間	令和7年度～
支援事業名	—
事業位置	市全域
事業概要	<p>「歴史を生かしたまちづくり横濱新聞」等の広報誌の作成や、「歴史を生かしたまちづくりセミナー」等の講演を実施する。また、歴史的建造物の公開や活用イベント、まちあるき、HP等によるPR等を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲歴史を生かしたまちづくり横濱新聞 (第38号・令和4年(2022)11月30日)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲歴史を生かしたまちづくりセミナー (令和2年度)</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>市内各所に存在する歴史資産について、認知の機会を増やすとともに市民・来街者が歴史文化に触れる機会を創出し、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業番号 2-12

事業名	開港5都市景観まちづくり会議事業
事業主体	横浜市、長崎市、神戸市、函館市、新潟市
事業期間	令和7年度～
支援事業名	—
事業位置	市全域
事業概要	<p>安政5（1858）年の日米修好通商条約の締結により開港港に指定された函館、新潟、横浜、神戸及び長崎の5都市において、景観、歴史、文化、環境などを守り育て、生かしたまちづくりを行うため、交流を深め課題を協議する市民主体での会議を実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲ 2023 函館大会</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲ 2019 横浜大会</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>他都市の歴史を生かしたまちづくりの事例紹介や意見交換、横浜の歴史を生かしたまちづくりに関する交流や議論等を通じ、歴史文化に係る市民意識の向上やまちづくりに係る機運醸成が図られ、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業番号 2-13

事業名	山手区域回遊性向上事業
事業主体	横浜市
事業期間	令和7年度～令和11年度
支援事業名	街なみ環境整備事業（社会資本整備総合交付金）（国土交通省）
事業位置	山手区域全域 
事業概要	<p>区域におけるシェアサイクルポートの設置や、旧外国人遊歩道に関する周知などにより、一帯の回遊性向上を図る。</p>  <p>▲シェアサイクルポート</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>山手区域一帯は、横浜市における居留地文化や異国情緒が色濃く残る区域であり、散策することで歴史的風致を体感することができる。この区域において、徒歩や自転車などさまざまな手段でのアクセスを増やし、かつ、サイン設置等を行うことで、移動を円滑化と地域の歴史文化を伝える取組を併せて行う。これらを通じて回遊性を向上し、地域の歴史に触れる機会を創出することで、外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業番号 2-14

<p>事業名</p>	<p>歴史資産のアクセス向上事業</p>
<p>事業主体</p>	<p>横浜市</p>
<p>事業期間</p>	<p>令和7年度～</p>
<p>支援事業名</p>	<p>—</p>
<p>事業位置</p>	<p>市全域</p>
<p>事業概要</p>	<p>主に郊外部において、公園等に存し、鉄道駅からのアクセスが困難である歴史的建造物について、シェアサイクルポートの設置等を通じてアクセシビリティの向上を図る。</p>  <p>▲横浜市シェアサイクル事業移動データマップ</p>
<p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</p>	<p>横浜市全域に分布する歴史的建造物について、各歴史的建造物の近隣住民以外の方が訪れる手法を増やしていくことで、より多くの市民・来街者が横浜市の歴史・歴史的建造物を認識する機会を創出し、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業番号 3-1

事業名	新たな歴史資産の保全活用検討事業
事業主体	横浜市
事業期間	令和7年度～
支援事業名	—
事業位置	市全域
事業概要	<p>モダニズム建築や防火帯建築や住宅建築など、特に横浜大空襲以降の都市発展の系譜を物語る建造物について、保全活用を検討する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲旧横浜市庁舎</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲「旧横浜市庁舎街区整備事業」 完成予想パース（案）</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>本市ではこれまで、歴史的建造物の対象を「横浜の魅力を生み出し、景観上重要な歴史的・文化的資産である建造物、土木産業遺構及びこれらと一体をなす工作物等をいい、かつ築造後概ね50年を経たもの」としてきたが、事業開始から40年弱が経過し、対象と考えられる建造物は増加している。これらが認知され歴史資産として愛着を持たれることで、横浜の歴史の普及啓発や魅力向上に寄与し、市全体の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>




事業名	歴史資産に係る制度運用事業
事業主体	横浜市
事業期間	令和7年度～
支援事業名	—
事業位置	市全域
事業概要	<p>横浜市内の歴史資産について、歴史を生かしたまちづくり要綱、文化財制度、横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例に基づく認定・指定・登録を行う。また、工事等に要する費用の一部への助成を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>▲左：池谷家住宅 右：山手 69-6 番館 (歴史を生かしたまちづくり要綱に基づく認定歴史的建造物：令和5年度認定)</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>歴史資産への制度指定等により所有者等との関係性を構築し、その価値等を明確化し共有すると共に、助成を行い適切な維持管理や修繕を促進する。これを通じて、保全活用・継承される歴史資産を増やしていくことで、市全体の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業番号 4-1

事業名	岩田家住宅移築整備事業
事業主体	横浜市
事業期間	令和 7 年度～令和 11 年度
支援事業名	街なみ環境整備事業（社会資本整備総合交付金）（国土交通省）
事業位置	<p>山手区域</p> 
事業概要	<p>横浜市指定有形文化財の岩田家住宅（歴史的風致形成建造物指定候補）について復原整備を行う。なお、復元後は港の見える丘公園（拡張部）の教養施設として公開活用を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="424 1290 871 1626">  <p>▲外観</p> </div> <div data-bbox="903 1290 1410 1626">  <p>▲内部のマントルピース</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>復原整備予定地は重点区域である山手区域の玄関口となる場所に存しており、横浜の歴史を紐解く重要な建造物である西洋館を移築整備することで、横浜ならではの個性に触れる機会を創出する。また、地域の回遊性向上に資する機能を付加することで、横浜の魅力を体感する機会を増やし、外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	山手聖公会保全修復事業
事業主体	横浜市、建物所有者
事業期間	令和7年度
支援事業名	街なみ環境整備事業（社会資本整備総合交付金）（国土交通省）
事業位置	<p>山手区域</p> 
事業概要	<p>横浜市認定歴史的建造物である「横浜山手聖公会」（歴史的風致形成建造物）の外壁の大谷石の補修、屋根の防水工事を行う。この行為について、歴史を生かしたまちづくり助成金交付要綱第6条第1項第2号に基づき、要する経費の一部を助成する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="459 1317 938 1675">  <p>▲外観</p> </div> <div data-bbox="1007 1317 1283 1675">  <p>▲笠木の防水塗装実施箇所</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>「横浜山手聖公会」は、関東大震災前より聖公会の教会が建っていた中区山手町235番地に、震災後の昭和6年（1931）にJ.H. モーガンの設計で建てられ、現在も教会として活用されている。旧居留地での暮らしやキリスト教伝播の歴史を物語る重要な歴史的建造物であり、修繕を行うことで良好なまちなみ形成・発信等に資することで、外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業番号 4-3

事業名	山手 26 番館保全修復事業
事業主体	横浜市、建物所有者
事業期間	令和 7 年度
支援事業名	街なみ環境整備事業（社会資本整備総合交付金）（国土交通省）
事業位置	山手区域 
事業概要	<p>横浜市認定歴史的建造物である「山手 26 番館」（歴史的風致形成建造物）の屋根の葺き替え、上げ下げ窓等の建具工事を行う。この行為について、歴史を生かしたまちづくり助成金交付要綱第 6 条第 1 項第 2 号に基づき、要する経費の一部を助成する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>▲山手 26 番館 外観</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>「山手 26 番館」は、関東大震災後の大正末期に建てられた西洋館である。山手には現存しない震災前の洋館の特徴を引き継ぐ貴重な建造物であり、玄関ポーチとサンルーム南面には、特徴的な大規模な菱形窓枠の引違ガラス戸を備える。旧居留地での暮らしを物語る重要な歴史的建造物であり、修繕を行うことで良好なまちなみ形成・発信等に資することになり、外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業番号 4-4

事業名	横浜指路教会耐震整備事業
事業主体	横浜市
事業期間	令和7年度
支援事業名	街なみ環境整備事業（社会資本整備総合交付金）（国土交通省）
事業位置	関内区域 
事業概要	<p>横浜市認定歴史的建造物である「横浜指路教会」（歴史的風致形成建造物）の耐震改修工事を行う。この行為について、歴史を生かしたまちづくり助成金交付要綱第6条第1項第3号に基づき、要する経費の一部を助成する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="432 1182 815 1547">  <p>▲外観</p> </div> <div data-bbox="842 1182 1409 1547">  <p>▲柱の亀裂発生箇所</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>「横浜指路教会」は、米国長老派宣教師のヘボン博士ゆかりの横浜第一長老公会の会堂としてP.サルダの設計で現在地に竣工した横浜指路教会会堂が関東大震災で倒壊した後、大正15年（1926）に竹中工務店の設計により再建され、現在も教会として活用されている。かつての関内での暮らしやキリスト教伝播の歴史を物語る重要な歴史的建造物であり、修繕を行うことで良好なまちなみ形成・発信等に資することで、横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>



事業番号 4-5

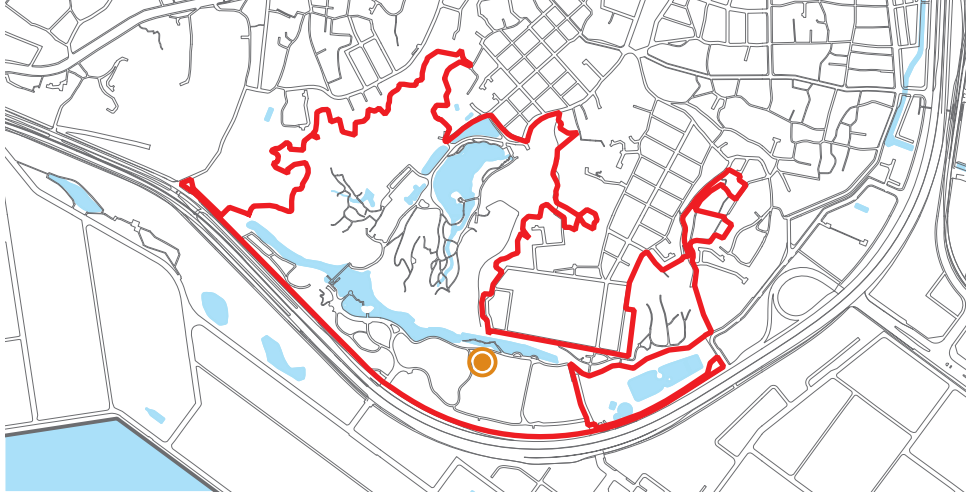


<p>事業名</p>	<p>三井住友銀行横浜支店保全活用事業</p>
<p>事業主体</p>	<p>横浜市、三井住友銀行株式会社</p>
<p>事業期間</p>	<p>令和 8 年度～</p>
<p>支援事業名</p>	<p>街なみ環境整備事業（社会資本整備総合交付金）（国土交通省）を活用予定</p>
<p>事業位置</p>	<p>関内区域</p> 
<p>事業概要</p>	<p>かつて銀行建築が集積した関内地区の歴史を継承する歴史的建造物である「三井住友銀行横浜支店」の建て替えに際し、外装や内部の一部を忠実に復元することで、歴史あるまちなみの継承を図る。</p>  <p>▲復元予定パース（案）</p>  <p>▲内観パース（案）</p>
<p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</p>	<p>関内地区は、かつてその一部が外国人居留地として指定され商工業の拠点として賑わうとともに、隣接する横浜港の貿易産業で発展を遂げた。そのため、現在の本町通り周辺はかつて国内外の銀行建築が集積する銀行街であり、本建造物は、その歴史を物語るものである。これを復元し保存活用することで、魅力的なまちなみ形成に寄与するとともに、歴史の普及啓発に資するものであることから、横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業番号 4-6

事業名	三溪園内名勝及び重要文化財建造物保存修理工事事業
事業主体	横浜市、公益財団法人三溪園保勝会
事業期間	令和7年度～令和15年度
支援事業名	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化庁） 指定文化財保存修理等補助金（神奈川県）
事業位置	三溪園周辺区域 
事業概要	<p>名勝としての三溪園の庭園と、園内の重要文化財建造物の修繕工事を実施する。園内に10棟存在する重要文化財建造物は、平成30年度から令和15年度にかけて三期に分けて順次修繕工事を実施する。第一期工事は令和5年度をもって完了済。第二期工事は令和6年度から令和11年度までを予定しており、旧燈明寺三重塔及び旧矢筈原家住宅の修繕工事を実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲旧燈明寺三重塔</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲旧矢筈原家住宅</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>三溪園は、生糸貿易等で財を成した実業家・原三溪により明治期に造成が始まり、後に重要文化財に指定される京都や鎌倉などから移築した歴史的建造物が巧みに配置された日本庭園である。古建築と周囲の自然環境が一体となった庭園の空間全域も、文化財としての評価を受け、国の名勝に指定されている。</p> <p>この名勝庭園及び重要文化財建造物の修繕を行い、良好なまちなみ形成や歴史の発信等に資することで、横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業番号 4-7

事業名	鶴翔閣保存修理事業
事業主体	横浜市、公益財団法人三溪園保勝会
事業期間	令和7年度～11年度
支援事業名	街なみ環境整備事業（社会資本整備総合交付金）（国土交通省）を活用予定
事業位置	三溪園周辺区域 
事業概要	<p>園内の歴史的風致形成建造物（市指定有形文化財）である旧原家住宅（鶴翔閣）について、屋根の葺替工事を実施する。</p>  <p>▲旧原家住宅（鶴翔閣）</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>鶴翔閣は、生糸貿易等で財を成した実業家・原三溪の自邸として明治35年（1902）に建築されたもので、平成12年（1998）に修復工事を行い、建築当初の姿を取り戻した。横山大観や前田青邨といった日本画家が滞在し、絵を制作するなど、日本の近代文化の発展にも関わった文化サロンとしての役割も果たした場所でもある。</p> <p>この鶴翔閣の修繕を行い、良好なまちなみ形成や歴史の発信等に資することで、横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	旧横浜機関区高島車庫転車台修繕事業
事業主体	横浜市
事業期間	令和9年度～10年度
支援事業名	市単独事業
事業位置	三溪園周辺区域 
事業概要	<p>現在のみなとみらい21地区内に存した国鉄の高島車庫で使われていた転車台を本牧市民公園に移設した「旧国鉄横浜機関区高島車庫転車台」について、修繕工事を実施する。</p>   <p>▲旧国鉄横浜機関区高島車庫転車台 ▲転車台に併設されたSL</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>大正4年(1915)に保土ヶ谷～東横浜間に貨物支線が開通し高島駅が開業し、この際、横浜機関区の前身である「高島機関庫」が開設され、扇型の建物に蒸気機関車を格納し汽車の向きを回転させる転車台が設置された。「旧国鉄横浜機関区高島車庫転車台」はこの転車台を移設したものであり、横浜港の貿易産業を物語る遺構である。この修繕を行うことで、良好なまちなみ形成や歴史の発信等に資することで、横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業番号 4-9

事業名	旧根岸競馬場一等馬見所保全修復事業
事業主体	横浜市
事業期間	令和 7 年度～令和 11 年度
支援事業名	街なみ環境整備事業（社会資本整備総合交付金）（国土交通省）
事業位置	<p>山手区域</p> 
事業概要	<p>根岸森林公園に存する歴史的建造物「旧根岸競馬場一等馬見所」について、耐震改修及び外観保全の検討・工事を実施し、長期にわたる保全整備を図る。</p>  <p>▲旧根岸競馬場一等馬見所</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>根岸競馬場は、横浜居留地に居住する外国人のための競馬施設として慶応 2（1866）年に開設された、日本における近代競馬発祥の地である。現存する観覧スタンドである本建造物は、前身の馬見所が関東大震災で崩壊した後に J.H. モーガンの設計で建築されたもので、現存する最古の競馬場建築である。この修復整備を行うことで建造物を長期にわたり保全し、かつての外国人居留地の姿を伝え良好なまちなみ形成・発信等に資することで、外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業番号5-1

<p>事業名</p>	<p>歴史資産の活用促進事業</p>	
<p>事業主体</p>	<p>横浜市</p>	
<p>事業期間</p>	<p>令和7年度～</p>	
<p>支援事業名</p>	<p>—</p>	
<p>事業位置</p>	<p>市全域</p>	
<p>事業概要</p>	<p>歴史的建造物活用に係る体制構築への支援、特定景観形成歴史的建造物や横浜市指定有形文化財等の建築基準法第3条第1項第3号に基づく適用除外に係る調整、活用事業者又は所有者へのリノベーション助成を行い、歴史的建造物の活用を促進する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲旧円通寺客殿…特定景観形成歴史的建造物に指定し茅葺屋根を復元</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲旧露亜銀行横浜支店…横浜市指定有形文化財、結婚式場として活用</p> </div> </div>	
<p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</p>	<p>歴史資産を効果的に活用することで適切に維持・継承していくとともに、市民・来街者が触れて体感する場を増やしていくことでまちの個性・魅力を育み、市全体の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>	

8

8 章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針
2. 歴史的風致形成建造物の指定の要件及び基準
3. 歴史的風致形成建造物
4. 歴史的風致形成建造物の指定候補

8章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針

横浜市では、文化財保護法及び神奈川県文化財保護条例のほか、横浜市文化財保護条例と市の独自制度である歴史を生かしたまちづくり要綱が両輪となって歴史的建造物の保護・保全活用に務めてきた。本計画において、重点区域内に位置する歴史的風致の維持及び向上のために保護を図る必要があると認められる歴史的建造物については、認定計画の計画期間内に限り、歴史まちづくり法第12条第1項に基づく「歴史的風致形成建造物」に指定する。これにより、指定文化財の保護とともに、指定文化財以外の歴史的建造物の保護を推進する。

2. 歴史的風致形成建造物の指定の要件及び基準

歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、歴史、文化、景観の観点から価値があると認められるもので、所有者と協議の上、同意を得られたものとする。なお、指定にあたっては、以下に示す指定の要件及び基準を満たす建造物を指定するものとする。また、重点区域内では、今後も歴史的建造物の調査を実施し、随時追加指定を検討する。

■指定の要件

- ① 神奈川県文化財保護条例に基づく指定文化財（県指定文化財）
- ② 横浜市文化財保護条例に基づく指定文化財（市指定文化財）
- ③ 文化財保護法に基づく登録有形文化財（国登録有形文化財）
- ④ 横浜市歴史を生かしたまちづくり要綱に基づく認定歴史的建造物

■指定基準

- ① 地域の固有性、歴史性、希少性の観点から価値の高いもの
- ② 外観が景観形成上重要で、街並みの構成要素として重要な建造物
- ③ 建造物の形態、意匠、技術性が優れている建造物

3.歴史的風致形成建造物

歴史的風致形成建造物に指定されている建造物は、以下のとおりである。

歴史的風致形成建造物指定一覧

番号	名称	写真	所有者	所在地	築年	指定等区分	重点区域
1	横浜指路教会		法人	中区尾上町	大正 15 年 (1926)	横浜市認定歴史的建造物	関内
2	カトリック山手教会聖堂		法人	中区山手町	昭和 8 年 (1933)	横浜市認定歴史的建造物	山手
3	横浜第 2 合同庁舎 (旧生糸検査所)		国	中区北仲通	大正 15 年 (1926)	横浜市認定歴史的建造物	関内
4	横浜海岸教会		法人	中区日本大通	昭和 8 年 (1933)	横浜市認定歴史的建造物	関内
5	横浜山手聖公会		法人	中区山手町	昭和 6 年 (1931)	横浜市認定歴史的建造物	山手
6	ホテルニューグランド本館		横浜市、法人	中区山下町	昭和 2 年 (1927)	横浜市認定歴史的建造物	関内
7	綜通横浜ビル (旧本町旭ビル)		法人	中区本町	昭和 5 年 (1930)	横浜市認定歴史的建造物	関内
8	松原邸		個人	中区山手町	昭和 4 年 (1929)	横浜市認定歴史的建造物	山手
9	宇田川邸		個人	中区山手町	大正 14 年 (1925)	横浜市認定歴史的建造物	山手

番号	名称	写真	所有者	所在地	築年	指定等区分	重点 区域
10	BEATTY邸 (ビーティ邸)		個人	中区山手町	昭和7年 (1932)	横浜市認定歴 史的建造物	山手
11	エリスマン邸		横浜市	中区元町	大正15年 (1926)	横浜市認定歴 史的建造物	山手
12	ブラフ18番館		横浜市	中区山手町	大正末期	横浜市認定歴 史的建造物	山手
13	カトリック横浜司教 館別館		法人	中区山手町	昭和2年 (1927)	横浜市認定歴 史的建造物	山手
14	カトリック横浜司教館 (旧相馬永胤邸)		法人	中区山手町	明治43年 (1910)	横浜市認定歴 史的建造物	山手
15	旧臨港線護岸		横浜市	中区新港	明治43年 (1910)	横浜市認定歴 史的建造物	みなと みらい 21
16	港一号橋梁		横浜市	西区みなと みらい～中 区新港	明治42年 (1909)	横浜市認定歴 史的建造物	みなと みらい 21
17	港二号橋梁		横浜市	中区新港	明治42年 (1909)	横浜市認定歴 史的建造物	みなと みらい 21
18	港三号橋梁 (旧大岡川橋梁)		横浜市	中区新港	明治39年 (1906)	横浜市認定歴 史的建造物	みなと みらい 21
19	横浜情報文化センター (旧横浜商工奨励館)		法人	中区日本大 通	昭和4年 (1929)	横浜市認定歴 史的建造物	関内

番号	名称	写真	所有者	所在地	築年	指定等区分	重点 区域
20	岡田邸		個人	中区山手町	昭和4年 (1929)	横浜市認定歴 史的建造物	山手
21	横浜地方・簡易裁判所 (旧横浜地方裁判所)		国	中区日本大 通	昭和5年 (1930)	横浜市認定歴 史的建造物	関内
22	山手資料館		法人	中区山手町	明治42年 (1909)	横浜市認定歴 史的建造物	山手
23	山手234番館		横浜市	中区山手町	昭和初期	横浜市認定歴 史的建造物	山手
24	馬車道大津ビル (旧東京海上火災保 険ビル)		法人	中区南仲通	昭和11年 (1936)	横浜市認定歴 史的建造物	関内
25	旧横浜市外電話局		横浜市 、法人	中区日本大 通	昭和4年 (1929)	横浜市認定歴 史的建造物	関内
26	横浜税関本関庁舎		国	中区海岸通	昭和9年 (1934)	横浜市認定歴 史的建造物	関内
27	旧英国七番館 (戸田平和記念館)		法人	中区山下町	大正11年 (1922)	横浜市認定歴 史的建造物	関内
28	ベーリック・ホール		横浜市	中区山手町	昭和5年 (1930)	横浜市認定歴 史的建造物	山手
29	山手76番館		個人	中区山手町	昭和初期	横浜市認定歴 史的建造物	山手

番号	名称	写真	所有者	所在地	築年	指定等区分	重点 区域
30	赤レンガ倉庫		横浜市	中区新港	1号館：大正 2年(1913) 2号館：明治 44年(1911)	横浜市認定歴 史的建造物	みなと みらい 21
31	新港橋梁		国	中区新港町 ～海岸通	大正元年 (1912)	横浜市認定歴 史的建造物	みなと みらい 21
32	旧富士銀行横浜支店 (元安田銀行横浜支 店)		横浜市	中区本町	昭和4年 (1929)	横浜市認定歴 史的建造物	関内
33	旧横浜銀行本店別館 (元第一銀行横浜支 店)		横浜市	中区本町	昭和4年 (1929)	横浜市認定歴 史的建造物	関内
34	旧居留地消防隊地下 貯水槽		横浜市	中区日本大 通	明治26年 (1893)	横浜市認定歴 史的建造物	関内
35	打越橋		横浜市	中区打越～ 山手町	昭和3年 (1928)	横浜市認定歴 史的建造物	山手
36	桜道橋		横浜市	中区山手町 ～麦田町	昭和3年 (1928)	横浜市認定歴 史的建造物	山手
37	インド水塔		横浜市	中区山下町	昭和14年 (1939)	横浜市認定歴 史的建造物	関内
38	谷戸橋		横浜市	中区山下町 ～元町	昭和2年 (1927)	横浜市認定歴 史的建造物	関内
39	西之橋		横浜市	中区山下町 ～石川町	大正15年 (1926)	横浜市認定歴 史的建造物	関内

番号	名称	写真	所有者	所在地	築年	指定等区分	重点区域
40	山手89-8番館		個人	中区山手町	大正15年 (1926)	横浜市認定歴史的建造物	山手
41	ストロングビル		法人	中区山下町	昭和13年 (1938)	横浜市認定歴史的建造物	関内
42	横浜税関遺構 鉄軌道及び転車台		横浜市	中区海岸通	明治28年 (1895) ~ 29年(1896)	横浜市認定歴史的建造物	関内
43	インペリアルビル		法人	中区山下町	昭和5年 (1930)	横浜市認定歴史的建造物	関内
44	河合邸		個人	中区山手町	昭和4年 (1929)	横浜市認定歴史的建造物	山手
45	旧神奈川県産業組合館		法人	中区海岸通	昭和13年 (1938)	横浜市認定歴史的建造物	関内
46	旧神奈川労働基準局 (元日本綿花横浜支店倉庫)		横浜市	中区日本大通	昭和3年 (1928)	横浜市認定歴史的建造物	関内
47	山手26番館		個人	中区山手町	大正末期(関東大震災後)	横浜市認定歴史的建造物	山手
48	霞橋 (旧江ヶ崎跨線橋)		横浜市	中区新山下	明治29年 (1896)	横浜市認定歴史的建造物	山手
49	旧横浜生糸検査所附属生糸絹物専用B号倉庫及びC号倉庫		法人	中区北仲通	大正15年 (1926)	横浜市認定歴史的建造物	関内

番号	名称	写真	所有者	所在地	築年	指定等区分	重点 区域
50	山手 133 番館		法人	中区山手町	昭和5年 (1930)	横浜市認定歴 史的建造物	山手
51	山手 133 番ブラフ積 擁壁		法人	中区山手町	明治15年 (1882) 頃	横浜市認定歴 史的建造物	山手
52	山手 237 番館		法人	中区山手町	昭和10年 (1935) 頃	横浜市認定歴 史的建造物	山手
53	山手 69-6 番館		個人	中区山手町	大正14 年(1925) ～昭和2 (1927) 年頃	横浜市認定歴 史的建造物	山手
54	山手 267 番館 (Bielous 邸)		個人	中区山手町	玄関棟・東棟： 昭和3-19年 (1928-1946) 頃 西棟：昭和 22-24年(1947- 1949) 頃	横浜市認定歴 史的建造物	山手
55	横浜共立学園本校舎		法人	中区山手町	昭和6年 (1931)	横浜市指定有 形文化財	山手
56	白雲邸		法人	中区本牧三 之谷	大正9年 (1920)	横浜市指定有 形文化財	三溪園
57	御門		法人	中区本牧三 之谷	宝永5年 (1708) 頃	横浜市指定有 形文化財	三溪園
58	旧原家住宅 (鶴翔閣)		法人	中区本牧三 之谷	明治35年 (1902)	横浜市指定有 形文化財	三溪園
59	横浜地方気象台庁舎		国	中区山手町	昭和2年 (1927)	横浜市指定有 形文化財	山手

番号	名称	写真	所有者	所在地	築年	指定等区分	重点区域
60	旧露亜銀行横浜支店		法人	中区山下町	大正 10 年 (1921)	横浜市指定有形文化財	関内
61	旧横浜生糸検査所附属倉庫事務所		法人	中区北仲通	大正 15 年 (1926)	横浜市指定有形文化財	関内
62	旧横浜居留地煉瓦造下水道マンホール		横浜市	中区日本大通	明治 14 年 (1881) ~ 16 年(1883)	国登録有形文化財	関内
63	市立港中学校門柱 (旧花園橋親柱)		横浜市	中区山下町	昭和 3 年 (1928)	国登録有形文化財	関内
64	ジェラルド水屋敷地下貯水槽		横浜市	中区元町	明治 10 年代 (1877- 1886)	国登録有形文化財	山手
65	旧横浜居留地 48 番館		神奈川県	中区山下町	明治 16 年 (1883)	神奈川県指定重要文化財	関内
66	横浜市イギリス館		横浜市	中区山手町	昭和 12 年 (1937)	横浜市指定有形文化財	山手
67	山手 214 番館		横浜市	中区山手町	大正末期 (1920 年代)	横浜市指定有形文化財	山手
68	山手 111 番館 (旧ラフィン邸)		横浜市	中区山手町	大正 15 年 (1926)	横浜市指定有形文化財	山手
69	横浜開港資料館旧館 (旧横浜英国総領事館) 及び旧門番所		横浜市	中区日本大通	昭和 6 年 (1931)	横浜市指定有形文化財	関内

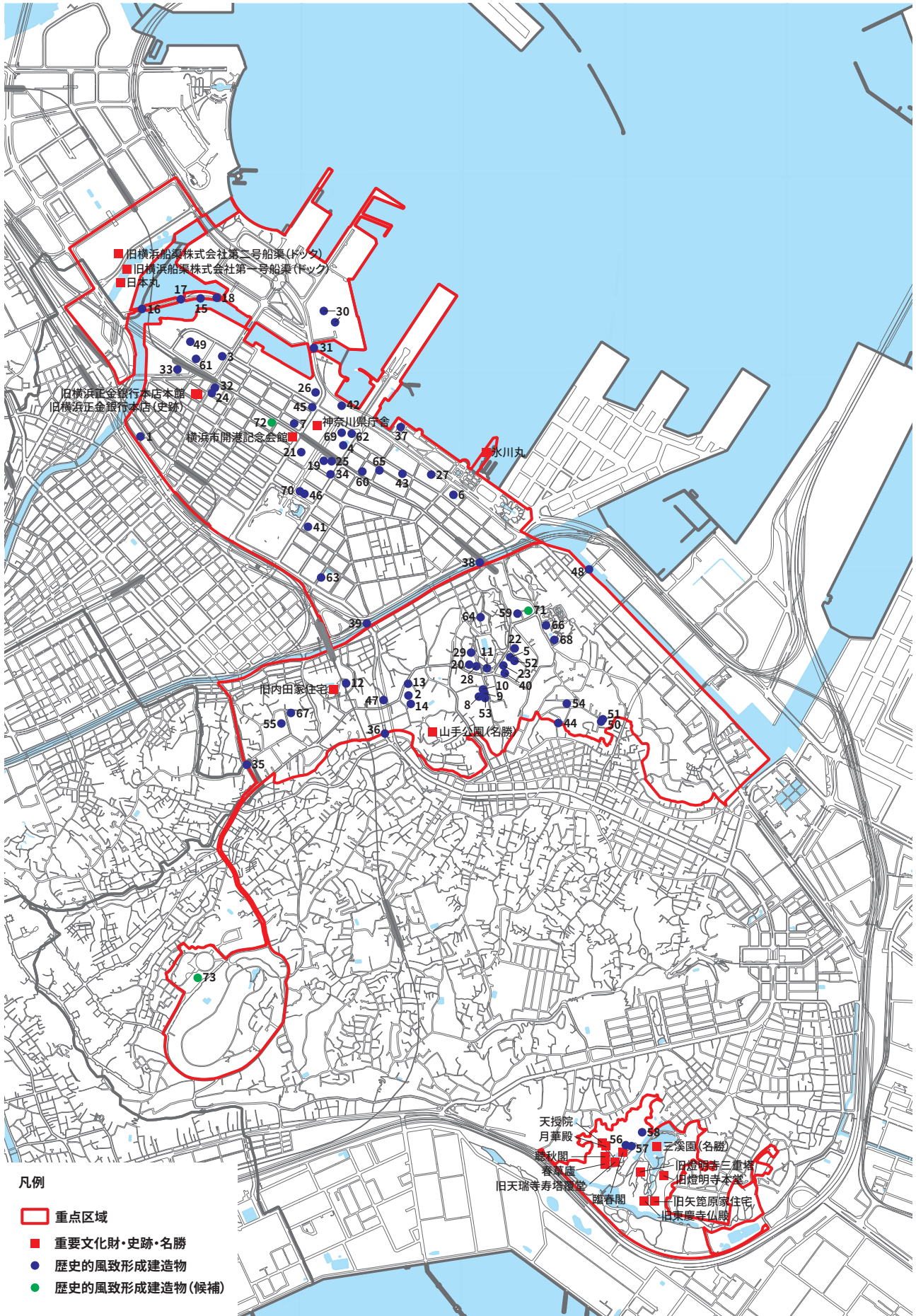
番号	名称	写真	所有者	所在地	築年	指定等区分	重点区域
70	旧日本綿花横浜支店事務所棟		横浜市	中区日本大通	昭和3年 (1928)	横浜市指定有形文化財	関内

4. 歴史的風致形成建造物の指定候補

歴史的風致形成建造物の指定候補となる建造物は、以下のとおりである。

歴史的風致形成建造物指定候補一覧

番号	名称	写真	所有者	所在地	築年	指定等区分	重点区域
71	岩田家住宅		横浜市	(港の見える丘公園内復原予定)	大正元年 (1912) 頃	横浜市指定有形文化財	山手
72	三井住友銀行横浜支店		法人	中区本町	昭和6年 (1931)	未指定等	関内
73	旧根岸競馬場一等馬見所		横浜市	中区箕沢	昭和4年 (1929)	未指定等	山手



歴史的風致形成建造物の位置図

9

9 章 歴史的風致形成建造物の管理の指針と なるべき事項

1. 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方
2. 歴史的風致形成建造物の維持管理の方針
3. 届出不要の行為

9章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1. 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物が文化財保護法のほか、他法令等により登録・認定・指定されている場合は、当該法令に基づき適正に維持・管理することを基本とする。その他の建造物についても、その価値や特性に基づき適正に維持・管理を行う。

また、歴史的風致形成建造物については、地域の歴史的風致を形成する重要な要素であることから、歴史的風致の維持及び向上のため、積極的な公開・活用が求められる。公開・活用にあたっては、外観の保護・保全のみだけでなく、可能な限り内部も公開されることが望ましいが、民間所有の物件は所有者等の生活に支障がないよう十分な協議を行った上で実施する。

2. 歴史的風致形成建造物の維持管理の方針

① 県指定及び市指定文化財である歴史的風致形成建造物

神奈川県及び横浜市指定文化財については、神奈川県・横浜市の文化財保護条例に基づき、現状変更の許可等による保護が行われている。これらの建造物の維持・管理は、外部及び内部ともに現状保存または、文化財調査に基づく修理を基本とする。

② 登録有形文化財である歴史的風致形成建造物

文化財保護法に基づき、建造物の外観を主対象とした維持・保存を基本とした維持・管理を行う。外観は現状の維持または文化財調査に基づく修理を基本とする。また建造物の内部において歴史上価値の高いものについては、所有者や管理者等との協議の上、保存に努めるものとする。

③ 横浜市認定歴史的建造物である歴史的風致形成建造物

横浜市歴史を生かしたまちづくり要綱に基づき、建造物の外観を主対象とした保全及び活用を基本とする。これらの建造物の維持・管理は、保全活用計画に基づく現状の維持または建造物調査等に基づく復元を基本とし、内部においても歴史的価値が高いものについては、所有者と協議の上、保全及び活用への協力を求めていく。

3. 届出不要の行為

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号の規定に基づき、届出が不要な行為については、以下の行為とする。

- ① 神奈川県文化財保護条例の規定に基づく県指定有形文化財について、同条例第14条第1項の規定に基づき現状変更の許可を受けて行う行為、もしくは第15条第1項の規定に基づき修理の届出をして行う行為。
- ② 横浜市文化財保護条例の規定に基づく市指定有形文化財について、同条例第16条第1項の規定に基づき現状変更の許可を受けて行う行為、もしくは第17条第1項の規定に基づき修理の届出をして行う行為。

- ③ 文化財保護法第 57 条第 1 項の規定に基づく登録有形文化財について、同法第 64 条第 1 項の規定に基づく現状変更の届出をして行う行為。
- ④ 景観法第 19 条第 1 項に基づく景観重要建造物で、同法第 22 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可を受けて行う行為。
- ⑤ 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例の規定に基づく特定景観形成歴史的建造物について、同条例第 14 条の 4 に定める保存活用計画に基づき行われる行為、もしくは第 14 条の 6 第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可を受けて行う行為。
- ⑥ 歴史を生かしたまちづくり要綱の規定に基づく横浜市認定歴史的建造物について、同要綱第 12 条に定める保存活用計画に基づき行われる行為、もしくは第 14 条の規定に基づく保存活用計画にかかわる現状変更の届出をして行う行為。

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

横浜市歴史的風致維持向上計画（案）

令和6（2024）年11月

横浜市都市整備局都市デザイン室

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

TEL: 045-671-2023 FAX: 045-664-4539

編集協力：（株）山手総合計画研究所
（公財）横浜市ふるさと歴史財団

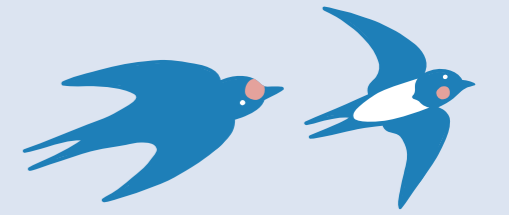
概要版デザイン：松岡未来（ヤング荘）

イラスト：あんのようすけ（ヤング荘）

横浜市歴史的風致維持向上計画 概要版(案)
令和7年3月(予定)

横浜市都市整備局 都市デザイン室
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
電話：045-671-2023 FAX：045-664-4539

編集協力：株式会社総合計画研究所
公助 横浜市ふるさと歴史財団
デザイン：松岡未来(ヤング荘)
イラスト：あんのようすけ(ヤング荘)



横浜市 | 歴史的風致 | 概要版 維持向上計画

(原案)





photo: 中川達彦

INDEX

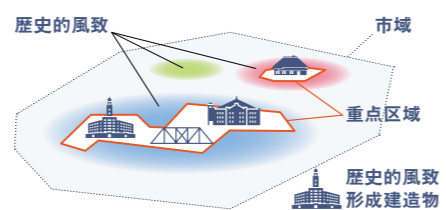
目次

本計画について	p.2
1 横浜の歴史の特徴	p.4
2 歴史を生かしたまちづくりのこれまで	p.7
3 これからの歴史を生かしたまちづくりの理念と方針	p.10
4 横浜市の歴史的風致	p.14
5 重点区域の位置及び範囲	p.16

● 歴史的風致維持向上計画とは

歴史的風致維持向上計画は、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（平成20年制定、以下「歴まち法」）に基づき、「歴史的風致」^{※1}の維持向上を目的に市町村が作成し国からの認定を受ける、歴史まちづくりの事業計画です。

計画の中で歴史的風致を設定し、この風致の範囲内で重点区域を指定します。重点区域内で歴史的風致形成建造物を指定し事業を位置付け、国からの計画認定を受けることで、様々な支援措置を受けながら事業を推進するものです。



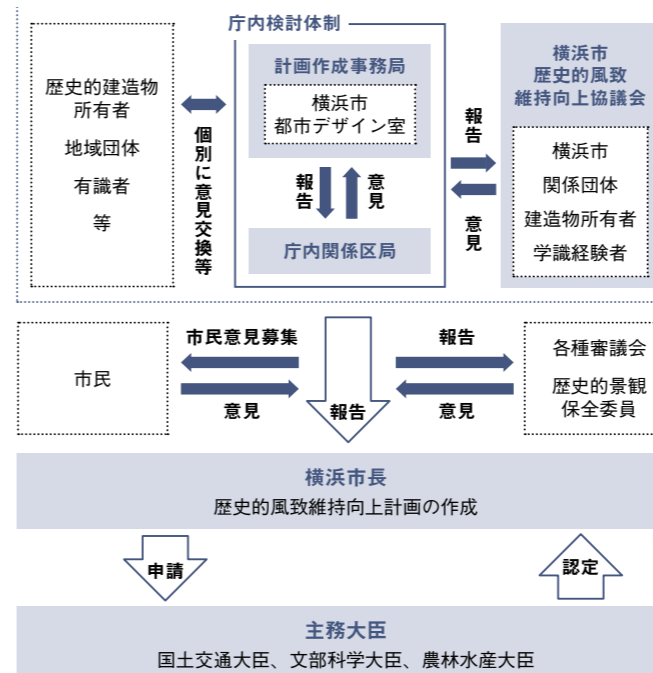
※1 地域固有の歴史や伝統を反映した人々の活動と歴史上価値の高い建造物が一体となった良好な市街地の環境

● 計画期間

令和7〔2025〕年度～令和16〔2034〕年度（10年間）

● 計画策定の体制

横浜市歴史的風致維持向上計画作成体制



● 計画策定の背景と目的

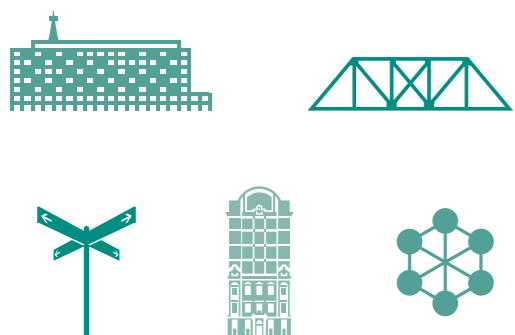
横浜には、開港・文明開化を象徴する近代建築・西洋館、中世における鎌倉文化や近世における宿場・農村の姿を伝える古民家や社寺などの歴史的建造物や、これらと共にある人々の営みや祭事が、所有者・地域の手で今日まで守られ多様に残っています。これらは横浜の都市の記憶を語り、個性・魅力を形成する重要な資産です。歴史資産を活かし、歴史の奥行きと深みのあるまちづくりを推進することは、市民生活に潤いとゆとりをもたらす地域への愛情を育むとともに、都市全体の活力向上に結びつく大切な取組です。

横浜市はこの考え方を基に、歴史資産の保全活用を核とした歴史を生かしたまちづくりを進めてきました。しかしながら、昭和63年（1988）の「歴史を生かしたまちづくり要綱」と「横浜市文化財保護条例」の施行から38年が経過し、社会情勢の変化も相俟って、所有者負担の増加、活動の担い手・支援策の不足、まちづくりへの展開の不足など、課題が顕在化しています。この状況を踏まえ、歴まち法に基づき「横浜市歴史的風致維持向上計画」を策定することとしました。

本計画に基づき、歴史を生かしたまちづくりに関する理念や方針等を様々な主体と共有・協働し取組を推進することで、横浜の歴史に触れ、知り、楽しむ場をつくっていくとともに歴史資産の継承と活用を促進します。これらを通じて、旧きと新しきが混ざり合う横浜らしさを体感できるようなまちづくりを目指します。

1

横浜の歴史の特徴



様々な文化が折り重なる都市横浜

広い市域を有する横浜では、有史以来、海・川との暮らし、鎌倉文化の広がり、「東海道」の整備、開港や二度の被災からの復興など、多様に折り重なる歴史を辿って発展してきました。こうした歴史を象徴する活動や歴史的建造物＝「歴史資産」が残り、活用されることで、横浜では現在も、開港都市・国際都市としての側面や文明開化の地・近代都市の側面、賑わいを見せた宿場の側面、自然と共存した農村漁村の側面など、さまざまな表情を見ることができます。ここでは、その特徴と現在に残る歴史資産の一部を紹介します。

海・川や谷戸と共にある暮らし

横浜周辺は約三万年前に陸になり、約二万年前から人が暮らした痕跡が発見されています。東京湾にたくさんの川が流れ込む横浜では、古くから海や川と人々が共に暮らしてきました。海岸線の変化や稲作の始まりなどで暮らしが変わり、川の流域ごとに政治の領域がつくられていき、やがて都の形成に引き継がれていきました。東京湾に面した沿岸部では海の恵みが人々の暮らしを支え、地引網、海苔の養殖や、祈りを込めた祭礼が行われていました。

市内の川の流域には「谷戸」（丘陵地が水などに浸食された谷状の地形）が多数あり、横浜の地形における大きな特徴となっています。人々は古くから谷戸に住み、谷の低地を田んぼに、平地や緩やかな斜面に畑や茅場を拓き、里山で筍などを栽培して暮らしていました。暮らしの様子は時代の流れと共に変わっていき、横浜港が開港し生糸貿易が盛んになると、民家では養蚕も営まれました。現在も各地に古民家が残っており、当時の暮らしの面影を垣間見ることができます。



大塚遺跡



お馬流し



関家住宅



田邊家住宅（日吉の森庭園美術館）

鎌倉文化の開化や東海道の発展

金沢には、かつて鎌倉幕府が設置した貿易港・六浦湊^{みなと}がありました。中国との貿易が盛んで、宋銭や書物、陶磁器などの日本の玄関口となりました。幕府からは湊への経路が設けられ、自然豊かな道として親しまれる朝夷奈切通^{あさいなきりどおし}もこの際に開通しました。湊を経営し、一帯を治めた金沢北条氏は、称名寺^{しょうだいじ}にするとともに政治・文学・歴史などの文書^{もんじょう}を収集し、金沢は交易や学問で栄えました。金沢は景勝地でもあったため後に「金沢八景」が詠まれ、別荘地や海水浴場としても親しまれました。

江戸時代に入ると、幕府を開いた徳川家康は江戸と各地を結ぶ街道を整備しました。中でも横浜には上方（京都や大阪）への交通路であった東海道が通り、神奈川、保土ヶ谷、戸塚の3つの宿が設置されました。宿は兵や伝令を送る「伝馬」の中継地でしたが、商店や茶屋、旅籠（宿屋）が集まり文化人も訪れ賑わいました。また、当時は米が食生活だけでなく社会・経済の基盤であったことから各地で新田開発が進みました。なかでも吉田新田として開拓された土地は現在の横浜都心部の基盤となっています。



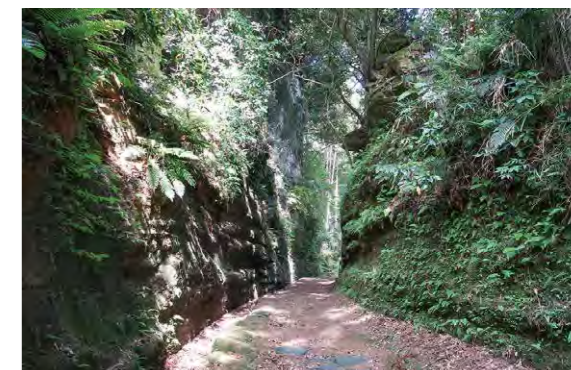
東海道五十三次之内 保土ヶ谷（歌川広重（初代））



東海道五十三次之内 神奈川（歌川広重（初代））



称名寺



朝夷奈切通

横浜開港と外国人居留地

幕末のペリー来航を機に国内の5つの都市で港を開くことが決まり、横浜村が開港場に定められました。しかし当時は大型船が停まれる港がなく、英国人技師H.S.パーマーの設計で新たに港が整備されることになりました。1889年の着工から拡張工事を経て1937年に完成するまでの過程で、海外技術由来による頭や棧橋、鉄道等が国内で初めて造られました。こうして整備された横浜港は生糸貿易などで横浜の発展を支え、国内の物流・文化の玄関口となりました。現在も倉庫や防波堤、税関、船のドックなど港を象徴する歴史資産が現存しています。

開港と共に山下や山手には「居留地」（外国人の滞在・営業が許されたエリア）が設置されました。山下では主に商売が営まれ、アメリカ、西欧、中国、インドなどから来た外国人が商社を構えました。一方、丘の上の山手は居住エリアになり、西洋館や教会、学校などが並びました。外国人は山下の商館に勤め、余暇には洋館の庭でガーデニングを行い、サロンやスポーツを通じて交流するといった暮らしを営んでいました。こうして流入した海外文化は、日本の「もののはじめ」になるとともに、異国情緒溢れる街並みをもたらしました。



象の鼻パーク



三溪園



中華街大通り（明治末～大正初期）（横浜開港資料館所蔵）



横浜山手聖公会

photo: 中川達彦



近代都市の形成と震災復興

開港後、横浜には様々な技術が海外から輸入されました。その一つに、レンガやコンクリートなど新しい材料・工法による「近代建築」があります。山下の居留地には官公庁や銀行、商館、ホテルなどモダンな近代建物が建ち並び、文明開化を象徴する西洋風の街並みが形成されていきました。併せて都市づくりに必要なインフラ、例えば水道やガス灯、鉄道や擁壁が整えられ、横浜は急速に近代化しました。こうして横浜は活気に溢れ、周囲の農村からも仕事を求めた人が集まるようになっていきました。

大正12(1923)年9月1日、関東地方をマグニチュード7.9の大地震が襲いました。横浜のまちは95%以上の建物が一瞬で倒壊、更に地震直後にはほぼ全域が火の海と化し、2万人以上が亡くなりました。震災後、土地や街路の整備など復興事業が進められ、現在の都市の骨格が形成されました。復興の熱は高く、震災から10年も経たないうちに瓦礫を埋め立てた山下公園が開園、ホテルニューグランドや山手の洋館など新たな建物が建ち並びました。こうして、横浜にまた国内外から多くの人が集い、市域も徐々に拡大していきました。



旧第一銀行横浜支店



横浜西谷浄水場

photo: 中川遼彦



横浜中央電話局舎からみた震災被害全景(横浜開港資料館所蔵)



打越橋(震災復興橋梁)



横浜大空襲と戦後の都市発展

震災後、まちに活気が戻ってきた頃、横浜は第二次世界大戦のさなかの昭和20(1945)年5月29日、大空襲で再び被害を受けました。当時の人口は100万人程でしたが、40万人が罹災して市域の34%が壊滅しました。日本国の降伏後、横浜は進駐軍の国内上陸の窓口になり、関内や山下公園に「カマボコ兵舎」が建ち並びました。横浜では全国の接収土地面積のうち70%を占める土地やほとんどの建物が接収され、解除も遅れました。昭和25年頃からふ頭などでようやく接収解除が始まり、復興の兆しが見え始めました。

高度経済成長期に入ると、横浜はインフラ整備が十分でない中で急激な人口増加により、住宅の乱開発や環境問題などに直面しました。このような中で横浜は、首都・東京のベッドタウンではなく自立した都市を目指し、横浜ベイブリッジや港北ニュータウンなど都市の基盤を整備する「六大事業」、公害防止や環境保全を目指す開発の「コントロール」、そして美しさ・楽しさ・潤い等の人間的価値を都市づくりに反映させる「アーバンデザイン」の三つの基本戦略を掲げて都市づくりを進めました。



住吉町新井ビル(防火帯建築)



自動車とみなとみらい21中央地区の街並み



かまぼこ兵舎が立ち並ぶ関内地区(横浜市史資料室所蔵)



旧横浜市庁舎

2

歴史を生かしたまちづくりのこれまで



日本大通り



(BankART Life VI「都市への挿入」川俣正) 2020、文化芸術創造都市施策での旧第一銀行横浜支店の活用 photo: 中川遼彦



長屋門公園

1960年代の高度経済成長の中、全国で歴史資産や街並みが失われる問題が生じていました。特に横浜は震災・空襲により、残った歴史資産が数少なかったうえ、東京のベッドタウン化で減り続けていました。こうした状況下で、横浜では山手資料館移築や称名寺の裏山開発反対運動など、民間が先行することで歴史資産保全の取組が始まりました。その後、'70~'80年代の調査で多様な歴史資産が発見され、総合的に歴史を生かしたまちづくりに取り組む体制づくりを開始しました。これを受け、昭和63年(1988)に「横浜市文化財保護条例」「歴史を生かしたまちづくり要綱」を施行するとともに、専門家や市民の意見を取り入れる「歴史的景観保全委員」、調査研究や保全活用を担う民間団体の「横浜歴史資産調査会」を立ち上げました。建物の価値や所有者の実情に寄り添い、「全部保全」、「部分保全」、「復元」、「部材活用・転用」などの残し方を組み合わせ歴史資産の保全を推進しています。現在は約1000件が市内に現存し、うち308件が制度指定等を受けています。(令和6年5月現在)

同時に、歴史資産を都市の個性・魅力として活用する取組を推進しており、JR桜木町駅から山手地区までは、鉄道路線を活用した自動車道や赤レンガ倉庫、山下公園などの歴史資産を通る「開港の道」を展開しています。日本大通りでは歴史資産の公開とオープンカフェ等による賑わい形成、山手では西洋館の公開活用を行っており、郊外では、長屋門公園など複数の公園で歴史資産の保全活用を行っています。2000年代からは、芸術文化の創造性をまちづくりに生かす「文化芸術創造都市施策」で近代建築を活用しています。また、広報誌の発行やセミナーの実施、案内サインの整備など普及啓発に取り組んでいます。



第46回 歴史を生かしたまちづくりセミナー

歴史を生かしたまちづくりの展開

「歴史を生かしたまちづくり」は、横浜の歴史を象徴する建造物を歴史資産として捉え、まちの個性・魅力に転じていくことを目指しています。横浜市において都市デザインの取組を始めた初期は個別の歴史資産の保全活用を行っていましたが、全市の総合調査や検討を踏まえ、保全と活用・広報普及を一体で行う体制を構築しました。

※本稿は「都市デザイン横浜 個性と魅力あるまちをつくる(2022 | 企画・編集:横浜都市デザイン50周年事業実行委員会、横浜市都市整備局 | 発行:BankART1929)」に掲載された図版の一部加筆修正を行ったものです。

初期の取組から体制作りへ向けた調査まで

歴史を生かしたまちづくりの体制づくり

歴史を生かしたまちづくりの展開

横浜の都市形成過程

横浜の都心部は開港を機に急速に発展しましたが、二度の被災(震災・戦災)により、数多くの歴史資産が失われてしまいました。

’50年代後半からは高度経済成長期に入り、東京のベッドタウンとしての需要が高まる中、急速な人口増加と共に開発が進みました。

「文化財」として国に指定等されるものが少なかった

都市の資産がどんどん失われる状況に

まちの個性や魅力をつかっていくため少ないからこそ、歴史を少しでも資産として残していかなければ!

都市デザイン活動初期における歴史資源の保全活用

市民活動に端を発し、官民両方で個々の建造物の保全が行われる

主に都心部で民間主導の取組が先行

- 山手資料館の移築保全
- 旧英国七番館の保全調整

都市デザインの文脈で行政が事業の中で保全活用

- 横浜開港資料館
- 「鉄の橋」吉田橋
- 大倉山記念館

エポックとなった2つの建造物保全活用の取り組み

赤レンガ倉庫

大蔵省の税関倉庫として建築。昭和40年代半ばから保存運動が始まり、1992年に国から市へ財産移管され、2002年に文化商業施設として活用が開始されました。

旧横浜船渠第1号・第2号ドック

1896年建設のドライドック。MM21計画当初から保存検討され、市と地権者の協議を経て横浜ランドマークタワー敷地内で復元、1993年ドックヤードガーデンとして開業。

活動を通じて認識が共通のものになっていく

「歴史を生かしたまちづくり」の施策化に向けて検討開始

歴史を生かしたまちづくりに向けた諸調査

まずは横浜のまちの成り立ち・歴史資産の現況調査を総合的に行いました。

港町横浜の都市形成史

横浜市歴史的環境保全整備調査

横浜山手洋館群保存対策調査

歴史を生かしたまちづくり基本構想：4つの基本方針

- 価値の共有 市民理解の深度化
- 幅広い「保存」を許容する施策
- まちづくりの中での活用
- 他制度や事業との連動 総合的の立案

「歴史を生かしたまちづくり」の誕生

他パートナーとの協働による調査・広報普及

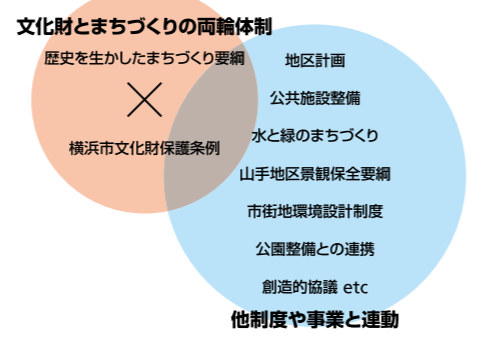
効果的な調査・広報普及に向けて、外部パートナーの育成/連携を積極的かつ意識的に行っていました。

- 横浜歴史資産調査会/歴史的景観保全委員
- 横浜洋館探偵団 etc

相互に連携

制度を活用した柔軟な建造物保全活用

1988(昭和63)年の「歴史を生かしたまちづくり要綱」と「横浜市文化財保護条例」の同日施行を契機に、本格的に保全活用を開始。都市の記憶を何とか残すため、ツールとなる制度や事業を連携するよう体制を強化していきました。



歴史を生かしたまちづくりの「3種の神器」

要綱運用の仕組み

専門家による調査

歴史的・景観的・建造物的に高い価値を有する

登録【通称：ラブレター】

- 特に高い価値を有する
- 所有者の同意を得る
- 「保全活用計画」を作成

認定 改修等に対する助成

歴史を生かしたまちづくり要綱・歴史的景観保全委員・歴史資産調査会

「歴史を生かしたまちづくり」は、歴史資産の凍結保存でなくまちづくりを目指しており、活用、調査、価値共有等を総合的に実施する体制が必要でした。そのため、外観保全と助成を行い内部は積極的に活用を促す仕組みを整理した「歴史を生かしたまちづくり要綱」、様々な有識者の意見を募る「歴史的景観保全委員」、外部パートナーとして活用や広報を連携する「歴史資産調査会」を同時に立ち上げました。この体制は、現在まで三位一体で継続されています。

歴史的建造物の調査

歴史資産台帳登録調査

歴史文化の広報普及

広報媒体の作成

- 歴史を生かしたまちづくり横浜新聞
- 「都市の記憶」

歴史を生かしたまちづくりセミナー

ライトアップ・ヨコハマ

第二次世界大戦以降の建造物の評価が見直され始める

継続することで価値の共有を広げていく

歴史的建造物の保全活用

都心部の近代建築保全

「都市の記憶」を紡ぐ

都心部の近代建築は横浜の都市形成・復興の象徴。単体保全の支援のみならず、建物買上げや復元調整等、あらゆる手段を講じて保全活用を進めています。

- 銀行建築の保全活用
- 日本大通りの建造物保全
- 北仲通地区の建造物保全活用

山手地区景観保全要綱

山手地区の歴史を生かしたまちづくり

一体の「山手らしさ」を守る

山手地区には西洋館、教会、学校、公園、擁壁など旧居留地時代を偲ばせる建物やコミュニティが残ります。これらを官民で守り育てる取組を継続しています。

郊外部へ展開

西洋館・洋館付き住宅保全

港だけでは無い横浜のルーツを今に伝える

市内に点在する古民家や周辺環境はかつての農村や漁の姿を偲ばせるものであり、保全の取組を進めています。

土産業遺構の保全活用

「横浜の形成基盤」の痕跡を残す

鉄道、ガス灯、水道、灯台など土産業遺構は横浜都市形成の礎となった歴史資産として、全国に先駆けて保全活用を進めました。

戦後建造物の評価検討

旧横浜市庁舎等のモダンズム建築など、戦後建造物の評価見直しを行っています。

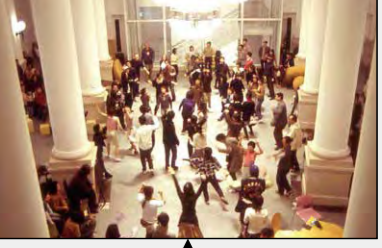
都橋商店街ビルの登録

防火帯建築を活かす「芸術不動産」への展開

創造都市施策への展開

歴史的建造物の創造的活用

都心部の空室率上昇、歴史資産の減失等の課題を受け、旧第一銀行横浜支店の活用を機に、歴史資産と文化・芸術など創造的な活動を組み合わせる創造都市施策を展開。



保全から活用に向けた潮流

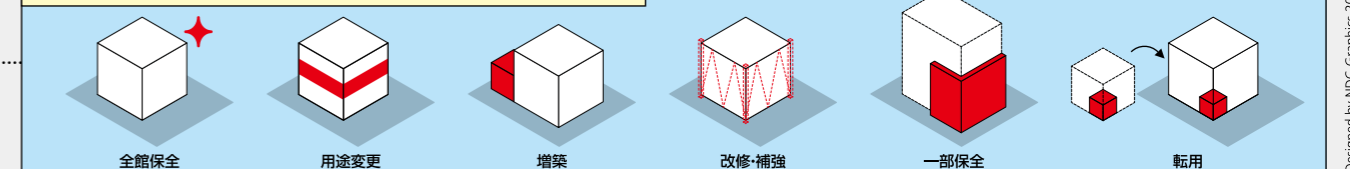
- 建物の維持管理の負担が増え、認定解除となる案件が出現
- まちの魅力向上のため建造物の活用需要増加

残したものをいかに使っていくかが求められる

新たな展開の模索

歴史的建造物活用は法的・コスト的に高いハードルがあり、その維持自体も税金や改修費の高騰、技術者の減少等からも益々厳しさを増しています。この傾向の加速を受け、2013年度には対応すべき課題と方向性をまとめ「歴史を生かしたまちづくり」の推進についてを発表し、特定景観形成歴史的建造物やリノベーション助成制度を導入しました。今後は、点から面的な歴史的環境の保全活用への展開、建物の保全活用へのきめ細やかな対応や、より創造的な活用の在り方の模索が求められます。

取り組みの継続により、建造物保全の在り方は多様化していきました。

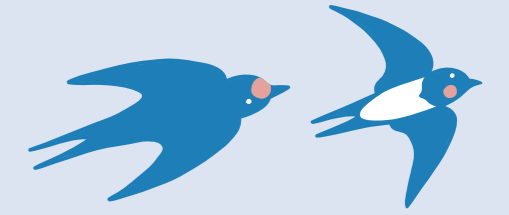


3

これからの歴史を生かしたまちづくりの 理念と方針

基本理念

旧きと新しきが混ざり合う、横浜らしさを体感できるまち



施策1

歴史資産の調査と
情報共有

施策3

新たな「歴史資産」の
保全活用の検討

施策2

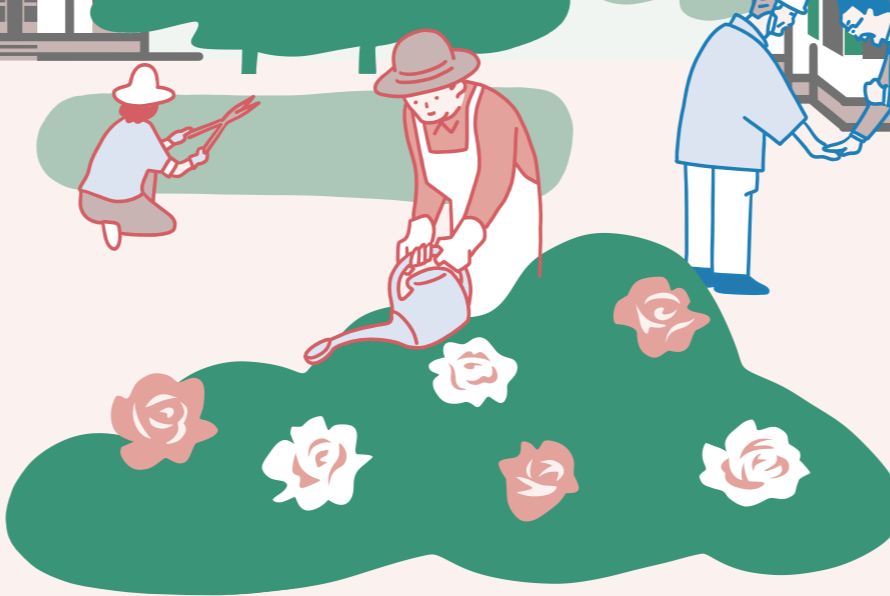
歴史資産の活用促進

施策1

保全・継承に向けた支援

施策2

歴史文化との
タッチポイントづくり



方針1

横浜の歴史に触れ、知り、楽しむ場づくり

方針2

歴史的建造物の継承と活用の促進

方針1 横浜の歴史に触れ、知り、楽しむ場づくり

施策1 歴史資産の調査と情報共有

市域に分布する歴史資産について、その時々々の状況把握に向けて総合調査を実施するとともに、個別の歴史資産の詳細調査や価値づけを推進します。また、把握した情報に市民・来街者などがアクセスできるよう、ホームページなどで積極的な情報公開を行います。加えて、地域団体や有識者と連携し、展示や講義等を行い情報共有を推進します。

取組例

- 歴史的建造物の全数調査
- 有識者と連携した調査及び評価の実施
- ホームページでの情報公開
- 関連団体と連携した資料展示や講座の実施



施策2 歴史文化とのタッチポイントづくり

幅広い世代・層の方々に歴史文化の魅力に触れて愛着を感じていただけるよう、様々なタッチポイントづくりを推進します。歴史的建造物の公開や活用イベントの実施、案内サインや周辺環境の整備などにより、歴史資産の魅力を実際に体感できる機会を創出します。また、ホームページ、SNSやVR・ARほか様々なメディア・デジタル技術等を活用し幅広くPRを行うよう検討します。加えて、まちづくり会議など議論・交流の機会を創出します。

取組例

- 歴史資産の公開、歴史資産を活用した音楽・芸術イベント等の実施
- ホームページ、SNSやVR・ARなど新たな媒体を活用した普及啓発の検討
- 「歴史を生かしたまちづくり横浜新聞」など広報誌の発行
- 開港5都市景観まちづくり会議の実施

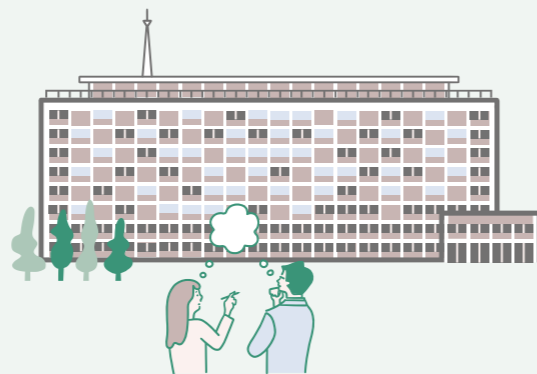


施策3 新たな「歴史資産」の保全活用の検討

これまでは主に近代建築、西洋館、社寺、古民家、土木産業遺構等を歴史資産として保全対象にしてきました。一方、時代の変化とともに歴史資産としてみなされ得る建造物は増加していくため、評価や保全活用の検討が必要です。横浜では特に、近代の住宅建築や横浜大空襲以降に築造されたモダニズム建築、防火帯建築などへの対応検討が課題となっています。こうした新たな歴史的建造物候補について、総合的に保全活用の在り方を検討します。

取組例

- 近代住宅の保全活用の検討
- モダニズム建築の保全活用の検討
- 防火帯建築の保全活用の検討
- 新たな歴史資産への制度指定



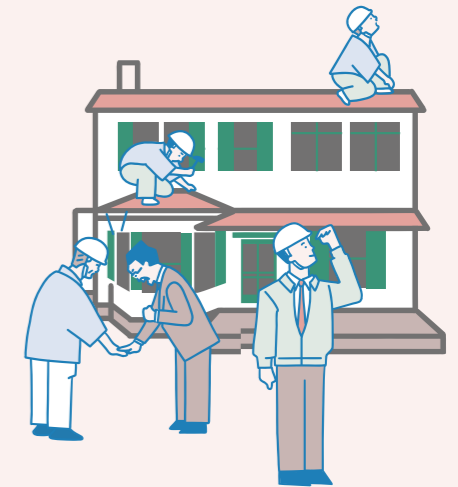
方針2 歴史的建造物の継承と活用の促進

施策1 保全・継承に向けた支援

歴史資産の維持には、日常的な特殊工事や相続税・固定資産税など様々な負担が発生しますが、近年の工事費上昇等により負担が増える傾向が続いています。また、設計者や施工業者など、信頼できる専門家や相談相手を見つけることも重要となります。こうした課題に柔軟に対応し、歴史資産を保全・継承していただけるよう、支援の拡充を図ります。

取組例

- 歴史的建造物に係る制度運用
- 工事助成への国庫補助、税制優遇措置の導入
- 民間活力（クラウドファンディング、ふるさと納税）の導入
- 歴史を生かしたまちづくり相談室の運用と専門家とのマッチング支援



施策2 歴史資産の活用推進

歴史資産の活用には、建物の機能や設備の更新に伴う費用・法適合、事業者と所有者のマッチングなど、様々なハードルがあります。このため、所有者、事業者、設計者、施工者、有識者など様々な主体が参画し協働する体制が必要です。歴史資産の活用促進に向け、これらの課題を解決していくため、様々な支援を行っていきます。

取組例

- 活用に係るマッチングなどの体制構築支援
- 建築基準法適用除外制度の運用などの技術的支援
- 活用事業者へのリノベーション助成の実施



Column

協働・共創による取組の推進

横浜市はこれまで、地域と協働した歴史的建造物の保全や運営、有識者や団体と協働した普及啓発など、様々な主体と連携して歴史を生かしたまちづくりを推進してきました。

本計画で掲げた理念や方針・施策は、どれも行政だけで達成できるものではありません。横浜の歴史に触れ、知り、楽しむ場をつくるとともに歴史資産を継承・活用し、横浜らしい魅力を作っていくためには、市民や企業、専門家や地域団体などと協働・共創していくことが非常に重要です。今後も、様々な主体との協働体制をつくりながら、計画を推進していきます。



中山恒三郎家イベント「Flowers - 舞踏と音楽と食の総合芸術 -」(2019)



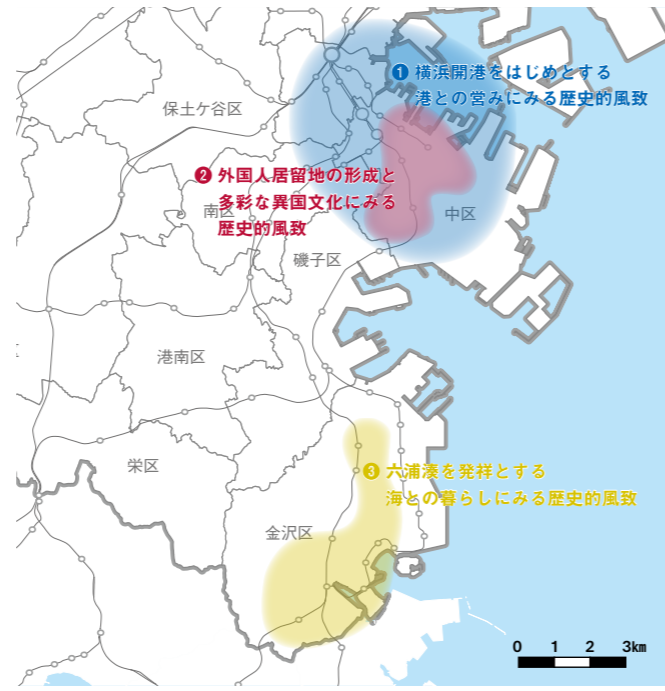
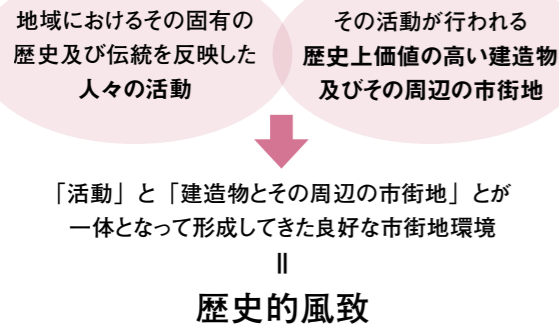
山手133番館オルガンコンサート(2022)

4

横浜市の歴史的風致

歴史的風致は「地域固有の歴史や伝統を反映した人々の活動と歴史上価値の高い建造物が一体となった良好な市街地の環境」と定義されています。横浜において脈々と続いてきた地域の活動と、現在に残る様々な歴史資産や市街地環境が一体となった歴史的風致として、3つのテーマを設定しました。

- ① 横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致
- ② 外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致
- ③ 六浦湊を発祥とする海との暮らしにみる歴史的風致



歴史的風致の分布

1 横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致

国際貿易港のあゆみ

安政六年六月二日(1859年7月1日)に横浜港が開港し、横浜は国際貿易都市として発展しました。開港都市のアイデンティティは、市民が集う開港記念バザーや式典、港らしい音風景を感じさせる汽笛、三溪園の大茶会などの活動を通じて現在も引き継がれています。また、赤レンガ倉庫など港を形成した建造物やかつての生糸の検査所、開港記念会館や三溪園など、様々な歴史資産が現存し活用されています。



横浜赤レンガ倉庫



水川丸



三溪園の大茶会(臨春閣)

焼け跡から二度よみがえった都市の復興と継承

横浜は関東大震災と横浜大空襲という二度の大きな災禍に見舞われ、そのたび復興を遂げてきました。現在のまちの骨格は関東大震災後の復興事業で形成され、この時造られたホテル・ニューグランドや山下公園、震災復興橋梁などが今も残っています。また、二度の被災と復興の歴史を語り継ぐ活動は市内各所で行われ、インド水塔での慰霊祭や、国際仮装行列(現:ザよこはまパレード)などが続いています。



インド水塔



ホテルニューグランド本館



第71回ザよこはまパレード

2 外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致

居留地を感じる山手のまちづくり

開港を機に横浜には居留地が設置され、世界中から来日した外国人が生活し、日本に多彩な異国文化が流入しました。山手は外国人が暮らす居住エリアとなり、西洋館や教会、学校など異国情緒溢れる建物と緑豊かな環境が形成されていきました。こうした環境を守り育てる市民参加のまちづくりが脈々と続いており、ガーデニングや樹木の保存、西洋館を活用したイベントなどが行われています。



山手234番館運営実験



花と器のハーモニー



ベリックホール

photo: 中川達彦

スポーツ文化の広がり

日本に伝わった海外文化の中でも、とりわけ市民が目にしたのは、クリケット、テニス、競馬といった外国人のスポーツ活動でした。スポーツのための場所を外国人たちが要望したことにつくられた山手公園や横浜公園、旧根岸競馬場一等馬見所など、横浜には多数の洋式スポーツ発祥の地があります。テニスや野球などのスポーツは日本に根付き、現在も強い人気を誇っています。



旧根岸競馬場一等馬見所 photo: 中川達彦



横浜公園と横浜スタジアム



山手公園の横浜山手テニス発祥記念館

3 六浦湊を発祥とする海との暮らしにみる歴史的風致

海との暮らしを継承する祭礼

金沢では、鎌倉幕府の外港であった六浦湊が設置され、朝夷奈切通が開削されて幕府からのルートができたことで、大いに賑わいました。このとき一帯を治めた金沢北条氏の菩提寺であった称名寺ほか、多数の社寺が現在も集積しています。古来より交易や漁業など、海との暮らしが営まれてきた金沢では、祇園舟神事や湯立神楽、花まつり(稚児行列)など、複数の祭礼行事が長きにわたり続けられています。



称名寺



祇園舟神事



湯立神楽

景勝地「金沢八景」の海・緑との営み

歌川広重画「金沢八景」に表れるように風光明媚な地であった金沢は、明治期には政府の要人や文化人に人気の別荘地となりました。湘南電鉄(現:京浜急行電鉄)が開通してからは、海水浴や潮干狩りを楽しめる観光地として人気を博しました。海の多くは埋め立てられましたが、野島公園や海の公園は現在も釣りや潮干狩りで賑わい、金澤園や旧伊藤博文金沢別邸などで海や緑豊かな情緒を体感できます。



野島公園



旧伊藤博文金沢別邸

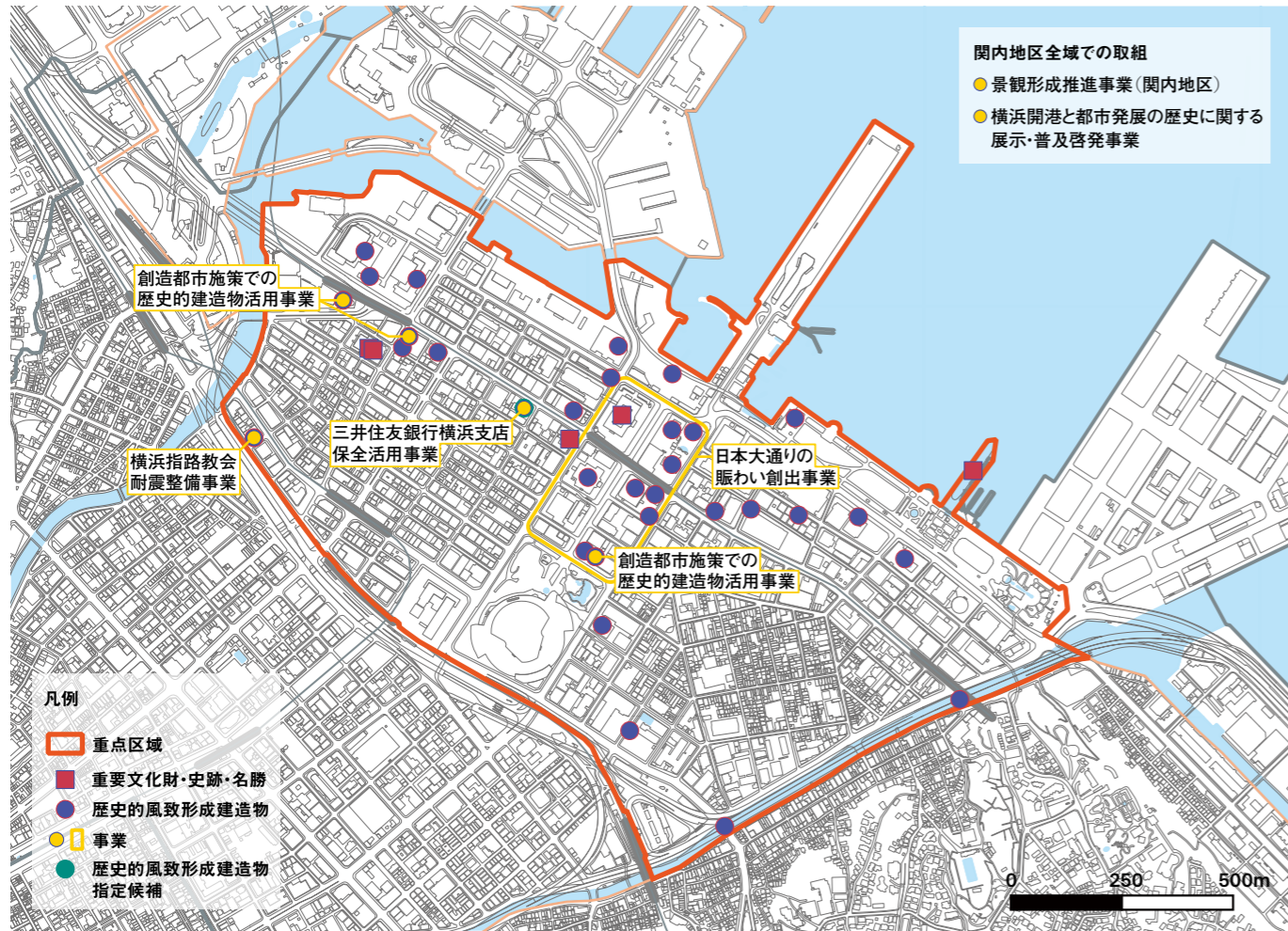


旧長濱検疫所一号停留所

重点区域の位置及び範囲



1 関内区域



関内地区の景観計画の対象区域を基本とし、開港後に中華街や山下公園などを含む旧外国人居留地の山下町と、北仲通りや海岸通りを含む旧日本人街、それらの中央の横浜公園・日本大通りなど一帯を「関内区域」として指定します。

区域内の重要文化財等

- 横浜市開港記念会館
- 氷川丸
- 神奈川県庁舎
- 旧横浜正金銀行本店本館

Pick up!!

日本大通りの賑わい創出事業

日本初の西洋式街路であり、歴史的建造物が立ち並ぶ日本大通り（国登録記念物 名勝地）において、地域の関係者と協働し道路空間を活用したオープンカフェなどの取組を実施し、魅力向上を図ります。



日本大通りオープンカフェ（毎年度実施）



日本大通りウェイターストレース（2011-2019）



横浜市開港記念会館

photo: 中川通彦



旧横浜市庁舎

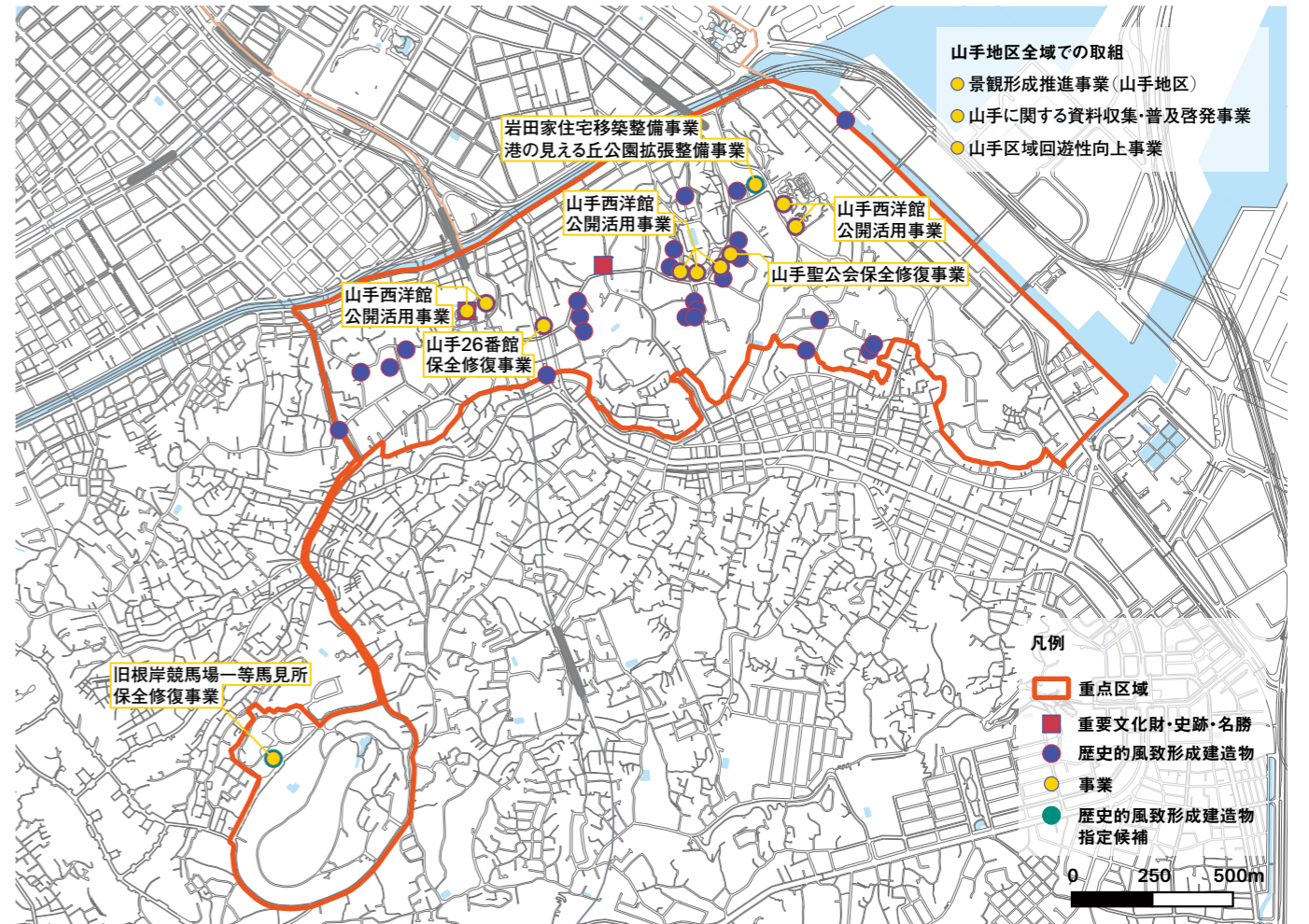
重点区域

歴史的風致の範囲内において、以下の条件を満たす区域を指定します。

- 1: 重要文化財等を含む周辺の区域であること
- 2: 歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進する区域であること



2 山手区域



山手地区の景観計画の対象区域を基本とし、慶応3年（1867）に外国人居留地に指定され、外国人が暮らすための西洋館や学校、教会などが建ち並ぶ地区となった山手町を中心として「山手区域」を指定します。

区域内の重要文化財等

- 旧内田家住宅（外交官の家）
- 山手公園

Pick up!!

岩田家住宅移築整備事業

山手町の旧横浜税関山手宿舎跡地について、港の見える丘公園の拡張部として整備し緑豊かな空間を創出します。また、ここに岩田家住宅（市指定有形文化財）の復元整備を行い、公開活用を図ります。



整備イメージパース（案）



外交官の家

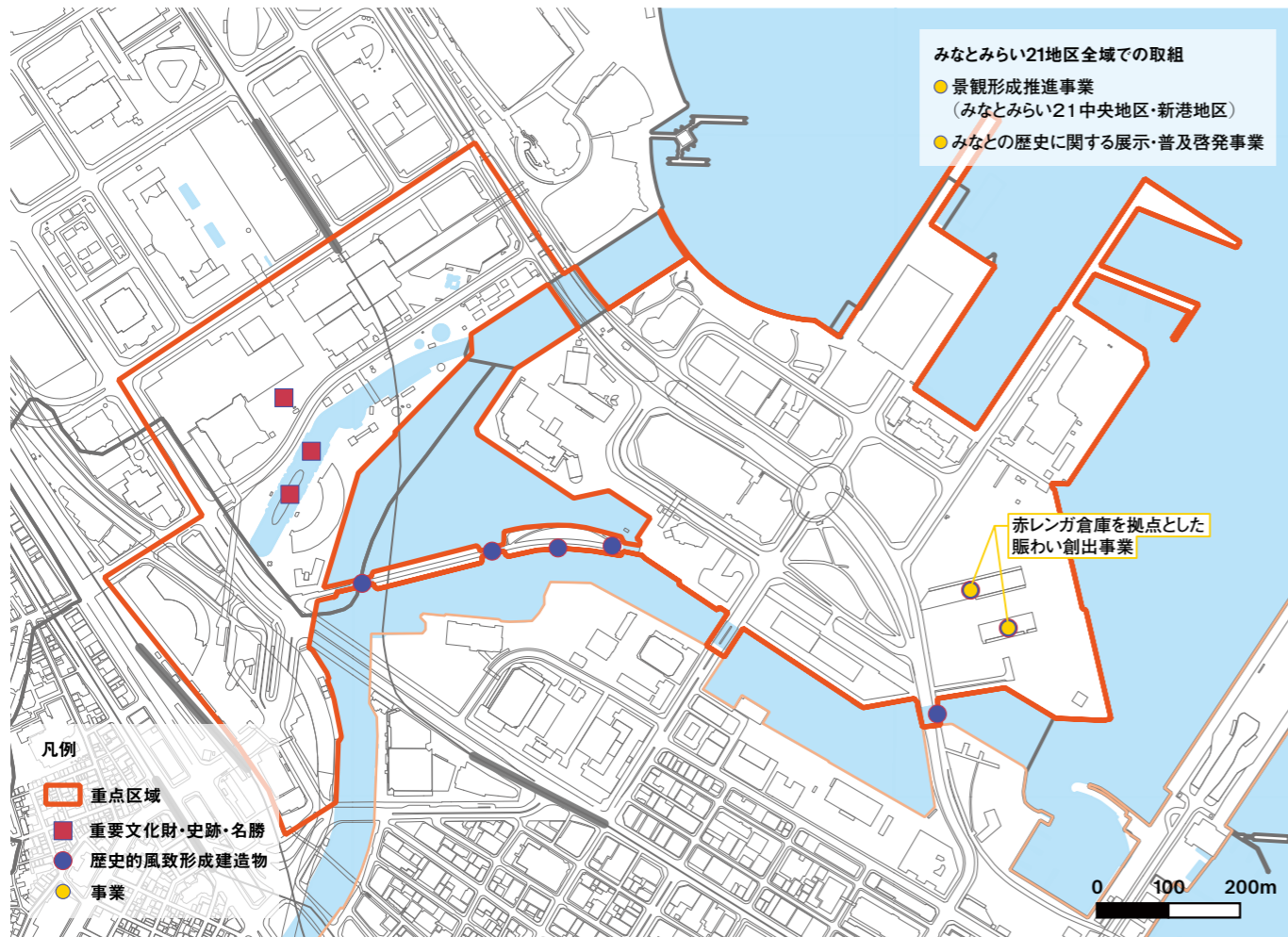
photo: 米山洋一



山手本通り沿いの景観



3 みなとみらい21区域



みなとみらい21中央地区及び同新港地区の景観計画の対象区域を基本とし、赤レンガ倉庫などが現存する新港地区と、旧横浜船渠株式会社のドックや日本丸がある中央地区の一部を対象に「みなとみらい21区域」を指定します。

区域内の重要文化財等

- 旧横浜船渠株式会社第一号船渠
- 旧横浜船渠株式会社第二号船渠
- 日本丸



Pick up!!

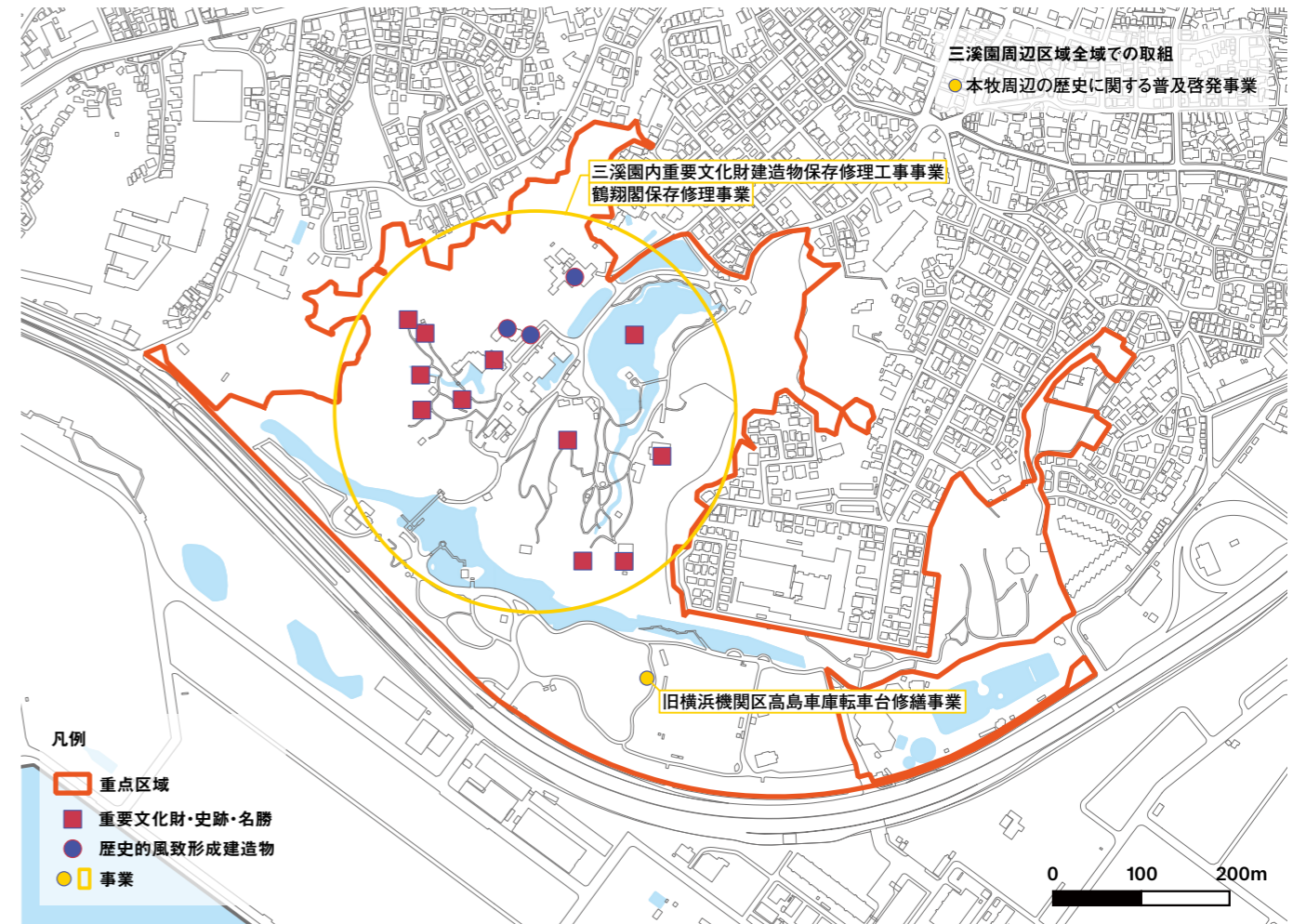
赤レンガ倉庫を拠点とした賑わい創出事業

赤レンガ倉庫(市認定歴史的建造物)及びその周辺の赤レンガパークを中心に、イベント等の取組を積極的に実施し、地域の魅力向上や賑わい創出を目指します。



赤レンガ倉庫及び二棟間広場でのイベント

4 三溪園周辺区域



製糸業や生糸貿易で知られた実業家・原富太郎(号：三溪)が造り上げた約53,000坪の日本庭園である国指定名勝「三溪園」と、これに隣接する本牧市民公園・本牧臨海公園を対象として、「三溪園周辺区域」を指定します。

区域内の重要文化財等

- 三溪園(国指定名勝)
- 臨春閣、月華殿など10棟 (三溪園内の古建築)



Pick up!!

三溪園内重要文化財建造物保存修理工事事業 / 鶴翔閣保存修理工事事業

三溪園に集積する古建築の保存修理工事を実施しています。計画期間内には旧燈明寺三重塔、旧矢筈原家住宅(どちらも重要文化財)、鶴翔閣(旧原家住宅)(横浜市指定有形文化財)の修理工事を実施予定です。



鶴翔閣(旧原家住宅)